

第3期 丸亀市 こども未来計画 Children's future plan



令和7年3月
丸亀市

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

（平成 6 年 5 月 16 日 公布）

【4つの権利】

- 1 生きる権利（すべての子どもの命が守られること）
- 2 育つ権利（もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること）
- 3 守られる権利（暴力や搾取、有害な労働などから守られること）
- 4 参加する権利（自由に意見を表したり、団体を作ったりできること）

こども基本法

（令和 4 年 6 月 22 日 法律第 77 号）

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

子ども・子育て支援法

(平成 24 年 8 月 22 日 法律第 65 号)

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

丸亀市子ども条例

(令和 2 年 3 月 30 日 条例第 23 号)

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成に関する基本理念や子どもの権利について定め、まち全体で子どもの育ちを支え合う仕組みを整えるため、家庭、学校等、地域、事業者及び市の役割を明らかにすることにより、全ての子どもが家庭及び地域から愛され、心豊かに育まれながら健やかに成長していくことを目的とする。

(基本理念)

第3条 子どもの育成に関する基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が考慮されること。
- (2) 大人は、子どもを温かく見守り、日常的な関わりを大切にして、子どもが主体的に考え、行動していく力を育めるようにすること。
- (3) 家庭、学校等、地域、事業者及び市は、互いに協働して子どもの育成に係る取組を行うとともに、その環境を整備すること。

第3期 丸亀市

こども未来計画

Children's future plan

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の考え方	3
3 計画の対象	4
4 法的な位置づけ	4
5 関連計画との位置づけ	4
6 計画の期間	5
7 計画の策定体制	5
第2章 こどもと家庭を取り巻く状況	8
1 人口・世帯の状況	8
2 少子化の状況	11
3 婚姻等の状況	13
4 就労の状況	14
5 幼稚園・保育所等の状況	16
6 小学校・中学校の状況	22
7 将来推計人口	24
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念	25
2 基本指針	26
3 基本目標	27
第4章 次世代育成支援行動計画	29
基本目標1 こどもを育む家庭を支援します	29
基本目標2 こどもの健やかな成長を支援します	43
基本目標3 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります	56



第5章 子ども・子育て支援事業計画 62

1 子ども・子育て支援新制度における事業の全体像	62
2 教育・保育提供区域の設定	64
3 教育・保育の量の見込みと確保方策	68
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	79
5 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保	92
6 保育人材の確保及び定着支援	94

第6章 こどものひかり計画 96

1 計画の概要	96
2 本市の状況	97
3 施策の展開	103

第7章 子ども・若者計画 110

1 計画の概要	110
2 本市の状況	111
3 施策の展開	113

第8章 計画の推進体制と進捗管理 119

1 計画の推進体制	119
2 計画の進捗管理	120

資料編 121

1 子ども・子育て会議委員名簿	121
2 計画策定経過	122
3 用語解説	124

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

我が国では、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すこととしています。そのため、社会全体としてこども施策に取り組み、総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行されました。

また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

丸亀市（以下「本市」という。）においても、令和2年4月から「丸亀市子ども条例」を施行し、市だけでなく、家庭や学校等、地域、事業者、まち全体でこどもの育ちを支え合い、こどもが健やかに育つことのできる環境づくりを進めています。

■こども基本法に定められた6つの基本理念

こども施策は、**6**つの基本理念をもとに行われます。



1

すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

2

すべてのこどもは大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

3

年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

4

すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

5

子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

6

家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

1
計画の策定に
当たって

2

こどもと家庭を 取り巻く状況



5
子ども・子育て
支援事業計画

6
こどもの
ひかり計画

7
子ども・若者計画

8 計画の推進体制と進捗管理

資料編

2 計画策定の考え方

今日のこども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、我が国のこども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられています。

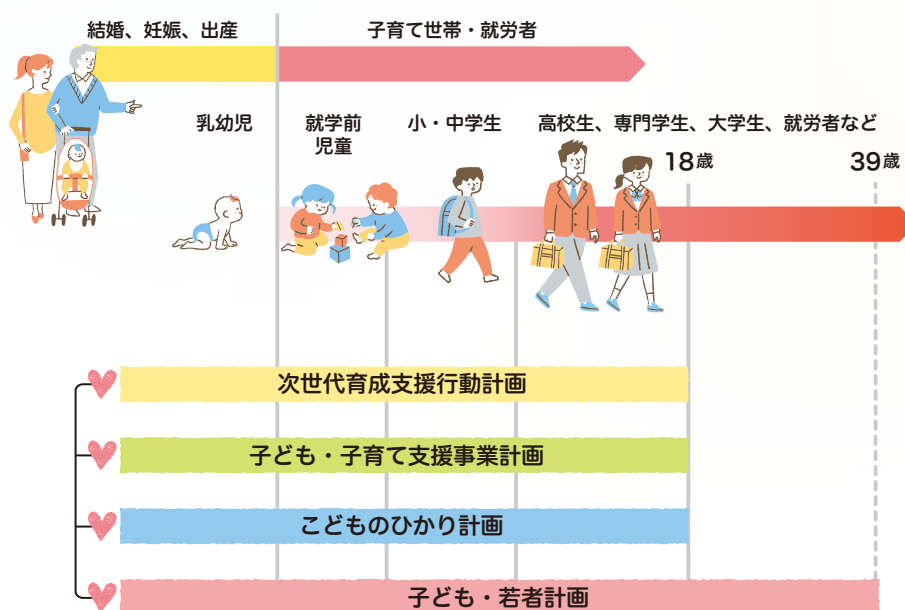
本市においても市町村子ども・子育て支援事業計画を含めた「第2期丸亀市こども未来計画」を策定し、全てのこどもの良質な生育環境を保障し、こどもや子育て家庭を社会全体で支援するための施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

「第2期丸亀市こども未来計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改正やこども・子育てをめぐる国や県の動きを反映した「第3期丸亀市こども未来計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

本計画は、こどもが持っている可能性を十分に発揮できる環境を目指し、こどもを中心においた施策展開を図るため、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定め、こども施策を総合的に推進するための「こども計画」として策定しました。

こども計画は、こども基本法第10条に基づき、国の「こども大綱」を勘案して策定するよう努めることとされており、子ども・子育て支援事業計画等のこども施策に係る関係計画については、一体のものとして作成することが可能であるとされています。本市においても、各部署のこども施策について統一的に横串を刺す効果や住民にとって分かりやすいこども施策の展開とするため、市町村子ども・子育て支援事業計画のほか、こども施策に関連する計画（子ども・若者計画、こどもの貧困対策計画（以下「こどものひかり計画」という。）、次世代育成支援行動計画、少子化に対処するための施策を包含）の包括的・一体的なこども計画とします。

■ ライフステージと包括的・一体的なこども計画のイメージ



3 計画の対象

本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までのこどもとその保護者や家庭、30歳代までの若者、学校等、地域住民、事業者など、全ての個人及び団体等を対象とします。

4 法的な位置づけ

本計画は、以下の内容を包含した本市のこども施策に関する総合的な計画とします。

● 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条による「市町村子ども・子育て支援事業計画」

● 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法第8条による「市町村行動計画」

● 子ども・若者計画

子ども・若者育成支援推進法第9条第2項による「市町村子ども・若者計画」

● こどもの貧困対策計画

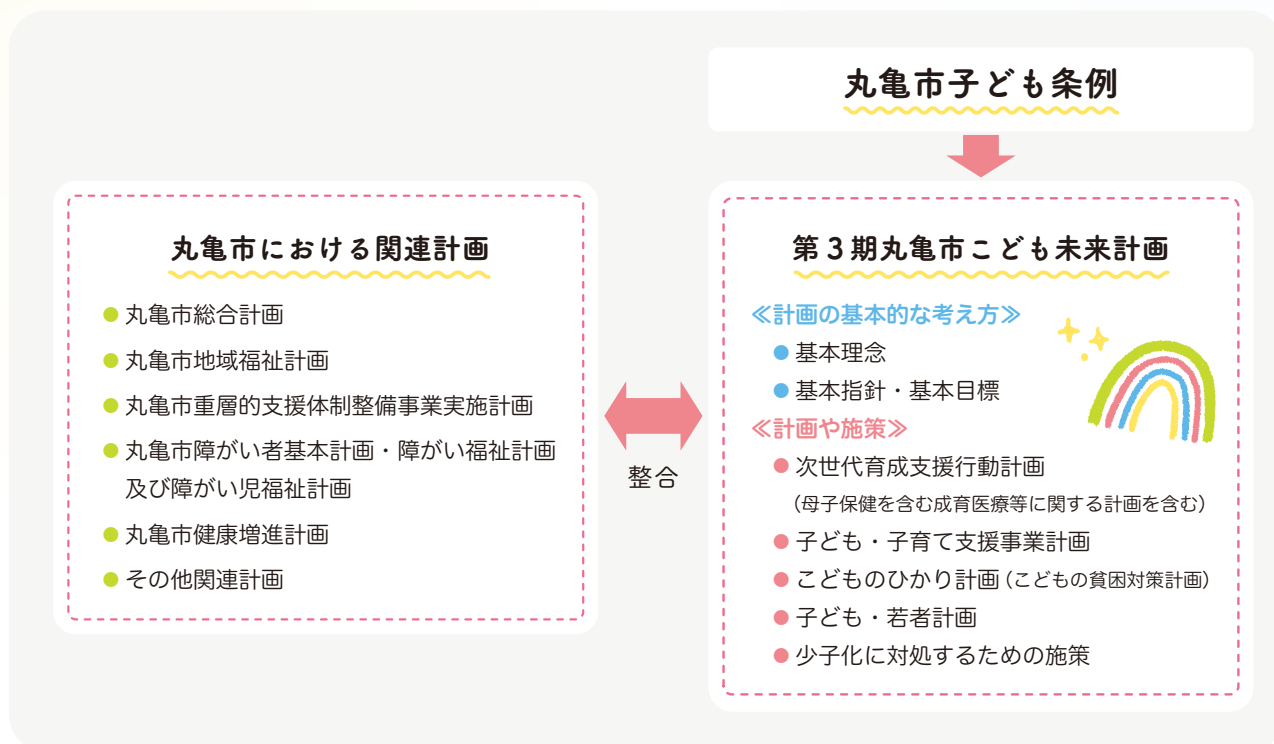
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項による「市町村計画」

● 少子化に対処するための施策

少子化社会対策基本法による「総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」

5 関連計画との位置づけ

本計画は「丸亀市総合計画」を最上位計画とし、こども・子育て分野の個別計画として位置づけられます。また、関連する福祉関係計画等と整合を図ります。



6 計画の期間

本計画の期間は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に関して、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。また、一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により中間見直しを行うこととします。

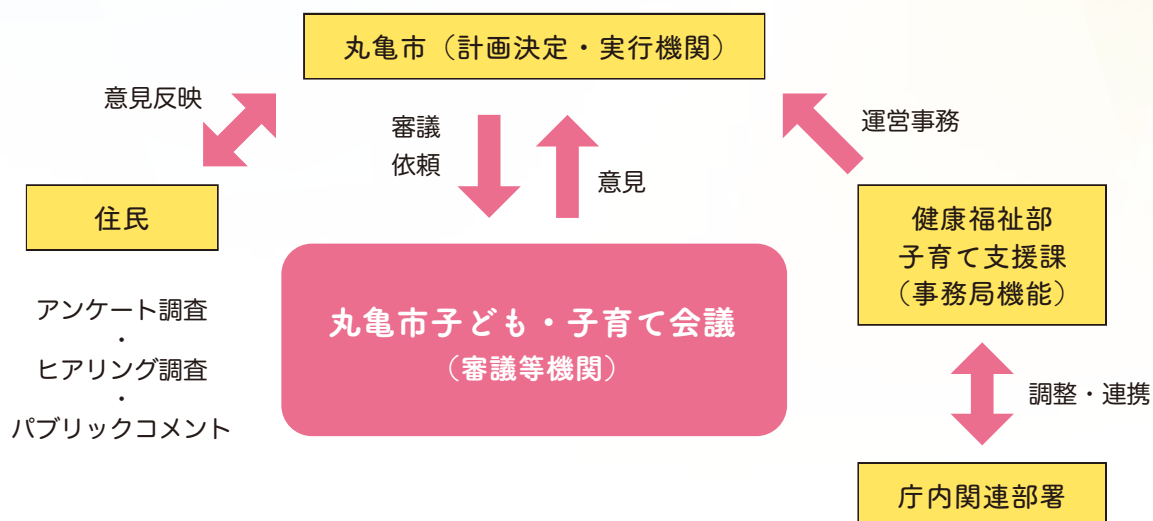
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
第2期丸亀市こども未来計画									
		中間 見直し		改定	第3期丸亀市こども未来計画				
							中間 見直し		

7 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき「丸亀市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行いました。

■策定体制のイメージ図



(2) 実態とニーズの把握

① アンケート調査の実施

子育て家庭の現状と今後の意向、中学生・高校生等と中学生・高校生等その保護者の生活状況や学習状況の実態などを把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的としてアンケート調査を実施しました。

■ アンケート調査の概要

調査対象		就学前児童の 保護者	小学生の保護者	中学2年生・ 高校2年生等	中学2年生・ 高校2年生等の保護者
調査期間		令和6年2月15日 ～令和6年3月7日		令和6年3月2日 ～令和6年3月24日	
調査方法		郵送による配布・回収、Web 回答			
配布数		2,000票	1,500票	1,000票	1,000票
回収数	合計	1,245票	850票	420票	457票
	内訳	紙:622、Web:623	紙:461、Web:389	紙:230、Web:190	紙:262、Web:195
回収率		62.3%	56.7%	42.0%	45.7%

② 若者からの意見聴取の実施

若者を取り巻く実態や若者の意見などを把握し、本計画を策定する際の参考とするため、若者を対象とした Web 回答形式の意見聴取を実施しました。

■ 意見聴取の概要

聴取対象	18歳から39歳までの若者
聴取期間	令和6年7月8日～令和6年8月13日
聴取方法	Web
聴取数	71件

③ヒアリング調査の実施

支援機関（保育・福祉・行政等機関・団体）の側からみた、こどもの様子や家庭の実情、支援の方向性や関係機関との連携などの状況を把握するため、「支援者アンケート」を実施し、その中の5団体を対象に、より詳しい状況把握を行うため、ヒアリング調査を実施しました。

■支援者アンケート調査の概要

調査対象	支援機関（保育・福祉・行政等機関・団体）		
調査期間	令和6年6月10日～令和6年6月25日		
調査方法	メールによる配布・回収（一部、郵送で回収）		
配布数・ 回収数 (回収率)	配布：32票、回収：28票（回収率：87.5%）		
	〔配布先の内訳〕	障がい児通所支援（デイサービス）施設	7か所
		子育て支援活動団体、サークル	5か所
		地域子育て支援拠点施設	9か所
		こどもの居場所	1か所
		こども食堂	2か所
		病児・病後児保育施設	1か所
		青い鳥教室	5か所
		児童館	2か所

■ヒアリング調査の概要

調査対象	＜スタッフ・児童対象＞ b & g まるがめ／丸亀市東小川児童センター ＜スタッフ対象＞ 児童デイサービス・ネムの木園／認定NPO法人 さぬきっずコムシアター／ 丸亀発達支援センターPOCKET
調査期間	令和6年7月30日
調査方法	各施設を訪問して聞き取り

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

■パブリックコメントの概要

実施期間	令和7年1月6日～令和7年2月4日
意見数	●名

■パブリックコメントでの意見

	ご意見（要約）	市の考え方
1		
2		
3		

第2章 こどもと家庭を取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

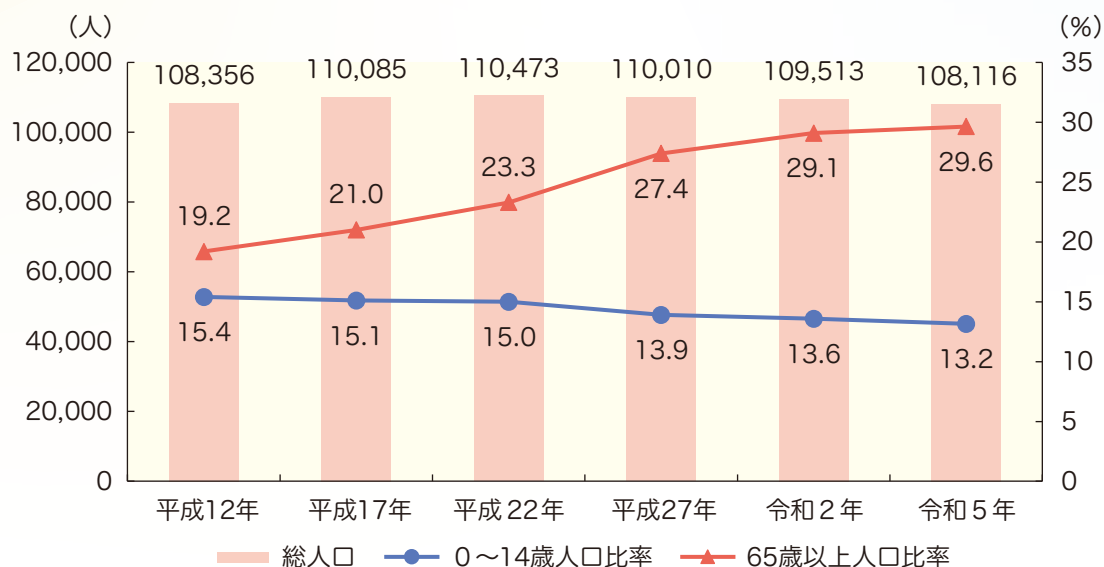
(1) 人口の推移

本市の総人口は平成22年をピークに減少に転じており、令和5年は108,116人となっています。
年齢3区分別では、年少人口及び生産年齢人口は減少が続いているのに対して、老年人口は増加が続いています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

(単位：人、%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
総人口	108,356	110,085	110,473	110,010	109,513	108,116
年少人口（0～14歳）	16,689	16,632	16,221	15,054	14,667	14,032
総人口比	15.4	15.1	15.0	13.9	13.6	13.2
生産年齢人口（15～64歳）	70,901	70,258	66,930	63,441	61,951	61,004
総人口比	65.4	63.9	61.7	58.7	57.3	57.2
老年人口（65歳以上）	20,760	23,082	25,323	29,572	31,435	31,620
総人口比	19.2	21.0	23.3	27.4	29.1	29.6
年齢不詳	6	113	1,999	1,943	1,460	1,460



※割合は年齢不詳を除いて算出

資料：平成12年～令和2年は国勢調査（各年10月1日）
令和5年は香川県人口移動調査による推計人口（10月1日現在）
※推計人口とは、国勢調査を基礎とし、出生・死亡者数、
転入・転出者数を加減して求めた人口

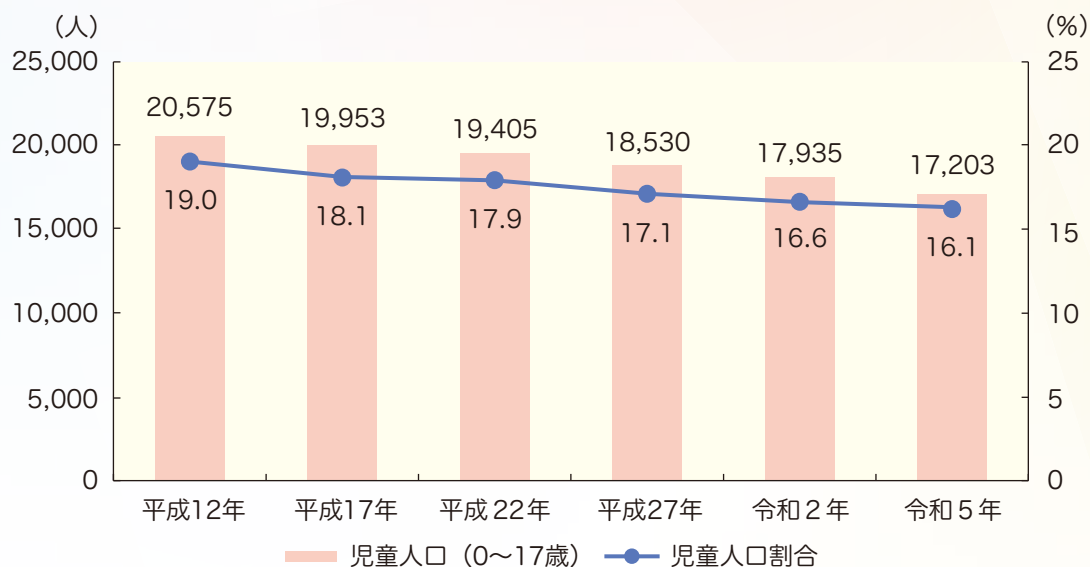
(2) こどもの人口の推移

本市の児童人口（0～17歳）は減少が続いており、令和5年は17,203人となっています。また、児童人口割合も低下が続き、令和5年は16.1%となっています。

■こどもの人口の推移

(単位：人、%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
総人口	108,356	110,085	110,473	110,010	109,513	108,116
児童人口（0～17歳）	20,575	19,953	19,405	18,530	17,935	17,203
児童人口割合	19.0	18.1	17.9	17.1	16.6	16.1
0～2歳	3,344	3,275	3,046	2,707	2,550	2,467
3～5歳	3,353	3,492	3,055	2,949	2,764	2,586
6～11歳（小学生）	6,341	6,736	6,720	6,071	6,181	5,796
12～14歳（中学生）	3,651	3,129	3,400	3,327	3,172	3,183
15～17歳	3,886	3,321	3,184	3,476	3,268	3,171



※児童人口割合は年齢不詳を除いて算出

資料：平成12年～令和2年は国勢調査（各年10月1日）
令和5年は香川県人口移動調査による推計人口（10月1日現在）

※推計人口とは、国勢調査を基礎とし、出生・死亡者数、
転入・転出者数を加減して求めた人口

(3) 世帯数の推移

本市の世帯数は増加が続き、令和2年は45,721世帯となっており、平均世帯人員は減少が続いています。

世帯類型別では、単独世帯と夫婦のみの世帯は増加が続いており、特に単独世帯の構成比は平成12年の21.9%から令和2年は32.4%に上昇しています。一方で、夫婦と子ども世帯は、世帯数は年による増減がありますが、構成比は低下が続いています。

■世帯数及び平均世帯人員の推移

(単位：世帯、%、人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数	38,140	40,664	42,983	43,853	45,721
単独世帯	8,358	9,895	12,217	12,838	14,804
└ 構成比	21.9	24.3	28.4	29.3	32.4
夫婦のみの世帯	8,160	8,837	9,149	9,607	9,961
└ 構成比	21.4	21.7	21.3	21.9	21.8
夫婦と子ども世帯	12,371	12,577	12,420	12,622	12,529
└ 構成比	32.4	30.9	28.9	28.8	27.4
その他世帯	9,251	9,192	9,109	8,664	8,323
└ 構成比	24.3	22.6	21.2	19.8	18.2
平均世帯人員	2.84	2.71	2.57	2.51	2.40

資料：国勢調査（各年10月1日）

6歳未満のこどもがいる世帯数、18歳未満のこどもがいる世帯数はいずれも減少しており、世帯数に対する比率もいずれも低下しています。また、香川県と比較すると、世帯数に対する比率はいずれも上回っています。

18歳未満のこどもがいる世帯のうちの、母親と子どもの核家族世帯については、世帯数が増加し、18歳未満のこどもがいる世帯数に対する比率は香川県を上回っています。

■こどもがいる世帯数

(単位：世帯、%)

	丸亀市		(参考)香川県	
	平成27年	令和2年	平成27年	令和2年
世帯数	43,731	45,617	397,602	406,062
6歳未満のこどもがいる世帯数	4,303	3,999	34,230	30,921
世帯数に対する比率	9.8	8.8	8.6	7.6
18歳未満のこどもがいる世帯数	10,644	10,267	86,399	80,348
└ 世帯数に対する比率	24.3	22.5	21.7	19.8
母親と子どもの核家族世帯	1,190	1,238	8,787	8,777
└ 18歳未満のこどもがいる世帯数に対する比率	11.2	12.1	10.2	10.9
父親と子どもの核家族世帯	146	145	915	994
└ 18歳未満のこどもがいる世帯数に対する比率	1.4	1.4	1.1	1.2

資料：国勢調査（各年10月1日）

2 少子化の状況

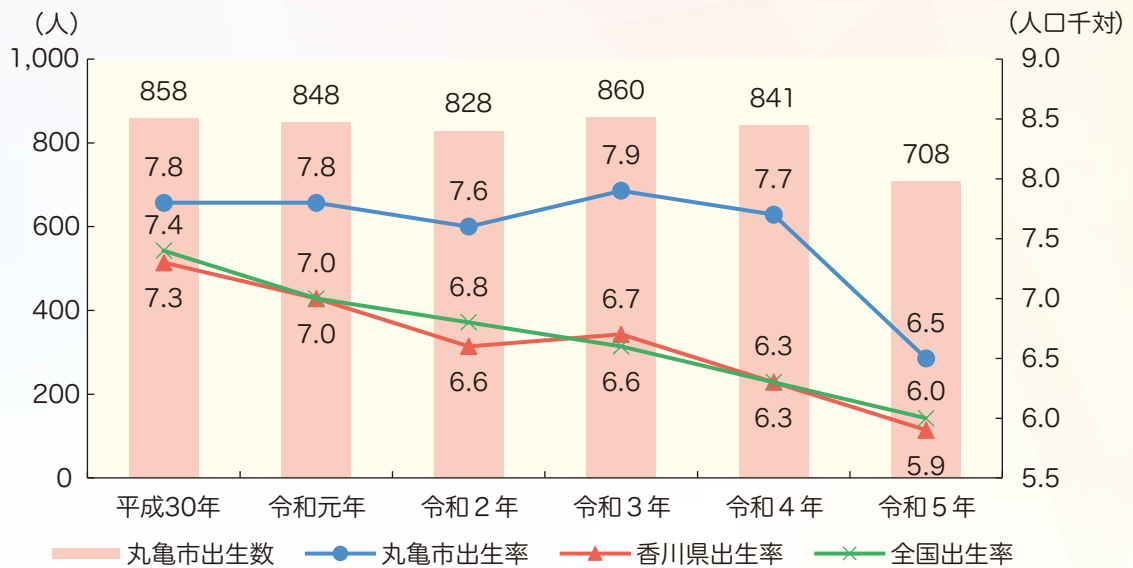
(1) 出生数・出生率の推移

本市の出生数は令和3年に増加しましたが、それ以外は前年を下回っており、令和5年は708人となっています。出生率も令和3年に上昇しましたが、低下傾向となっています。香川県や全国の出生率と比較すると、いずれも上回って推移しています。

■出生数・出生率（人口千人当たりの出生数）の推移

(単位：人、人口千対)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
丸亀市出生数	858	848	828	860	841	708
丸亀市出生率	7.8	7.8	7.6	7.9	7.7	6.5
香川県出生率	7.3	7.0	6.6	6.7	6.3	5.9
全国出生率	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3	6.0



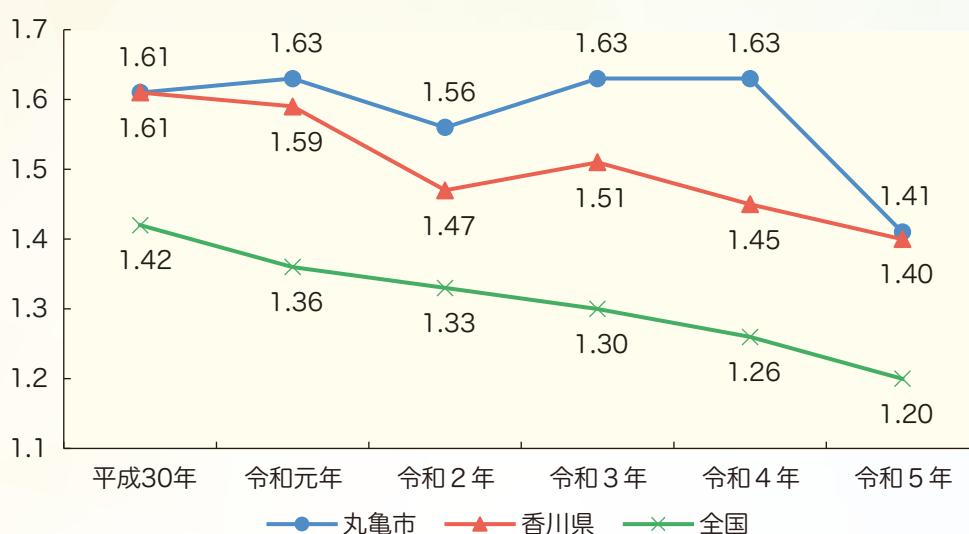
資料：香川県人口移動調査報告（丸亀市・香川県）、人口動態調査（全国）

(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は1.6前後で推移していましたが、令和5年は1.41となっています。また、香川県や全国と比較すると、令和元年以降はいずれも上回って推移しています。

■合計特殊出生率の推移

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
丸亀市	1.61	1.63	1.56	1.63	1.63	1.41
香川県	1.61	1.59	1.47	1.51	1.45	1.40
全国	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20



資料：香川県人口移動調査報告（丸亀市）、人口動態調査（香川県・全国）

3 婚姻等の状況

本市の婚姻件数は令和2年以降減少が続き、令和4年は468件となっています。婚姻率は低下傾向ですが、香川県を上回り、令和2年以降は全国も上回っています。

離婚件数は、令和3年は前年より増加しましたが、減少傾向となっており、離婚率も低下傾向となっていますが、香川県、全国を上回って推移しています。

■婚姻・離婚件数及び婚姻・離婚率（人口千人当たりの婚姻・離婚件数）の推移

（単位：件、人口千対）

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
婚姻件数		494	523	477	471	468
婚姻率		4.5	4.8	4.4	4.3	4.3
参考	香川県	4.4	4.5	4.0	3.9	3.7
	全国	4.7	4.8	4.3	4.1	4.1
離婚件数		250	221	184	215	195
離婚率		2.28	2.02	1.68	1.97	1.80
参考	香川県	1.70	1.77	1.60	1.55	1.60
	全国	1.68	1.69	1.57	1.50	1.47

※令和4年の丸亀市の婚姻率及び離婚率は、人口動態調査による婚姻件数及び離婚件数、香川県人口移動調査報告による人口から算出

資料：香川県保健統計年報（丸亀市）、人口動態調査（香川県・全国）

本市の未婚率は20～49歳の合計で男性40.6%、女性30.8%となっており、25～29歳、30～34歳、35～39歳では男性が女性を10ポイント以上上回っています。

また、香川県や全国と比較すると、男性は20～24歳で香川県、全国と同じ程度ですが、それ以外は全て香川県、全国を下回っており、女性は全ての年代で香川県、全国を下回っています。

■年齢別未婚率

（単位：%）

	丸亀市		香川県		全国	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20～24歳	88.5	84.2	88.6	86.5	88.5	87.1
25～29歳	62.5	51.0	65.4	55.6	65.4	58.2
30～34歳	41.3	30.1	43.5	32.4	43.7	33.6
35～39歳	30.0	19.2	32.3	21.4	32.4	22.8
40～44歳	24.5	17.0	27.2	17.8	27.6	18.8
45～49歳	23.1	13.7	24.2	15.7	25.8	17.0
合計	40.6	30.8	42.2	33.0	43.9	35.9

資料：令和2年国勢調査（10月1日）

4 就労の状況

(1) 就業人口の推移

本市の就業者数は就業人口、男性ともに減少が続いていますが、女性は増加が続いており、割合も平成22年は男性が女性を12.0ポイント上回っていましたが、令和2年は8.6ポイントと、差が縮まっています。

■男女別就業人口の推移

(単位：人、%)

	平成22年		平成27年		令和2年	
	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合
就業人口	50,981	100.0	50,783	100.0	50,744	100.0
男性	28,569	56.0	28,221	55.6	27,568	54.3
女性	22,412	44.0	22,562	44.4	23,176	45.7

資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 丸亀市の就業形態

本市の就業形態は、正規の職員・従業員の就業者総数に対する割合は男性が67.4%であるのに対して、女性は42.7%と、男性が女性を24.7ポイント上回っています。一方、パート・アルバイトは、男性が9.9%、女性が39.9%と、女性が男性を30.0ポイント上回っています。

香川県や全国と比較すると、大きな差はみられません。

■男女別就業形態

(単位：人、%)

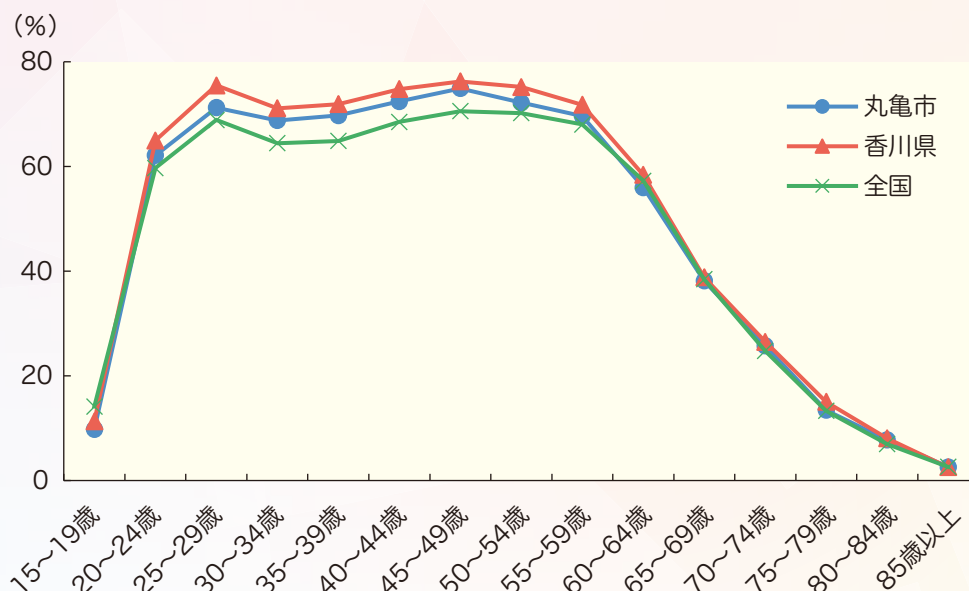
	丸亀市				参考			
	就業者総数		就業者総数に対する割合		香川県 割合		全国 割合	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
就業者総数 (従業形態不詳を含む)	27,568	23,176						
正規の職員・従業員	18,574	9,890	67.4	42.7	64.6	42.7	63.7	41.1
派遣社員	481	667	1.7	2.9	1.5	2.9	2.0	3.4
パート・アルバイト	2,730	9,244	9.9	39.9	10.8	38.8	12.3	41.1
役員	1,865	704	6.8	3.0	7.6	3.4	7.5	2.9
雇用主	3,107	1,079	11.3	4.7	12.5	4.6	11.4	4.6
家族従業者	230	1,149	0.8	5.0	1.0	5.5	1.0	4.9
家庭内職者	10	76	0.0	0.3	0.0	0.3	0.0	0.3

資料：令和2年国勢調査（10月1日）

(3) 女性の年齢別就業率

本市の女性の年齢5歳階級別就業率は、30歳代でその前後より就業率が低くなっており、いわゆるM字カーブがややみられます。また、20歳代から50歳代にかけては、全国より高いものの、香川県より低くなっています。

■女性の年齢5歳階級別就業率



資料：令和2年国勢調査（10月1日）

(4) 女性の就業率の推移

本市の25～44歳の女性の就業率は、平成27年の69.8%から令和2年は70.7%に上昇しています。また、各年とも全国より高いものの、香川県より低くなっています。

■25～44歳の女性の就業率

(単位：%)

	平成22年	平成27年	令和2年
丸亀市	67.8	69.8	70.7
香川県	68.1	71.9	73.3
全国	63.1	65.9	66.7

※就業者数÷人口で算出

資料：国勢調査（各年10月1日）

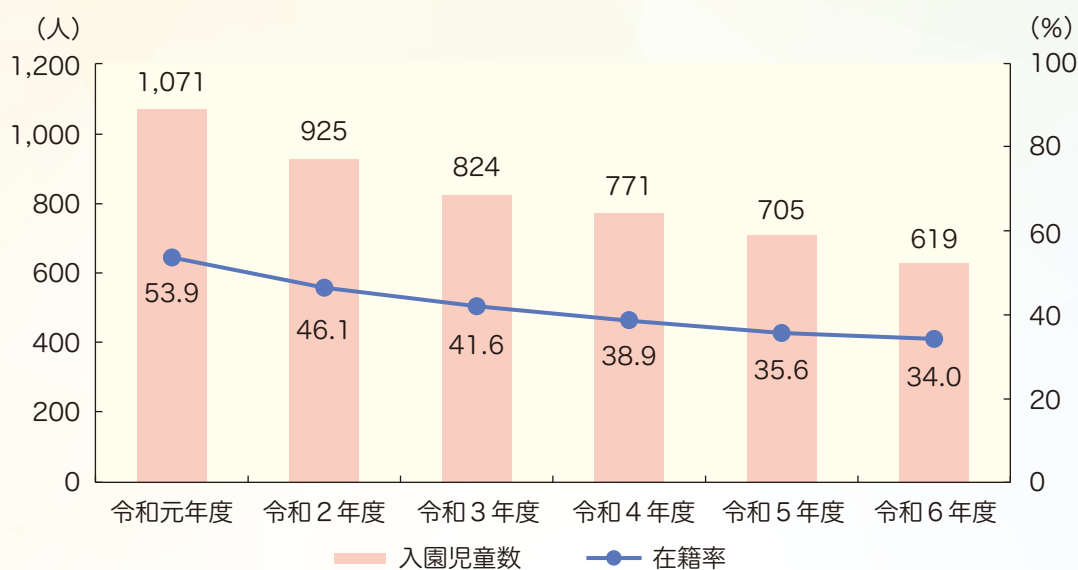
5 幼稚園・保育所等の状況

(1) 幼稚園等の状況

令和6年5月1日現在、本市には公立4か所、私立2か所、合計6か所の幼稚園と、公立7か所、私立7か所、合計14か所の認定こども園があります。

幼稚園等入園児童数・在籍率をみると、入園児童数は減少、在籍率は低下が続いています。また、公立・私立幼稚園等の状況をみると、私立幼稚園の入園者数はほぼ横ばいとなっていますが、公立幼稚園は減少が続いています。

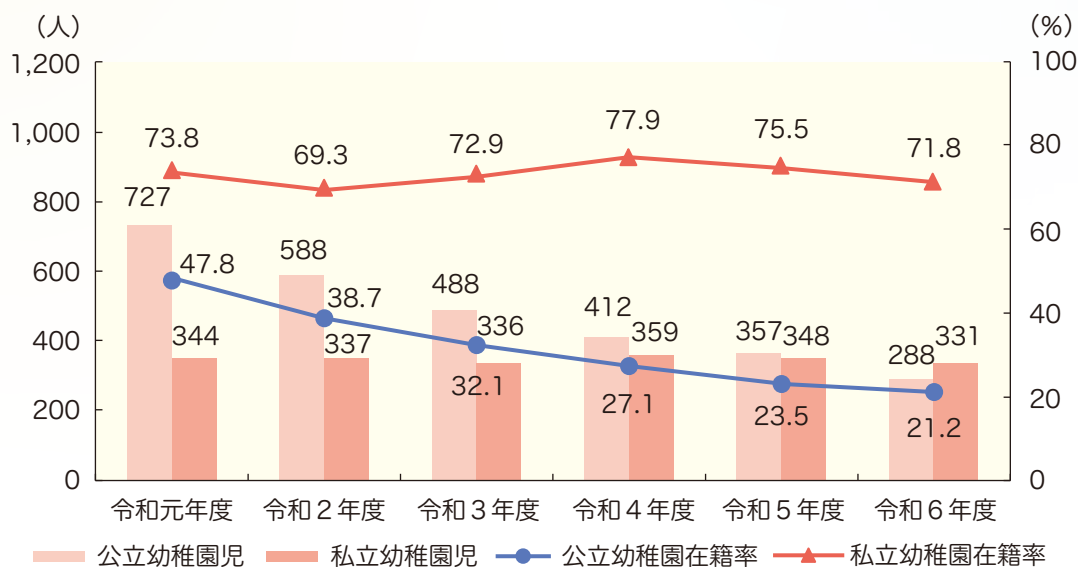
■幼稚園等入園児童数・在籍率



※在籍率＝入園児童数÷認可定員（認定こども園については1号の利用定員を使用）

資料：学校基本調査（各年5月1日）、認定こども園のみ4月1日

■公立・私立幼稚園等の状況



※飯野、垂水、城北、城乾、あやうた、飯山、郡家こども園（1号認定）は公立幼稚園に、誠心こども園、はらだこども園、ドルカスこども園、丸亀ひまわりこども園、彩芽こども園、認定こども園 ABC Play School、英語こども園 Prince&Princess（1号認定）は私立幼稚園に含む。

資料：学校基本調査（各年5月1日）、認定こども園のみ4月1日

■幼稚園等一覧

(単位：人)

幼稚園名		認可定員	利用定員	在籍 児童数	年齢別内訳		
					3歳	4歳	5歳
公立	城坤幼稚園	190	150	43	4	16	23
	城東幼稚園	270	180	36	10	16	10
	城辰幼稚園	180	180	32	8	12	12
	本島幼稚園	65	65	2	0	1	1
	公立計	705	575	113	22	45	46
	認定こども園	飯野こども園	45	45	18	6	6
		垂水こども園	60	60	12	4	6
		城北こども園	44	44	7	2	2
		城乾こども園	18	18	14	7	4
		あやうたこども園	105	105	18	9	5
		飯山こども園	190	190	56	18	20
		郡家こども園	190	190	50	17	17
	認定こども園計		652	652	175	63	52
私立	丸亀聖母幼稚園		105	105	70	20	23
	丸亀城南虎岳幼稚園		240		216	72	71
	私立計		345	105	286	92	94
	認定こども園	誠心こども園	35	35	4	3	0
		はらだこども園	4	4	6	3	1
		ドルカスこども園	12	12	5	2	1
		丸亀ひまわりこども園	15	15	1	1	0
		彩芽こども園	15	15	15	5	4
		認定こども園 ABC Play School	35	35	12	3	6
		英語こども園 Prince&Princess	7	7	2	1	1
	認定こども園計		123	123	45	18	13
合計		1,825	1,455	619	195	204	220

※利用定員＝子ども・子育て支援法第27条第1項で規定する施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設で、その施設の利用実績等により設定する定員、認定こども園における認可定員については1号の利用定員を記載

資料：学校基本調査（令和6年5月1日）、認定こども園のみ令和6年4月1日

(2) 認可外保育施設の状況

令和6年5月1日現在、本市には2つの認可外保育施設があり、入所児童数は28人となっています。

■認可外保育施設の概要

(単位：人)

名称	入所児童数
ABC Play School	15
かめっこ保育所（事業所内）	13

資料：令和6年5月1日

(3) 地域型保育事業の状況

令和6年4月1日現在、本市には2つの小規模保育施設があり、入所児童数は41人となっています。
また、令和7年4月より1施設「もものはな保育園」が増えます。

■小規模保育施設一覧

(単位：人)

小規模保育施設名		認可(利用) 定員	入所児童数	年齢別内訳		
				0歳	1歳	2歳
私立	桃山保育所	19	22	6	8	8
	ニチイキッズ飯山保育園	19	19	5	8	6
合計		38	41	11	16	14

資料：令和6年4月1日

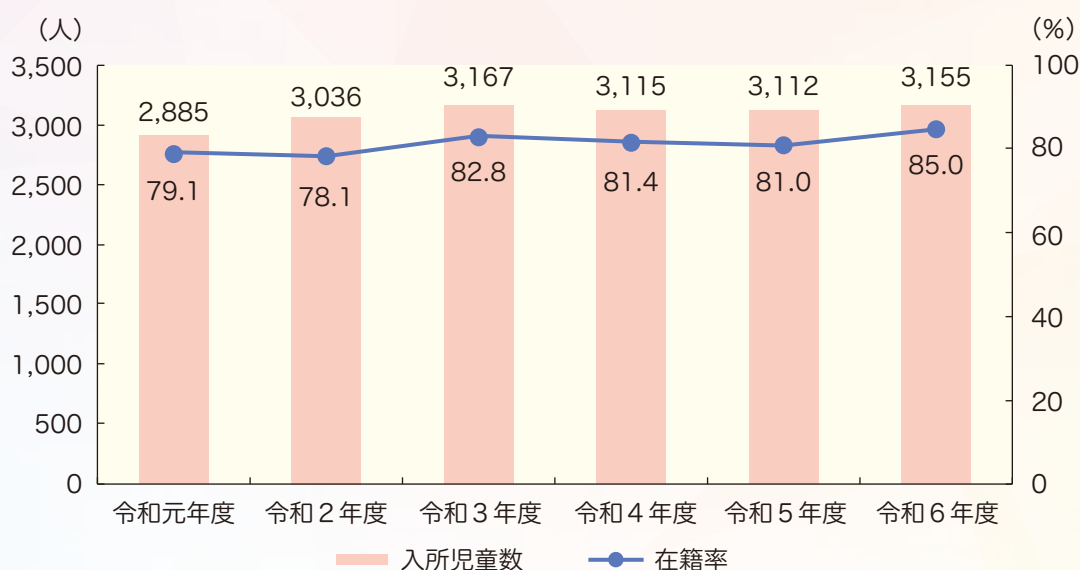


(4) 保育所（園）等の状況

令和6年4月1日現在、本市には公立13か所（うち2か所は休所中）、私立8か所、合計21か所の保育所（園）と、公立7か所、私立7か所、合計14か所の認定こども園があります。

保育所（園）等入所児童数・在籍率の推移をみると、入所児童数は令和3年度以降、3,100人台でほぼ横ばいとなっています。公立・私立保育所（園）等の状況をみると、公立保育所の入所児童数は1,600人台、私立保育所（園）の入所児童数は1,400人台で推移しており、在籍率はどちらも令和3年度以降はほぼ横ばいとなっています。

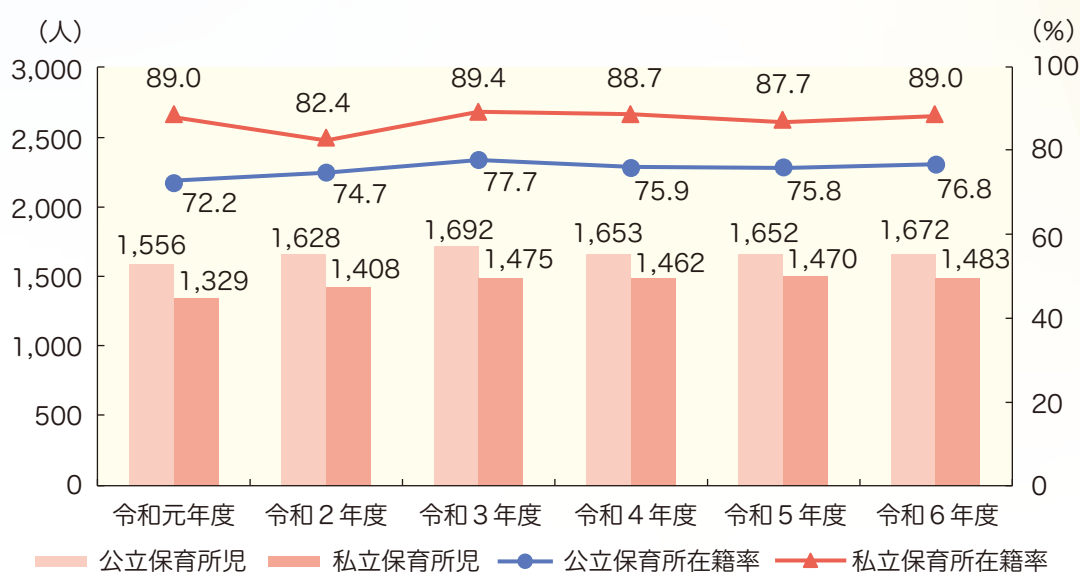
■保育所（園）等入所児童数・在籍率の推移



※在籍率＝入所児童数÷認可定員（認定こども園については2号、3号の利用定員を使用）

資料：各年4月1日

■公立・私立保育所（園）等の状況



※公立こども園（2号、3号認定）は公立保育所に、私立こども園の誠心こども園、はらだこども園、ドルカスこども園、丸亀ひまわりこども園、彩芽こども園、認定こども園 ABC Play School、英語こども園 Prince&Princess（2号、3号認定）は私立保育所（園）に含む。

資料：各年4月1日

本市の待機児童数は、令和5年度末で200人、令和6年度初めは0人となっています。

■待機児童数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年度初	101	0	0	0	0	0
年度末	28	179	182	232	200	

■保育所（園）等一覧

(単位：人)

保育所(園)名 認定こども園名		認可 (利用)定員	入所 児童数	年齢別内訳					
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
公立	土居保育所	90	61	0	6	12	13	16	14
	金倉保育所	90	92	0	11	20	15	23	23
	城南保育所	190	163	0	17	40	35	33	38
	青ノ山保育所	110	82	0	13	21	15	14	19
	広島保育所	休所中							
	城辰保育所	131	125	8	23	24	25	25	20
	本島保育所	30	4	0	2	0	2	0	0
	岡田保育所	110	73	0	9	12	15	17	20
	栗熊保育所	70	55	0	12	14	10	9	10
	富熊保育所	90	82	0	12	15	19	18	18
	飯山北第一保育所	150	148	0	30	30	30	29	29
	飯山北第二保育所	休所中							
	飯山南保育所	150	115	0	25	21	23	22	24
	公立計	1,211	1,000	8	160	209	202	206	215
	認定こども園	飯野こども園	202	172	0	24	35	39	35
		垂水こども園	187	152	0	18	30	36	34
		城北こども園	203	107	6	16	22	19	23
		城乾こども園	120	105	0	18	24	22	20
		あやうたこども園	55	26	0	0	0	6	13
		飯山こども園	70	51	0	0	0	14	20
		郡家こども園	70	59	0	0	0	11	29
	認定こども園計		907	672	6	76	111	147	174

(単位：人)

保育所(園)名 認定こども園名		認可 (利用)定員	入所 児童数	年齢別内訳					
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
私立	恵城保育園	260	220	15	42	45	42	36	40
	ふたば乳児保育園	150	156	12	29	32	25	30	28
	ふたば西保育園	70	55	2	9	13	10	10	11
	虎岳保育園	70	73	9	30	34	0	0	0
	ひつじヶ丘保育園	140	122	6	20	25	27	21	23
	しおや保育所	160	156	12	24	35	29	26	30
	さくらの山保育園	100	108	12	15	17	21	22	21
	ニチイキッズ六郷保育園	79	70	3	12	13	15	12	15
	私立計	1,029	960	71	181	214	169	157	168
	認定こども園	誠心こども園	255	144	10	25	26	24	29
		はらだこども園	65	59	2	11	12	13	10
		ドルカスこども園	138	120	11	21	22	22	20
		丸亀ひまわりこども園	90	67	2	17	12	14	11
		彩芽こども園	80	91	12	18	19	13	14
		認定こども園 ABC Play School	10	11	0	0	0	2	4
		英語こども園 Prince&Princess	46	31	0	5	6	7	7
	認定こども園計		684	523	37	97	97	94	95
合計		3,831	3,155	122	514	631	612	624	652

※認定こども園における認可定員については2号、3号の利用定員を記載

※令和7年4月1日より土居保育所が城北こども園に統合

資料：令和6年4月1日

6 小学校・中学校の状況

(1) 小学校の状況

令和6年5月1日現在、本市には公立小学校が18校（うち2校は休校中）あり、学級数は276学級となっています。児童数は減少が続いており、令和元年度の6,323人から令和6年度は5,844人となっています。

■小学校の推移

(単位：校、学級、人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数	17	16	16	16	16	16
学級数	273	270	268	270	276	276
児童数	6,323	6,264	6,171	6,040	5,926	5,844

資料：学校基本調査（令和6年5月1日）

■小学校一覧

(単位：人)

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
城乾小学校	25	15	25	17	28	36	146
城坤小学校	117	124	125	107	103	124	700
城北小学校	22	43	33	35	39	36	208
城西小学校	85	92	85	98	94	92	546
城南小学校	105	110	101	107	106	111	640
城東小学校	91	90	92	107	106	87	573
城辰小学校	51	46	39	47	44	63	290
本島小学校	0	1	0	0	1	0	2
郡家小学校	125	99	123	136	130	127	740
飯野小学校	45	54	49	50	53	56	307
垂水小学校	44	50	52	46	50	67	309
広島小学校	休校中（令和7年4月開校）						
小手島小学校	休校中						
富熊小学校	29	25	37	32	45	34	202
栗熊小学校	19	24	22	15	27	20	127
岡田小学校	33	41	46	49	34	42	245
飯山南小学校	37	42	36	56	42	57	270
飯山北小学校	95	102	77	66	101	98	539
合計	923	958	942	968	1,003	1,050	5,844

資料：学校基本調査（令和6年5月1日）

(2) 中学校の状況

令和6年5月1日現在、本市には公立中学校が8校（うち2校は休校中）あり、学級数は109学級となっています。生徒数は増加傾向でしたが、令和6年度は減少し、2,894人となっています。また、このほかに私立中学校が2校あり、生徒数は536人となっています。

■公立中学校の推移

(単位：校、学級、人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中学校数	6	7	7	7	6	6
学級数	107	105	106	107	109	109
生徒数	2,888	2,875	2,900	2,925	2,932	2,894

資料：学校基本調査（令和6年5月1日）

■中学校一覧

(単位：人)

	1年生	2年生	3年生	合計
東中学校	195	206	224	625
西中学校	273	279	264	816
南中学校	233	251	251	735
本島中学校	3	2	1	6
広島中学校	休校中（令和7年4月開校）			
小手島中学校	休校中			
綾歌中学校	97	101	79	277
飯山中学校	143	140	152	435
公立計	944	979	971	2,894
大手前丸亀中学校	72	93	95	260
藤井中学校	108	90	78	276
私立計	180	183	173	536
合計	1,124	1,162	1,144	3,430

資料：学校基本調査（令和6年5月1日）

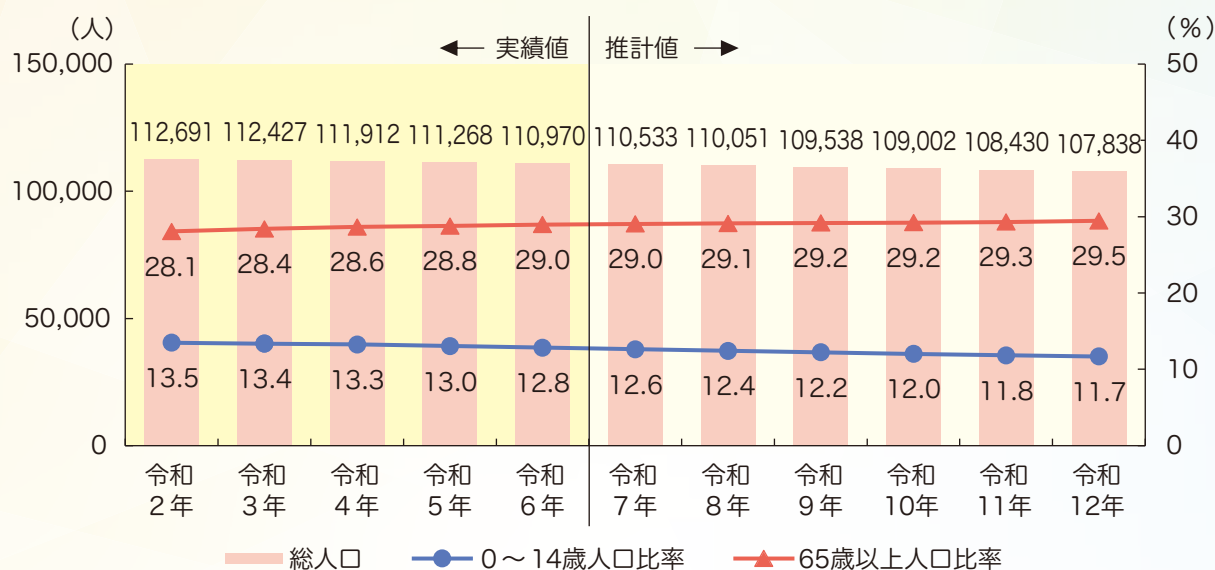
7 将来推計人口

「コーホート変化率法」に基づいて、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口により、本市の将来推計人口を算出しました。

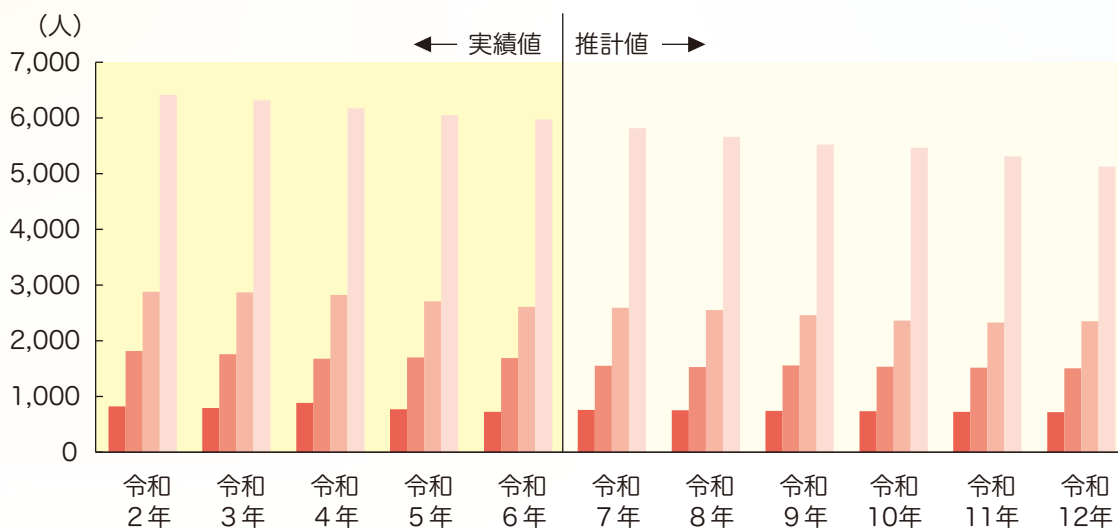
＜コーホート変化率法＞

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団のこと）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づいて将来人口を推計する方法です。

■推計人口



■推計児童数



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
0歳	823	790	884	771	721	760	749	741	733	725	717
1・2歳	1,816	1,760	1,677	1,697	1,687	1,551	1,526	1,554	1,534	1,518	1,502
3～5歳	2,878	2,867	2,820	2,703	2,610	2,592	2,549	2,461	2,363	2,327	2,349
6～11歳	6,413	6,313	6,171	6,052	5,968	5,817	5,659	5,522	5,465	5,312	5,123

1 計画の策定に当たって

2 こどもと家庭を取り巻く状況

3 計画の基本的な考え方

4 次世代育成支援行動計画

5 子ども・子育て支援事業計画

6 こどものひかり計画

7 子ども・若者計画

8 計画の推進体制と進捗管理

資料編

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべてのこどもや若者の健やかな育ちを
家庭と地域社会が力を合わせて見守り、
支えるまち まるがめ

全てのこどもや若者が、自分の年齢や発達に応じて意見を言えたり、社会に参加したりできる機会を得ることが大切です。また、こどもや若者は、本市の未来を担う大切な宝です。しかし、現代社会では、こどもや若者、そして子育て家庭を取り巻く環境がより複雑になっています。

性別や障がいの有無、経済状況、国籍に関係なく、全てのこどもや若者が健やかに成長できるよう、包括的で公平な支援体制を強化します。子育ての責任は保護者にありますが、社会全体でこどもや若者を支えることが求められています。家庭、学校等、地域、企業、行政が協力して、安心して子育てができる社会を目指します。

地域社会が力を合わせ、こどもや若者の最善の利益を第一に考え、夢の実現や健やかな成長を支えることが重要です。そして、安心してこどもを産み、育てることができ、喜びや楽しみを感じながら子育てができるまちを目指します。



2 基本指針

本計画は、次の4つの基本的な指針に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

基本指針

I 全てのこどもの人権を尊重する

全てのこどもや若者の基本的な人権が保障され、自分の意見を持ち、社会に参加することは重要です。大人は、こどもの年齢や発達段階に応じてその意見を尊重し、意見を持つための環境を整える必要があります。特に困難な状況にあるこどもや意欲が低いこどもの声にも配慮し、意見を表明する機会を提供することが大切です。こどもの意見を政策に反映し、その結果をフィードバックすることで、より意見を出しやすくなる環境を整えます。

基本指針

II 全てのこどもと子育て家庭への支援

貧困や格差の解消は、こどもや若者が安心して成長するために重要です。全てのこどもが必要な支援を受けられるよう、地域や民間団体が協力し、積極的にサポートします。より困難な家庭には経済的負担の軽減を含む総合的な支援を提供し、貧困が世代間で連鎖しないよう努めます。また、支援に関わる者の環境改善を図り、支援の質を向上させることで、こどもの権利が尊重される社会を目指します。

基本指針

III 子育てにやさしい社会づくり

少子化対策や貧困防止には、若い世代が仕事と生活を両立しやすい環境づくりが重要です。結婚や子育ては個人の自由な選択に基づくことを前提としながらも、男女ともに働きながら子育てを協力して行える社会としていくことが求められます。性別による役割の意識にとらわれない考え方を広め、企業や地域社会がこどもや若者を支援することで、安心して子育てできる環境づくりを進めていくことが必要です。

基本指針

IV ライフステージを意識した切れ目ない支援

こどもの成長は個々に異なり、年齢に応じた支援が必要であるとともに、支援は特定の時期で終わらず、市全体としての包括的な支援体制の中で教育、保育、医療、福祉などの分野が連携し、継続的に行っていく必要があります。また、孤立を防ぎ安心して育てられる環境整備が重要で、家庭、学校等、地域が一体となり、こどもとその家族を支える体制づくりが求められます。

1 計画の策定に
当たって

2 こどもと家庭を
取り巻く状況

3 計画の基本的な
考え方

4 次世代育成
支援行動計画

5 子ども・子育て
支援事業計画

6 こどもの
ひかり計画

7 子ども・
若者計画

8 計画の推進体制
と進捗管理

資料編

3 基本目標

本計画では、基本理念の実現のため、基本指針に沿った以下の3つを基本目標に掲げます。

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

市民が安心してこどもを産み、健やかに育てるためには、妊娠届出から就学まで、切れ目なく包括的に家庭を支援することが重要であり、特に、親の不安を軽減するための相談支援の充実が不可欠です。適切な情報提供に加え、就学前の保育・教育環境の整備や子育てサービスの充実を図りながら、児童虐待への対策や支援が必要な家庭にも配慮し、全ての家庭を支える体制を整えます。

<施策の展開>

- (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
- (2) 相談支援・情報提供
- (3) 地域における多様な保育ニーズ等への対応
- (4) 児童虐待防止対策
- (5) 家庭の教育力の向上
- (6) 経済的支援
- (7) 配慮が必要な家庭への支援

基本目標2 こどもの健やかな成長を支援します

こどもたちが将来、自立した大人へと成長するためには、夢を描き、その夢を実現するために誇りと自信を持って努力を続けていくことが重要です。また、他者を思いやる優しい心や、知識・道徳・体力をバランスよく育てることが求められます。地域におけるこどもの居場所づくりをはじめ、健康や食育の推進、さらにはいじめ、不登校、障がい児支援など、多岐にわたる課題に対応しながら、こどもたちが夢に向かって健やかに成長し、自立できるよう支援していきます。

<施策の展開>

- (1) 遊び場・こどもの居場所づくり
- (2) 総合的な放課後児童対策
- (3) いじめ・不登校対策
- (4) 有害環境対策と非行等防止対策
- (5) 成人期に向けての健康づくり・保健対策
- (6) こどもの心身の育ちを助ける食育の推進
- (7) 人間性や個性を育む環境整備
- (8) 総合的・継続的な障がい児支援

基本目標3 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります

こどもが生き生きと学び、のびのびと遊べ、子育て中の保護者が安心して働き、暮らせる頼もしい地域社会づくりが求められます。こどもの交通安全や犯罪被害に遭わないための対策に加え、こどもや子育て家庭が安心して外出できるようなまちづくりを推進するとともに、保護者が安心して子育てできるよう、仕事と子育ての両立支援を行います。また、こども・子育てに関わる人材の確保や育成も重視して取り組みます。

<施策の展開>

- (1) 安全・安心なまちづくり
- (2) 子育てバリアフリーのまちづくり
- (3) 仕事と子育てが両立できるまちづくり
- (4) 人材育成・支援



第4章 次世代育成支援行動計画

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します



(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

【現状】

本市では妊産婦とこどもの健康を守るために母子健康手帳を発行し、妊娠期から関係機関との連携を図りながら、妊産婦・乳幼児の健康診査、家庭訪問や各種相談を通じて継続的に育児支援を行っています。

【課題】

産後の母体ケアや乳児の日常的な世話（おむつ交換、げっぷの仕方、抱っこの仕方など）に関する父親をはじめとした家族の意識とスキルを高める家族支援が必要です。また、乳幼児の発達に大切なこどもとの関わり方など、病院や保健師からの専門的な技術や知識が求められる内容については、啓発や情報提供、個別相談の強化を図ることも必要です。

【具体的な事業内容】

※関連計画については、以下のように表記しています。

㊦：第6章 こどものひかり計画 ㊦：第7章 子ども・若者計画

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
母子健康手帳の発行		妊産婦の健康を守り、また、こどもの健康と健全な発育を守るために母子健康手帳を発行します。 妊娠届出時に、保健師・助産師による妊婦本人との面談を実施し、健康管理の充実を図るとともに、安心してこどもを産み育てられるよう、健康教育・相談事業などを実施します。 また、妊娠期から生活習慣の見直しを図り、健康管理の大切さを意識付けられるよう取り組みます。	健康課
母子保健推進員・母子愛育班の育成・支援		母子保健推進員による妊婦訪問や子育て支援、また母子愛育班による地域の特性に応じた活動などを推進し、社会全体でこどもの健やかな成長を見守り、子育て中の親を孤立させない地域づくりを推進します。	健康課
妊娠期からの生活習慣病予防（禁煙対策）		妊産婦やこども及びその家族の健康を守るために禁煙等について推進します。妊娠期から喫煙による悪影響や良い生活習慣づくりについて啓発を行い、家族ぐるみで主体的に健康づくりに取り組めるよう働きかけます。 また、地区組織や母子保健推進員と連携することで、各地域での効果的な取組を推進します。	健康課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
妊婦等包括相談支援事業		妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行います。 妊産婦や乳幼児の保健指導、健康診査、家庭訪問や各種相談などの機会を通じて面談を行い、妊娠期からの切れ目のない支援に努め、必要に応じて医療機関や関係機関との連携を図ります。	健康課
産後ケア事業		出産後の心身ともに不安定な時期に、助産所や医療機関などの産後ケア事業所において実施する宿泊や通所、訪問サービスを受けることによって、身体的・精神的負担を軽減し、家庭でこどもと安心して過ごすことができるよう支援します。	健康課
妊産婦・乳幼児健康診査		妊産婦の心身の健康管理を図るため、妊産婦健康診査及び保健指導を実施し、妊娠期から産後まで安全・安心に過ごせるよう支援します。 また、乳幼児健診を通して乳幼児の健康状態や発達を確認し、個々の状況に応じた育児・発達等に関する相談や情報提供など、安心して育児ができるように支援します。	健康課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）		生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、産婦や家族のニーズ、養育環境等を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。	健康課
養育支援訪問事業	⑦	妊娠届出時、妊娠8か月頃、出生届出時、乳幼児健診等の節目の時期に面談を行い、養育支援が必要な家庭を早期に把握します。 養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行います。また、状況に応じて丸亀市要保護児童対策地域協議会との連携を図り、支援の強化を図ります。	健康課
妊産婦・乳幼児相談・健康教育		母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談、健康づくりや子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援します。 また、こどもの病気の予防と早期発見のため、乳幼児の発達段階に応じた保健指導、健康診査や予防接種の情報提供などを行い、育児支援を行います。	健康課
予防接種		BCG・五種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ・ヒブ）・MR（麻しん風しん混合）・日本脳炎・小児肺炎球菌・B型肝炎・ロタ・水痘などの各種予防接種を実施します。 また、対象期間内に必要な予防接種を受けることができるように、個別通知及び保育所（園）、幼稚園、小学校等を通じて周知・勧奨に努めます。	健康課
乳幼児の事故防止		子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、予期せず起こりやすい事故とその予防法、事故時の対処法など、乳幼児の事故防止の啓発を行います。	健康課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
小児医療		妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要に応じて医療機関と相互に連絡を取り合い、ケース会を開くなど、医療と保健の両側から支援できるよう医療機関などと連携し、その充実を図ります。 また、県と連携しながら小児医療体制の維持に努めます。	健康課
歯科保健		市内の委託歯科医療機関における妊婦を対象とした歯科検診、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に歯科健康診査や歯科衛生士による集団指導を実施します。 また、年に1回、歯と口の健康週間まつりを開催しており、これらを通じ、むし歯予防など歯科保健についての意識醸成に努めます。 妊婦歯科健診をはじめ、各種健診の受診率の向上に努めます。	健康課



(2) 相談支援・情報提供

【現状】

本市では、幼稚園・保育所（園）・認定こども園選び、一時預かり、青い鳥教室等の円滑な利用への支援、妊娠から子育てまでの相談対応と切れ目のない支援を行うとともに、家庭児童相談として子育てに関する心配や不安、ヤングケアラー、ひきこもりや非行問題に関しての支援を行っています。また、情報を一元化し、子育て情報サイト「みてねッと」やアプリ「子育てナビ『まる LouLou（るる）』」で継続的な支援に関する情報を提供しています。

令和7年度からは、こども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行います。また、必要に応じて本市で行っている重層的支援体制整備事業とも連携し、市全体としての包括的な支援体制を図ります。

【課題】

子育て支援や学校情報、イベント情報など、保護者が必要な情報を得られていない状況があり、こうした支援を必要としている人に必要な情報が届くよう取り組んでいく必要があります。また、保護者自身のストレスや問題に対処するための支援が不足しており、病児保育や父親学級などの具体的なサービスの提供体制の拡充と周知が求められます。さらに、予約なしで気軽に利用できる相談窓口や、デジタルツール（チャットやSNSなど）を通じて24時間対応可能な相談窓口など、ニーズへの対応も検討していくことが求められます。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	① ⑥	母子保健と児童福祉が連携し、妊娠期から始まる一体的な相談支援体制として、こども家庭センターを設置します。虐待（身体的・心理的・ネグレクト・性的）、子育てに関する心配や不安、ヤングケアラー、ひきこもり、非行など親子のあり方やこどもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助します。 また、学校、香川県西部子ども相談センター、警察をはじめ関係機関との連携強化を図ります。	子育て支援課 健康課
利用者支援事業 (基本型)	① ⑥	身近な場所において、支援を必要とする家庭と早期に関わることができるよう努めます。 また、利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業の充実、子育て世帯と継続的につながり、支援を行える体制の整備を図ります。	子育て支援課
子育て支援情報 ホームページの運営		子育て情報誌「まるがめ子育て情報MAP」、子育て情報サイト「みてねッと」、ホームページ、広報紙などを印象に残るよう工夫しながら活用して、子育てに関する情報を継続的に提供し、接触の機会がない家庭に対しても効果的に情報提供できるよう努めます。	子育て支援課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
子育てアプリ 「子育てナビ『まる LouLou (るる)』」		子育てナビ「まる LouLou (るる)」は、保護者が必要な情報を得られるよう、保護者のニーズに合わせた情報発信や機能の充実を図り、利用促進に努めます。	健康課
子育て支援サービス相談支援	⑦	転入や出生をはじめ、各種手続きのため来所した子育て家庭に対し、市内の子育て支援情報等を提供するほか、必要と思われるサービスの説明を行い、支援を必要とする家庭に対し、母子・父子自立支援員や各関係機関につなぎます。	子育て支援課 ほか



(3) 地域における多様な保育ニーズ等への対応

【現状】

本市では、公立の幼稚園・保育所が老朽化した場合等において、教育・保育を一体的に受けることができる認定こども園への移行も含め、保育体制の検討を行う一方、年度途中から発生する待機児童の解消に向け、私立園と連携して保育士確保に取り組んでいます。また、様々な保育ニーズに対応するために延長保育事業や一時預かり事業、病児保育事業、ホームヘルパーを派遣する事業などの、多様な保育サービスを展開しています。

【課題】

年度途中からの保育所（園）への入所ニーズに対応できる保育士が確保できておらず、低年齢児を中心に待機児童が発生しており、保育士の確保が課題となっています。令和8年度から始まる、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度「こども誰でも通園制度」への対応も必要です。

また、長期休業中に利用できる預け場所の設置、青い鳥教室以外に放課後の預け場所を増設することが求められています。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
待機児童の解消		待機児童の発生原因の一つが保育士不足という現状を踏まえ、保育士養成施設へ通う学生への修学資金等貸付により保育士としての就業意欲の醸成を図り、また、新卒保育士や潜在保育士への就職準備金貸付により就業を支援し、保育士確保に努めます。 働く場としての魅力を感じてもらえるよう、SNSを活用した情報発信や保育施設バスツアーの実施を継続します。 ICT化推進やメンタルヘルスの実施により職員の負担を軽減し、離職防止に努めます。 私立園に対しては保育士人件費補助による処遇改善、保育支援者への人件費補助などを通じて支援を行い、公立園については、様々な角度から働き方改革を進め、離職防止に努めます。	幼保運営課
乳児保育事業		保護者の就労事情などによる保育ニーズに対応するため、0歳児からの保育を実施します。	幼保運営課
延長保育事業		保育認定を受けたこどもについて、保護者の就労時間などによる保育ニーズに対応するため、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行います。	幼保運営課
一時預かり事業	⑦	【一般型】 保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前のこどもを保育所（園）などで受け入れ、保育を行います。事業の安定的継続と拡大を図るため事業体制を整えるとともに、受入れの拡充を図ります。 【幼稚園型】 幼稚園や認定こども園において主に在園児を対象に、通常教育時間の前後や土曜、長期休業中に一時的に預かり、必要な教育を行います。	子育て支援課 幼保運営課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ)	⑦	保護者の病気や仕事などの理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行います。利用者の要望に適切な対応ができるよう施設との連携を強化し、事業体制を整備します。	子育て支援課
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	⑦	乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人(おねがい会員)と、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行います。また、登録会員数を増やすため制度の周知や登録の推奨を行います。	子育て支援課
病児保育事業		こどもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所(園)などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行います。より身近な場所で利用ができるよう、実施施設の増加に努めるとともに、施設形態や運営についての検討を行います。	子育て支援課
子育て世帯訪問支援事業(ホームヘルプサービス)	⑦	小学校3年生までの児童の保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とした場合に家庭の状況に応じたスムーズな対応ができるよう、子育てホームヘルプサービス事業の充実に努めます。	子育て支援課
医療的ケア児受入支援事業		定められた医療的ケアが必要な3歳児クラス以上の幼児及び小・中学校に通う児童・生徒に対し、医師の指示に基づき医療的ケアを実施し、保育・教育における支援を行います。	幼保運営課 学校教育課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園)		全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、未就園の3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を行います。	子育て支援課 幼保運営課



(4) 児童虐待防止対策

【現状】

こどもの人権啓発やこころの健康相談、母子支援の強化を行い、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関が情報交換や役割分担を行う体制を整えています。また、平成28年度の児童福祉法改正により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が求められており、令和7年度に設置するこども家庭センターにその機能を付加しています。

【課題】

支援が必要な家庭に対して、親からのアクションを待つのではなく、家庭児童相談員等が積極的に電話や家庭訪問を行うことにより虐待を減らす可能性があるという意見があり、家庭への支援方法として、家庭児童相談員等による定期的な接触を通じた効果的な虐待防止策について検討していくことが求められています。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
人権教育・啓発		講演会や研修会の実施・広報紙などにより、こども一人ひとりの人権が守られるよう人権啓発活動を行い、次代を担うこどもが安心して健やかに成長できる社会づくりを進めます。 また、こどもの人権を大切に、多様な個性や、家庭の背景も含めた一人ひとりの育ちをしっかりと認めながら、幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校での、豊かな生活経験を通して、心身の健やかな成長、発達を図るほか、こどもたちに自己肯定感が育まれるよう、日々の保育や授業等での関わりを模索し、実践します。	人権課 幼保運営課 学校教育課
利用者支援事業 （こども家庭センター型）（再掲）	① ⑥	母子保健と児童福祉が連携し、妊娠期から始まる一体的な相談支援体制として、こども家庭センターを設置します。虐待（身体的・心理的・ネグレクト・性的）、子育てに関する心配や不安、ヤングケアラー、ひきこもり、非行など親子のあり方やこどもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助します。 また、学校、香川県西部子ども相談センター、警察をはじめ関係機関との連携強化を図ります。	子育て支援課 健康課
利用者支援事業 （基本型）（再掲）	① ⑥	身近な場所において、支援を必要とする家庭と早期に関わることをできるよう努めます。 また、利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業の充実、子育て世帯と継続的につながり、支援を行える体制の整備を図ります。	子育て支援課
心の健康づくりと仲間づくり		こころの健康相談の開催や母子愛育班、母子保健推進員などと協力するとともに、地域の子育て支援者とも連携を図り、地域の中で親子が孤立しないよう支援します。	健康課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	㊦	虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等に関する必要な情報の交換や支援を行うために支援関係機関で協議を行います。 香川県西部子ども相談センターや香川県子ども女性相談センターをはじめ、主任児童委員、福祉推進委員などの福祉関係者、保健、医療、教育、警察などとの綿密な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、引き続き児童虐待の発生予防・早期発見に努めるとともに、ケースに応じて継続的で一体的な支援を行います。さらに、特定妊婦への支援等、妊娠期からの切れ目ない支援を進めていきます。 児童虐待防止を推進するため、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」などの相談窓口の周知に努めます。その他、様々な方法で普及啓発を行うとともに、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等の機会を通じて、虐待防止の普及啓発や養育支援を必要とするこども等の早期把握・支援に努めます。	子育て支援課
オレンジリボンキャンペーン	㊦	児童虐待（身体的・心理的・ネグレクト・性的）防止のメッセージを込めたオレンジリボンをシンボルマークに、児童虐待防止に係る啓発活動を行うものです。児童虐待防止推進月間である11月にその取組を強化していますが、児童虐待防止に係る普及啓発活動は通年で実施します。	子育て支援課



(5) 家庭の教育力の向上

【現状】

保護者向け家庭教育講座を通じて、こどもの成長理解と課題解決の支援や、親子の交流やものづくり体験を含む子ども講座を提供し、こどもの体験機会の確保や新たな仲間づくりを促進しています。また、PTAと協力し、小・中学生のスマートフォン使用などの共通課題に対して情報交換と協働で問題解決を図っています。

【課題】

年齢に応じた家庭教育のあり方や、親育ち、祖父母育ちの知識とノウハウを提供する子育て講座を一般家庭向けに開催することで、保護者の子育て支援を充実させていく必要があります。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
家庭教育講座		教育・保育施設や小・中学校に通うこどもの保護者を対象にした家庭教育講座の実施や、こどもに関わる大人に学びの場を提供することで、こどもの成長について理解を深めたり、自身の抱える課題を共有したりして解決へ導きます。 ワークショップを取り入れ、保護者同士で学びを共有することができるような講座など、保護者の教育力を高めるため、こどもの成長や子育てに関する知識、技術が学べる講座を開催し、こどもの成長や子育てについて理解を深めます。 また、講座に参加することによって、こどもを育てる中で抱えている課題を共有し、解決につなげていきます。 保護者や各施設のニーズにあった講師や内容の講座を開催することができるよう、新しい講師人材の発掘を行うとともに、日数の増加を調整します。	まなび文化課
PTAとの連携		共通課題（小・中学生のスマートフォン等適正な利用など）について、情報交換を活発に行い、協働して課題解決に取り組みます。 家庭の教育力を高めるため、こどもの成長や子育てに関する知識、技術が学べる講座を開催し、こどもの成長や子育てについて理解を深めます。 また、講座に参加することによって、こどもを育てる中で抱えている課題を共有し、解決につなげていきます。希望する講座が受講できるよう、日数の増加を調整します。	学校教育課
子ども講座		親子の触れ合いやものづくり体験に主眼を置き、知識や技能の習得に加え、新たな仲間づくりの機会を提供します。 こどもたちの知識や技能の向上を図るため、ニーズに合った講座を増やし、講座を通して様々なことに興味・関心を持てるような内容を検討します。	まなび文化課
地域子育て支援拠点事業		地域での子育て支援の場として多様なニーズに応えられるよう、更なる質の充実に努めます。 また、地域に根付いた子育て支援や子育てに関する情報提供、育児講習、相談対応を行うため、施設や活動についての周知に努めます。	子育て支援課 幼保運営課

(6) 経済的支援

【現状】

高校卒業年代（満18歳）までのこどもの医療費について自己負担分の助成や、3歳から15歳までの給食費無償化を実施しています。また、こうのとりの支援事業として、不妊治療の経済的負担を軽減するなど、多様な世帯に向けた助成を実施しています。

【課題】

長く続く物価高騰の影響を受け、生活必需品の支給などによる支援が求められています。また、子どもたちの教育支援の拡充について要望があります。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
こども医療費助成制度	①	18歳到達後の最初の3月31日までのこどもに対して、入院・外来ともに健康保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成するなど、負担軽減を図ります。	子育て支援課
児童手当	①	子育て家庭（18歳到達後の最初の3月31日までのこどもを養育する家庭）に対して手当を支給しています。	子育て支援課
こうのとりの支援事業		不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成し、負担軽減を図ります。 制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	健康課
給食費の無償化		子育て世帯の負担軽減や食育の推進のため、3歳から15歳までの給食費無償化を継続します。	幼保運営課 学校給食センター
多子世帯出産祝金支給事業	①	多子世帯の3人目以降のこどもの出産祝金を支給し、多子世帯の子育て費用の負担軽減を図ります。	子育て支援課
ハッピーファーストバースデー事業	①	こどもの1歳の誕生日に、おむつなどの育児用品の入った「ファーストバースデーセット」を子育て経験のある配達員が自宅に届け、経済的な支援と相談を行います。	子育て支援課
子育て応援育児用品貸出事業	①	乳幼児の保護者・養育者に対し、子育て用品を無償で貸出しすることにより、乳幼児の健全育成支援及び子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。	子育て支援課
奨学金返還支援事業	⑥	大学等の在学中に借り入れた奨学金の返還額の一部を補助し、経済的な負担軽減を図ります。	政策課

(7) 配慮が必要な家庭への支援

【現状】

ひとり親や生活困窮の状況にある子育て家庭などが経済的に自立するための相談、情報提供、資金の貸付、資格取得費用の一部支給や、小・中学生の就学奨励費支給制度も実施しています。また、国際化に対応し、外国にルーツを持つこどもを対象に日本語指導を行うほか、市民向け文書について英語を含む多言語での情報提供を実施しており、多様な市民が情報を容易に入手できるようサポートしています。

【課題】

ひとり親世帯に対する子育て・生活支援、学習支援などの総合的な自立支援を行っていく必要があります。また、今後、増えることが予想される外国にルーツを持つこどもやその保護者に対して適切な支援を行っていくことが求められます。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
ひとり親家庭等医療費助成制度	㊦	ひとり親家庭などにおける母又は父と扶養されている18歳到達後の最初の3月31日まで（中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで）のこどもに対して、健康保険診療にかかる医療費の自己負担部分を助成し、負担軽減を図ります。	子育て支援課
保育料の軽減	㊦	多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的な負担を緩和します。	幼保運営課
就学奨励費支給制度	㊦	経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費などの一部又は全額を支給し、負担軽減を図ります。関係各課や小・中学校との連携、制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	教育部総務課
丸亀市片岡給付型奨学金制度	㊦	修学意欲はあるが経済的理由で大学又は短大への修学が困難な丸亀市の学生に対し、修学費用の一部を給付します。関係機関と連携し、制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	教育部総務課
丸亀市入学金貸付制度	㊦	向学心旺盛であるが経済的理由で高校・大学等への入学金の支払いが困難な方に入学金の一部を貸し付けます。関係機関と連携し、制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	教育部総務課
つながりの場づくり支援事業	㊦	こどもが社会的孤立に陥らないよう、こどもの居場所づくりなどこどもと支援を結ぶつながりの場をつくり、こども食堂やフードバントリー等、学習支援、相談対応を行います。	子育て支援課
児童育成支援拠点事業（こども第3の居場所）	㊦	ひとり親家庭などの小学生に対し、学習習慣や生活習慣を身につけるために、宿題・個別学習や体験活動・文化活動を通じて、将来の自立に向けた力を育みます。	子育て支援課
こども食堂	㊦	こどもの孤食を減らし、社会的に孤立しないよう、地域に居場所をつくり、人とつながることで、安心して過ごせる場所を提供します。	子育て支援課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
児童扶養手当	⑦	ひとり親家庭等の状態にあって、18歳到達後の最初の3月31日まで（中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）の児童を養育している方に手当を支給（所得制限あり）します。	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援	⑦	ひとり親家庭などについて、自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行います。 また、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	子育て支援課
養育費・親子交流の履行確保事業	⑦	離婚前後の家庭に対して、離婚後のこどもの健やかな成長の助けのため、養育費と面会交流の取り決めと履行についての支援を行います。	子育て支援課
住居確保給付金の支給	⑦	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方や住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を求職活動中に有期で支給します（生活保護受給者除く）。	福祉課
生活保護	⑦	生活困窮者であって、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、国の基準に対し収入の不足分を給付します（現物給付含む）。支給の内容の一部に、小・中学生には、入学準備金、教材代、学校給食費、交通費等と高校生には、入学検定料、高校等入学準備金、教材代、交通費、授業料等を支給します。 また、生活保護受給者に対し、世帯の状況に応じ、自立に向けた相談・支援を行います。	福祉課
子どもの学習支援事業	⑦	経済的に困難を抱える世帯のこどもたちの学力向上や進学を支援することを目的に小・中学生等を対象とした学習支援事業を行います。	福祉課
自立相談支援事業	⑦ ⑧	社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「あすたねっと」において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立を支援します。	福祉課
家計改善支援事業	⑦	社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「あすたねっと」において、生活困窮世帯を対象に、日常のお金の使い方を見直し、収入のバランスなどの助言を行います。	福祉課
被保護者就労支援事業	⑦	福祉と就労の一体化事業の一環として、ハローワークと連携し、生活保護受給者をはじめ、生活困窮者、児童扶養手当受給者等に対する就労支援を行います。	福祉課
就労準備支援事業	⑦ ⑧	就労意欲が低く、就労が困難な生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。	福祉課
		香川県労働局及び香川県、NPO 法人さぬき自立支援ネットワークと連携し、就職の継続が困難な若者等が職業的に自立するために個別相談・各種セミナー・就職相談・職業適性診断・職場見学・職場体験等の支援を行います。	産業観光課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
多言語による情報提供		市民向け文書において多言語で対応する必要がある場合には、英語をはじめとする多言語文書を作成します。 外国にルーツを持つ子どもや保護者が、子育て支援に関する様々な情報を入手しやすいよう、多言語による情報提供だけでなく、窓口における通訳の確保にも努めます。	子育て支援課ほか
日本語指導教室	㉔	外国にルーツがある、又は帰国子女等に当たる児童・生徒に対し、日本語指導等を行い、学校生活への早期適応を図ります。	学校教育課
実費徴収に係る補足給付を行う事業	㉕	生活保護世帯など、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。 また、幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園における年収約360万円未満の世帯や第3子以降のこどもの給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成しています。	幼保運営課



1 計画の策定に
当たって

2 子どもと家庭を
取り巻く状況

3 計画の基本的な
考え方

4 次世代育成
支援行動計画

5 子ども・子育て
支援事業計画

6 こどもの
ひかり計画

7 子ども・
若者計画

8 計画の推進体制
と進捗管理

資料編

基本目標2 こどもの健やかな成長を支援します



(1) 遊び場・こどもの居場所づくり

【現状】

こどもたちに健全な遊びと健康増進、情操教育を提供するため、児童館事業を展開しています。また、公園や遊具の安全点検と整備を行い、安全・安心な遊び場を確保しています。さらに、乳幼児向けの地域子育て支援拠点施設（地域子育て支援センターやひろば）や異年齢交流を促進する少年体験活動など、様々な体験を提供する場も推進しています。

市民活動交流センター（マルタス）の設置により、中心的な拠点施設として、中・高校生年代の利用が拡大しています。

【課題】

こどもたちが安全に利用できる遊び場の整備が継続して求められています。また、こどもたちの様々な居場所を確保するため、地域全体で居場所づくりを行う必要があります。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
児童館事業	㊦	遊びの拠点と居場所を提供し、様々な活動に自発的に取り組めるよう支援するとともに、行事を工夫して利用者を増やし、こどもの居場所としての支援を行います。 また、施設の計画的な修繕等に対応し、安心して利用できる施設運営を行います。	子育て支援課 人権課
遊び場の整備		公園や遊具の安全点検や安全基準に適した整備を継続して実施し、地域におけるこどもの遊び場（児童公園など）の適切な維持管理に努めます。 また、私有地が開放された場合には、安全に遊べる空間となるよう管理者の確保に努め、継続して公園の維持管理を行います。	都市計画課
地域子育て支援拠点事業（再掲）		地域での子育て支援の場として多様なニーズに応えられるよう、更なる質の充実に努めます。 また、地域に根付いた子育て支援や子育てに関する情報提供、育児講習、相談対応を行うため、施設や活動についての周知に努めます。	子育て支援課 幼保運営課
少年体験活動		少年活動団体や新市民会館を含めた様々な施設、団体等と連携して、こどもたちの責任感や協調性などを育む機会となる体験活動の場づくりに努めます。	まなび文化課

(2) 総合的な放課後児童対策

【現状】

本市では、保護者が就労等で家を空ける児童のために、島しょ部地域を除く全小学校区に、放課後児童クラブとして「青い鳥教室」を32教室設置しており、放課後の安全・安心な居場所を確保し基本的な生活習慣や社会性の習得を促しています。さらに、全児童を対象に放課後や週末に地域住民の協力を得て、学習、スポーツ、文化活動を行う「放課後子供教室」を9教室で実施しています。

【課題】

青い鳥教室等の利用者からは、スタッフの定期的な研修を通じた専門性の向上や、安全かつ創造的な遊び場の整備など利用環境の充実が求められており、これらの改善を行うことで、利用のしやすさの向上を図ってほしいという具体的な要望が多く寄せられています。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
青い鳥教室	⑦	各校区における在籍児童数の動向を見据えつつ、増加が特に顕著な校区における適切な施設整備とともに、配置する支援員不足の解消に努めます。 小学校の余裕教室等の空き状況を見ながら、必要とされる機能を満たせる空き教室がある場合には可能な限り、既存施設を活用して場所の確保を図っていきます。 多様化することもや家庭が増加する中で、こどもに携わる職員・スタッフの適正な人員配置のあり方やスタッフの資質向上に向けて、職員・スタッフのニーズを的確に捉えながら研修内容などを工夫し、引き続き放課後支援の質の向上に努めます。 特別な配慮を必要とする児童に対しては、引き続き、現場で対応する支援員の判断を最大限尊重した上で必要に応じて加配するなど、児童が安心して過ごせる環境づくりとともに、専門的な知識を持った職員の確保に努めます。 児童が支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や1年生から6年生までの異年齢児童との交わり等を通じた社会性の習得、主体的な遊びや生活ができるような居場所の提供を継続できるよう、放課後子供教室等の外部機関とも連携しながら、教室での活動を工夫して行っていきます。 新入生に対しては、各学校の入学説明会を活用し、在校生等に対しては案内文書や市のホームページを活用するなど、今後も継続して、利用を希望する保護者や、地域住民に対して、「青い鳥教室」における育成支援の内容について、様々な方法で周知を行っていきます。	教育部総務課
放課後子供教室	⑦	全小学校区での実施を目指して、地域の担い手の確保とともに、学生ボランティア募集について、引き続き実施し、未開室校区での活動は広報等により周知を行い開室校区が増えるよう努めます。 各教室のプログラム内容を充実させるため、好事例を紹介するとともに、各教室の要望を確認し必要に応じて支援員の研修機会の確保を図り、質の向上に努めます。	教育部総務課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
「青い鳥教室」と「放課後子供教室」の連携		「青い鳥教室」と「放課後子供教室」の連携事業については、事業関係者の意見を取り入れつつ、現在連携事業を行っていない教室への呼びかけや教室間のサポートを行うなど、地域の実情を勘案し、全てのこどもたちが、一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの充実を図ります。 また、よりこどもたちに寄り添った事業を展開するとともに、実施が可能な校区を拡大し、一体化へつなげ、未開室校区では一体型の教室の整備に努めます。 活動場所が、「青い鳥教室」のある小学校に隣接している「放課後子供教室」については、両事業の関係者に加えて学校関係者等とも連携を取り、一体的に実施していきます。	教育部総務課



(3) いじめ・不登校対策

【現状】

学校では日常的な声かけや教育相談週間を通じてこどもの不安や悩みに対応しています。陸地部の各学校群にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒や家庭への支援と関係機関との連携を強化したり、校内サポートルームを設置し、校内の居場所づくりに努めたりしています。また、学校外の居場所として教育支援センターを設置し、学校復帰や進路の保障を支援するとともに、民間のフリースクール等とも連携を取り、多様な居場所づくりに努めています。

【課題】

安全で安心できる学校環境を実現し、こどもが発するいじめの危険信号に気付き、迅速かつ適切な対応が行える体制を整えることが必要です。また、不登校の児童・生徒にはオンライン授業を提供し、カウンセラーが定期的に生徒と話す時間を確保すること、さらに保護者向けには学校等においてPTAと連携を図り、子育て講座等を開催して情報を直接提供することも重要です。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
いじめ・不登校等心の相談		児童・生徒の心のサインを見逃さず、いじめや不登校に対して早期に対応できるよう、県のスクールカウンセラーや市のスクールソーシャルワーカーなどによる相談・支援体制の充実を図ります。 また、陸地部の各中学校に設置している校内サポートルームについては、学習支援員を配置し、校内の居場所づくりや多様な学びの保障に努めます。	学校教育課
不登校児童・生徒に対する支援	㊦	不登校児童・生徒の居場所として、教育支援センターや、陸地部の中学校に校内サポートルームを設置しており、必要に応じて民間のフリースクール等とも連携を取り、多様な居場所づくりに努めます。 多様な居場所を提供することによって、心を癒やすとともに、遊びや学習を通して友達や指導員・支援員とのコミュニケーションを図り、タブレットの活用（タブドリLive！、オンライン支援）や関係機関と連携した重層的支援を推進することで学校復帰や進路保障ができるよう努めます。	学校教育課
スクールカウンセラーの配置	㊦	いじめや不登校などで悩む、こどもの精神的なサポートに向け、各校に配置されているスクールカウンセラーを活用しながら、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや関係機関につなぎ、全ての教職員の共通理解のもと、児童・生徒を支える体制づくりを行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	㊦	陸地部の各学校群にスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を強化することで、児童・生徒を取り巻く様々な問題に対し、医療や福祉の面から対応ができるようにします。 特に、ヤングケアラーが疑われる家庭については、関係機関との連携が不可欠なため、家庭状況を確認し、関係機関へつなぐ働きかけを行います。 また、スクールソーシャルワーカーに対する研修や情報交換会などを定期的に行うことで、資質向上を図ります。	学校教育課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
不登校児童・生徒の家庭への支援	㊦	学校に行きづらい児童・生徒の保護者が孤立することのないよう、各種相談や、学校に行きづらいこどもの保護者の集いを実施します。	学校教育課
かめっコール (子供や青少年の相談電話)	㊦	相談チラシやカードの配布、市広報、PTA メール、育成センターだよりなどで相談窓口を周知しています。来所又は電話にて、こども・若者、その家族からの相談に応じ、助言や関係機関の紹介を行います。	少年育成センター
課題解決型事業	㊦	社会の中で生きづらさを感じているこどもたちへアウトリーチやワークショップを実施し、正解のない文化芸術活動を体験する機会を提供します。多様な表現方法や創造活動が認められる体験を通して、こどもたちが、自分の好きなことや心が動かされることに気付いたり、自己肯定感を高められる場づくりを行います。	まなび文化課



(4) 有害環境対策と非行等防止対策

【現状】

少年育成センターの情報紙「かめっこ」等を通じた、デジタル機器のフィルタリングやマナーについての啓発、有害図書等の回収、薬物乱用や児童買春などを防止するための啓発活動を行っています。また、補導員がこどもの集まる場所を巡回し、少年非行の未然防止に向けての活動を展開するとともに、電話や面接での少年相談にも対応できるよう、相談員を配置しています。

【課題】

インターネットやゲームの過度な利用が増えているため、これらの健康への影響について、啓発活動を行っていく必要があります。また、こどもたちが安全に帰宅できるように、下校時や薄暮時の補導活動を継続していくとともに、効果的な巡回場所の見直しを行うことも重要になります。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
環境浄化活動	㊦	市内20か所に設置している白ポストを定期的に点検し、有害図書、DVD等の回収を行うことで、環境浄化を実施します。	少年育成センター
青少年のインターネット利用に関する啓発	㊦	携帯電話やスマートフォン、パソコンのフィルタリング利用などの普及啓発を図り、有害環境対策に努めます。また、メディアへの過度な依存を防ぐような、情報モラルの啓発を行っています。特にSNSによる被害を防いだり、ネット依存に陥らないようにするため、中学生などの世代やその保護者を対象にSNSなどの適正利用に関する様々な啓発を実施します。	少年育成センター
		青少年が適切にインターネットの利用ができるよう、教職員や事業者等に対する研修や市ホームページ等で啓発を行います。児童・生徒向けのチラシを作成し、携帯電話やスマートフォン、インターネットなどによるいじめや人権問題に対する意識の啓発を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。	人権課 学校教育課
薬物乱用防止の啓発	㊦	「危険ドラッグ」などの薬物乱用問題について、学校教育の場においても保健体育の授業などで取り上げるとともに、セーフティ教室等における薬物乱用防止講習会等を実施します。少年育成センターでも、警察、関係機関などと連携して情報の共有を図るなど、啓発活動の推進に努めます。	学校教育課 少年育成センター
青少年の非行・被害防止全国強調月間による広報啓発	㊦	内閣府が定める「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、青少年の規範意識を高め、児童買春や児童ポルノといった青少年の福祉を害する犯罪の被害を防止するため、啓発活動等を行っています。	学校教育課 少年育成センター
補導活動	㊦	地域の人々や関係機関との連携を深めるとともに、小・中学校や地域からの情報を基に、重点的な巡回場所を把握し、より効果的な補導活動を実施するなど、非行防止と啓発活動の充実を図っていきます。また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、こどもの問題行動の広域化に対応していきます。	少年育成センター

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
少年相談		相談者の悩みに寄り添う電話相談や面接相談を行い、状況に応じて関係機関と連携を取りながら解決に努めるとともに、相談員自身のスキルアップにも努めています。	少年育成センター
市非行防止定例情報交換会	㊦	中学校生徒指導主事、学校教育課サポート室、子育て支援課、関係機関（丸亀警察生活安全課、西部こども相談センター、高松家庭裁判所丸亀支部、中讃少年サポートセンター）により構成される情報交換会において、青少年の非行防止を目的に、青少年を取り巻く問題のある環境等について、連絡・協議を行います。	少年育成センター
“社会を明るくする運動”の推進	㊦	「社会を明るくする運動」丸亀地区推進委員会との連携により、犯罪や非行を防止し、犯罪のない地域社会を築くことを目的とするキャンペーン活動を行います。	少年育成センター



(5) 成人期に向けての健康づくり・保健対策

【現状】

小学校4年生と中学校1年生の希望者を対象とした血液検査の実施により、生活習慣病ハイリスク者を早期発見し、本人と保護者への保健指導を行い、医療機関への受診も勧めています。また、小・中学校では、性に関する正しい知識を身につけるための性教育や心の問題へのカウンセリング、職場体験学習などを行うとともに、幼稚園・保育所（園）・認定こども園及び関係機関の協力により講演会などを実施しています。

【課題】

今後も小児生活習慣病の予防と性教育の充実を図るとともに、スクールカウンセラーの積極的な活用を推進し、こどもたちの心身の健康を支援することが重要です。また、妊娠や出産などに関して、体験学習プログラムの充実などにより、命の大切さを学ぶ機会の確保に努めていく必要があります。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
小児生活習慣病対策		小児生活習慣病対策として、小学校4年生と中学校1年生の希望者を対象に血液検査を実施し、事後指導によりこどもと保護者が、食事や運動、睡眠などの生活習慣を見直す機会にするとともに、必要であれば、医療機関の受診を勧めます。	学校教育課
思春期メンタルヘルス		心の問題で悩む児童・生徒には、学級担任・養護教諭が行うカウンセリングのほか、スクールカウンセラーなどと連携し、相談支援を行います。また、学校職員のカウンセリング力の向上を図るため、校内研修を充実します。	学校教育課
性教育		こどもの発達段階などに応じて、こどもたちが正しく判断し、理性的に行動できる力を育むため、性に関する正しい知識についての教育や性感染症予防などの教育を行います。	学校教育課
思春期保健教育		小学校高学年の保健及び中学校の保健体育の授業で、飲酒・喫煙・薬物乱用が心身に与える影響についての学習を行います。 また、妊婦体験・赤ちゃんふれあい体験・赤ちゃん人形の貸出しなどを周知し、命の大切さを学ぶ機会の確保に努めます。	学校教育課 健康課 子育て支援課

(6) こどもの心身の育ちを助ける食育の推進

【現状】

妊産婦に対して、母子健康手帳の発行や「マイナス1歳から始まる子育て講座」を通じて食生活の指導を行い、健康的な食事や体重管理の情報を提供しています。また、幼稚園から中学校までの教育機関では、食育を推進し、正しい食知識の獲得と健康的な食習慣の形成を目的としたプログラムを実施しています。

【課題】

食育に関する講座の普及と参加者数の拡大を目指すため、効果的な広報活動などの周知を図っていく必要があります。また、こどもたちの健康や特定の食物アレルギーに対応するために、個々の状況に応じた対応を行うことが求められています。さらに、教育・保育施設における発達段階に応じた食育の取組を実施していく必要があります。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
妊産婦の食育		母子健康手帳発行時や訪問などで妊産婦の食事に対する情報提供を行います。 生まれる前（マイナス1歳）から始まる子育て講座などで妊産婦のための食生活や望ましい体重増加、食事バランスガイド、母乳育児のための栄養と食事などの情報提供を行います。 家族ぐるみで食生活を見直すことができるよう働きかけていきます。	健康課
こどもの食育		施設の全職員、関係部署が連携しながら、こどもたちが食を楽しみ、食を知り、健康な生活を過ごせるよう連携し、食育活動を実施していきます。 自園調理を行う保育所（園）・認定こども園では、保育の内容の一環として食育を位置づけ、保育士、保育教諭、調理員等の職員が協力し、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培います。 家族ぐるみで食生活を見直していくために、食に無関心な保護者が関心を持てるよう働きかけていくほか、家庭教育講座や子育て学習会の中で食育に関する講座を開催するなど、食育の支援に努めていきます。 保護者が食への理解を深め、食事をつくることや、こどもと一緒に食べることに喜びを持つことができるように支援します。 こどもが生涯健康に過ごすことができるよう、学校給食やこども料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。 食に関する生きた教材として、旬の食材を取り入れ、有機食材の活用を含めた地産地消の推進、衛生・安全管理の徹底にも努めていきます。	健康課 幼保運営課 学校教育課 学校給食センター まなび文化課

(7) 人間性や個性を育む環境整備

【現状】

本市では、こどもたちと本をつなぐため、生後3か月の子にはブックスタートとして絵本を渡し、5歳児にはセカンドブックとして絵本をプレゼントし、家庭での読書を促進しています。幼稚園や保育所（園）、認定こども園、小・中学校では異年齢交流や異学年交流を行ったり、地域と連携し、地域団体などとこどもたちが触れ合う機会をつくったりしています。また、計画的な人権・同和教育のほか、様々な体験や学びを通じて豊かな人間性を養うことを支援しています。

【課題】

文化・芸術を介し多様な人が集い、交流することによって、新たな価値やつながりを生み出す機会を提供していく必要があります。また、親子の触れ合いを充実させるため、図書館事業や美術館が取り組む事業の活用、こどもの地域活動や地域行事への参加を促進していくことが求められます。さらに、こどもの体力づくりを支えるために放課後や休日に運動の機会や場を確保していくことや、人権教育に関する基本方針や重点努力事項について職員間の共通理解を深めていくことも求められます。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
図書館事業		ブックスタートやセカンドブック事業を実施し、こどもと本をつなぐ役割を担います。また、子育て支援に係る機関やボランティア団体などと連携・協力し、おはなし会、紙芝居、手遊びなどを実施し、絵本や本との出会い、読書・読み聞かせの楽しさを伝えていきます。	図書館
文化芸術を介した交流の機会の提供		親子を対象としたワークショップなど文化芸術を介した交流の機会を提供することで、非認知能力の育成に努めます。	まなび文化課
芸術体験		幼稚園・保育所（園）・認定こども園に芸術家を招き、アートを通じた表現活動の体験により、こどもの豊かな感性を育みます。	幼保運営課
異年齢交流・異学年交流・地域連携		幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校において、異年齢交流や異学年交流を行います。 また、市内全ての教育・保育施設において、地域に開かれた子育て支援の拠点として、地域団体などとこどもたちとの触れ合う機会をつくり、幅広い社会性や豊かな感性を育てます。	幼保運営課 学校教育課
人権教育・啓発（再掲）		講演会や研修会の実施・広報紙などにより、こども一人ひとりの人権が守られるよう人権啓発活動を行い、次代を担うこどもが安心して健やかに成長できる社会づくりを進めます。 また、こどもの人権を大切に、多様な個性や、家庭の背景も含めた一人ひとりの育ちをしっかりと認めながら、幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校での、豊かな生活経験を通して、心身の健やかな成長、発達を図るほか、こどもたちに自己肯定感が育まれるよう、日々の保育や授業等での関わりを模索し、実践します。	人権課 幼保運営課 学校教育課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
子どもの体力づくり		体力プランのもと、児童生徒の実態や課題を踏まえた体力向上に係る実践・評価を行います。 スポーツ少年団の組織整備・育成支援、適切な指導を行える指導者養成、こどもたちが意欲的に楽しく運動に取り組める運動習慣の定着促進に努め、生涯スポーツの基礎づくりを推進していきます。	学校教育課 スポーツ推進課
アーバンスポーツパークの活用	㊦	アーバンスポーツパークで関係競技団体と協力して教室を行うなど、アーバンスポーツに触れる機会を提供することにより、こどもの個性の尊重や他者との関わり方などを学べるよう取り組みます。	スポーツ推進課
学習機会や体験活動の充実	㊦	こどもの置かれている環境や状況にかかわらず、多様な文化芸術活動を体験できる機会をつくり、子ども講座や芸術表現活動、自然体験活動などを通して、他者と関わり、協調・協働しながら課題に取り組む中で、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の向上や、コミュニケーション能力、自己肯定感、社会性、責任感等の育成を図ります。	まなび文化課
文化芸術鑑賞・体験の機会提供	㊦	こどもたちが等しく文化芸術を体験できるよう、美術館やホールへ市内のこどもたちを招待する鑑賞事業や、学校、幼稚園、保育所（園）などへのアウトリーチやワークショップを実施することにより、こどもたちの豊かな感性を醸成するとともに、文化芸術活動を通して、非認知能力を育む機会を提供します。	まなび文化課
次世代を担うリーダーの育成	㊦	青少年の健全育成を図るとともに、地域などで活躍できる人材となる中・高校生世代を対象としたジュニアリーダーの事業を支援します。また、小学生を対象としたジュニアリーダー養成講座の支援を行います。	まなび文化課



(8) 総合的・継続的な障がい児支援

【現状】

本市では、発達障がいのあるこどもとその家族を支援するために、児童心理司や言語聴覚士、臨床心理士等による個別相談を提供しています。また、専門家による教育・保育施設への巡回カウンセリングを行うとともに、特別支援教育支援員の適正配置や保育士の加配措置を実施しています。さらに、NPO 団体と協力し、保護者・保育士・教員への相談支援や研修を行っています。

【課題】

障がいのあるこどもたちが通いやすい環境で学校生活を送ることができ、必要とする人が利用できるよう障害児通所支援事業所を充実していくとともに、医療的なケアが必要なこどもも参加できる触れ合いの場所や機会を増やしていくことが必要です。また、発達障がいのこどもがいる家庭向けに専門知識を持った相談窓口を引き続き開設するとともに、保護者と教員が協力して問題を解決できる機会を提供していくことも求められます。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
発達相談		こどもの発達の悩みについて、児童心理司、言語聴覚士、臨床心理士による相談を実施します。 心身の発達や情緒・行動面において、又はことばの発達や発音について、グレーゾーン又は障がい疑われるこどもが早期に支援を受けられるよう体制の確保を図ります。 こども相談は、こどもの心身の発達や情緒、行動などの不安について児童心理司による相談を実施し、早期に適切な支援が受けられるよう支援していきます。 ことばの相談は、きこえやことばの発達の不安について臨床心理士や言語聴覚士による相談を実施し、早期に適切な支援が受けられるよう支援していきます。	健康課
特別支援教育・障がい児保育		障がいのあるこどもを教育・保育施設や小・中学校で受け入れ、一人ひとりの教育ニーズに対応できるよう実態把握を行います。また、必要に応じて専門家などによる保育所（園）への巡回カウンセリングを行い、特別支援教育支援員の配置や保育士の加配措置などを行うとともに、教員・保育士等の実践力向上を図ります。	幼保運営課 学校教育課
発達障がい児支援		NPO 団体と協働で発達障がい児支援事業を行い、発達障がいのあるこどもの支援を目的として巡回カウンセリングを実施するとともに、保護者・保育士・教員などの関係者を対象に、相談支援や研修などを行います。	幼保運営課 学校教育課
課題解決型事業	㊦	障がいがあることにより、ホールや劇場で行われる舞台芸術公演へ足を運びづらいと感じている方が安心して鑑賞できるよう、プログラムや鑑賞環境に配慮した公演を開催します。また、障害福祉施設へのアウトリーチを実施することで、文化芸術活動を楽しむことができる機会を提供し、文化芸術活動を通して、障がいのある方の見えづかった個性や能力に気付くきっかけをつくります。	まなび文化課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
児童発達支援		未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うもので、今後も障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、支援の周知や支援につながる相談体制も含めた支援の充実に努めます。	福祉課
放課後等デイサービス		就学している障がい児について、学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行うもので、今後も障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、支援の周知や支援につながる相談体制も含めた支援の充実に努めます。	福祉課
保育所等訪問支援		障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うもので、今後も障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、支援の周知や支援につながる相談体制も含めた支援の充実に努めます。	福祉課
障がい児相談支援		児童発達支援・放課後等デイサービス等を利用する児童に、支給決定又は支給変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行うもので、今後も適切にサービスを利用することができるよう、障がい児やその家族に対する継続的な相談支援を実施するとともに、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。	福祉課
障がい福祉サービスその他		障がいのある子どもが安心して地域で生活できるよう、補装具・日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実し、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、教育の分野の関係機関が連携を取りながら乳幼児期から就労までの切れ目のない一貫性・継続性のある支援を行います。 さらに、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加を推進することに努めます。	福祉課
市民福祉年金 (在宅重度障害児年金)	⑦	市内に1年以上住所を有し、身体障害者手帳1級又は療育手帳④・Aを持ち、常時家族の介護が必要な5～20歳未満の在宅重度の障がい児の方（8/31現在で、要件を満たしている方）に支給します。	福祉課
市民福祉年金 (障害児年金)	⑦	市内に1年以上住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている20歳未満の障がい児の方（8/31現在で、要件を満たしている方）に支給します。	福祉課

基本目標 3 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります

(1) 安全・安心なまちづくり

【現状】

近年、我が国においては、こどもの性被害の増加が著しく、地域の安全対策として、不審者情報の配信や緊急避難場所となる「こども SOS」の設置、地域住民による防犯パトロールを実施しています。また、交差点での事故防止のためにカーブミラーの設置、学校等において交通安全キャンペーンや交通安全教育を行い、交通ルールの重要性と安全意識の普及に努めています。

【課題】

通学路の安全を高めるために、安全施設の定期的なメンテナンスを行っていく必要があります。また、地元自治会の要望に応じて防犯灯を設置し、夜間の安全性を向上していくことも求められています。さらに、地域コミュニティによるこどもの見守り活動やパトロール、「こども SOS」の更なる設置なども行っていく必要があります。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
交通安全施設の点検整備		交差点などでの事故防止のためにカーブミラーや視線誘導標の設置、道路側溝への転落対策として柵を設置し、安全な道路環境の整備を進めるとともに、施設の維持管理にも努めます。 また、通学路については、通学路交通安全プログラムや登下校防犯プランに基づき、学校、保護者、警察、地域の人々や道路管理者などの関係機関が連携し、主体的な参加のもと合同点検等を行い、ハード・ソフトの両面から対策を検討し、環境の整備・改善や交通安全教育に取り組みます。	建設課
通学路の点検やカラー化などによる安全確保		通学路として利用される狭い市道において、歩行空間が明瞭になるよう一定の基準に基づきカラー化を実施するとともに、薄くなった箇所については、塗り直しを行うことで、継続的な安全対策に取り組みます。道路の危険箇所、必要に応じてカーブミラー、視線誘導標などの交通安全施設を設置するほか、地元自治会の要望に応じて防犯灯を設置することで夜間の安全性の向上を図るとともに、施設の維持管理にも努めます。 また、通学路については、通学路交通安全プログラムや登下校防犯プランに基づき、地域の人々や道路管理者などの関係機関の主体的な参加のもと合同点検等を行い、ハード・ソフトの両面から対策を検討し、環境の整備・改善や交通安全教育に取り組みます。	建設課
交通安全指導・啓発		幼稚園・保育所（園）・認定こども園や小・中学校において、交通ルールを遵守する大切さや、交通安全に必要な知識の習得を目的に、交通安全キャンペーンや交通安全教室を実施し、こども自らが交通事故から自分の身を守る力を養えるよう、意識の向上を図ります。	生活環境課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
不審者情報の提供		防犯情報の共有として、丸亀・善通寺・多度津地区防犯協会にて配信している「F ネット通信」の市ホームページへの掲載や学校・警察・関係機関・保護者・地域への FAX 及びメール配信で不審者情報の提供を行うとともに、青色防犯パトロールカー（青パト）でのパトロールを実施します。 また、不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や関係機関と連携して、「こども SOS」の設置を行い、地域ぐるみで不審者や犯罪などからこどもを守る取組を推進します。さらに、学校問題解決支援員を中心として、市内小・中学校との連携を強化していきます。	生活環境課 少年育成センター
防犯パトロール		防犯協会と連携し、地域ぐるみでの地域安全活動（自主防犯パトロール）に対して支援します。	生活環境課
防犯意識啓発		市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現のために地域安全活動を推進し、防犯協会や警察と連携した防犯教室やキャンペーンなどを通して、防犯安全意識の高揚を図ります。	生活環境課
緊急避難場所「こども SOS」の設置・点検		各学校への不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や関係機関と連携して、こどもを不審者などによる犯罪から守るために、緊急避難場所となる「こども SOS」の設置を推進します。また、少年育成センターが行う点検や学校からの情報を基に、交換や新規の設置を行います。	少年育成センター



(2) 子育てバリアフリーのまちづくり

【現状】

本市では、妊産婦やこどもが安心して外出できる環境を整備するため、公共施設にスロープの設置や段差解消を進めているほか、授乳室やこども用トイレなどの施設整備を進めています。また、妊婦への配慮を促すマタニティマークの普及にも努めており、母子健康手帳の発行時に妊婦に配布するとともに、マタニティマークの啓発を行っています。

【課題】

道路改良時には、高齢者や障がい者を含む全ての人が利用しやすいバリアフリーを考慮した設計とすることが必要となります。また、公共施設においては、乳幼児を連れた保護者が安心して利用できるよう、おむつ替えスペースや授乳室の維持管理のほか、必要に応じた新たな整備が求められています。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
道路改良時の歩道等のバリアフリー化		香川県が実施する県道高松善通寺線の無電柱化と、市道丸亀駅前線（駅前広場）の舗装修繕などで、全ての人が利用しやすい道路空間となるようバリアフリー化を進めます。	建設課
公共施設における授乳室等の整備促進		こども連れでも安心して外出できるよう、授乳室やおむつ替えスペース、多目的トイレなどの整備、維持管理に努めます。	庶務課ほか
マタニティマークの活用		母子健康手帳発行時にマタニティマークを配布するとともに、妊婦だけでなく、広く一般的にマタニティマークの普及・啓発を行い、地域の子育て支援の意識を高めます。	健康課



(3) 仕事と子育てが両立できるまちづくり

【現状】

男性の育児参画やワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進していくため、市のホームページやパンフレットで情報を提供しています。また、中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、企業へのPRを通じて中小企業従業員の福利厚生の拡充に努めています。

【課題】

保育施設や子育て支援が充実していても、職場の環境が変わらない限り、仕事と子育ての両立は難しいため、働きやすい職場環境づくりの取組に対して支援を行っていく必要があります。また、「丸亀こどもデー」（キッズウィーク）には大人も休暇を取れるよう、保護者や企業などへの周知啓発に努めることが求められます。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
男女共同参画の推進、固定的性別役割分担意識の解消		性別にかかわらず、仕事と家庭のバランスが取れた生活を送れるよう、市民、企業、関係団体、行政が協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取組を進めます。 家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努めます。	人権課
労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励		働き方改革等に関わる国や県の事業等について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報発信に努めます。	産業観光課
勤労者の福利厚生と企業への啓発		福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援するとともに、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生に努めます。	産業観光課
キッズウィークの推進		平成30年度から始めたキッズウィークについては、10月の第3月曜日を「丸亀こどもデー」に定め、公立の小・中学校、幼稚園等を一斉休暇とするなど、3連休を設定することで、親子や地域との交流が図れる機会としています。このキッズウィークについて、ポスター掲示やチラシ配布等により周知啓発し、関係機関と連携して事業所に働きかけるなど、こどもの休みに合わせた保護者の休暇取得の推進を図るとともに、近隣市町への認知度向上にも努めます。	学校教育課 幼保運営課 産業観光課 ほか

(4) 人材育成・支援

【現状】

地域住民が主体となつてこどもの健やかな成長を見守り、子育て家庭を支える活動を推進しています。また、母子愛育班による地域の健康づくりの推進、地域子育て支援拠点でのボランティア養成研修、こどもに体験活動の場を提供する少年活動団体などへの支援など、安心して子育てができる環境づくりを担う人材や団体の育成・支援を行っています。

【課題】

子育てに対して多くの家庭が経済的、精神的に大きな負担を感じており、子育て支援の必要性は大きくなってきています。このため、地域社会全体で支え合っていけるよう、体制を整えていく必要があります。子育て支援に関わるボランティアやコーディネーターなどの育成が求められています。

【具体的な事業内容】

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
子育てボランティアの育成・支援		地域子育て支援拠点や児童館などにおいて、子育てボランティアを育成するため、地域が子育てに対する意識を持ち、主体的な活動ができるよう、積極的かつ効果的な研修を支援するとともに、ボランティア募集の周知を行います。 また、ボランティア団体が実際に活動できる機会や場を提供するとともに、事業の活性化や子育てに優しい地域づくりに貢献している子育て支援団体の活動を支援します。	子育て支援課 幼保運営課
地区組織・人材育成の仕組みづくり		地域の健康づくりを推進する母子愛育班をはじめ、社会全体でこどもの健やかな成長を見守り、子育て家庭を支える地域づくりを支援します。 愛育班員や母子保健推進員の活動とその重要性を周知するとともに、育成に取り組み、地域の身近な支援者として主体的に活動できるよう支援します。 市 PTA 連絡協議会や母子愛育班、地域の育成部会など様々な団体及び児童館やコミュニティセンターなどの施設と連携しながら、課題に対応した内容で継続してセミナー等を開催します。また、各地域で実施されている地域学校協働活動を通し、子育て家庭を支える地域づくりを支援します。	健康課 まなび文化課
自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成）	⑦	自殺の危険性の高い人の早期発見と適切な対応を図るため、職場や地域などで悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、支援につなげる役割を担い、自殺対策を支える人材を養成します。	健康課
子どもの体験活動等に関わる団体等への支援		こどもに体験活動の場を提供するボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会育成連絡協議会などへ支援を行います。 こどもの体験活動等に関わる団体等への支援として、指導者・育成者として必要なもの、求められているものなど社会的なニーズを把握し、各団体と連携して指導者・育成者のスキルアップを図るための研修を開催するとともに、現状の団体以外ともつながりを持たせる取組を推進します。	まなび文化課

推進事業名	関連計画	事業の内容	担当課
市民主体の文化芸術活動団体への支援		多様な文化活動の中で、異年齢交流や地域とのつながりを持つ機会を提供している文化協会や、音楽を通じた仲間づくりや感受性豊かな人間づくりの場となる少年少女合唱団など、市民主体の文化芸術活動団体を支援します。	まなび文化課



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援新制度における事業の全体像

(1) 子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援給付は、就学前の教育・保育について、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小規模保育・未移行幼稚園等の施設を利用した場合に給付の対象となります。また、こどものための現金給付として、児童手当の支給があります。

子ども・子育て支援給付

- こどものための教育・保育給付
 - ・幼稚園・保育所（園）・認定こども園
 - ・地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
- こどものための現金給付
 - ・児童手当
- 子育てのための施設等利用給付
 - ・未移行幼稚園・認可外保育施設等

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域のこども、子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められていましたが、その後6事業が追加されており、この19事業は交付金の対象となります。

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・子育て短期支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・子育て援助活動支援事業
- ・延長保育事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・一時預かり事業
- ・妊婦健康診査事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・養育支援訪問事業
- ・病児保育事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

<令和4年改正児童福祉法施行に伴い創設>

- ・子育て世帯訪問支援事業（ホームヘルプサービス）
- ・児童育成支援拠点事業（こども第3の居場所）
- ・親子関係形成支援事業

<令和7年改正子ども・子育て支援法等 施行に伴い創設>

- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ・産後ケア事業

※「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、令和7年度に制度化、令和8年度からは全自治体で実施されます。そのほかの事業は努力義務となっています。

《教育・保育施設》

幼稚園（3～5歳）

小学校以降の教育の基礎をつくるための就学前教育を行う施設です。

＜利用時間＞

昼過ぎ頃までの教育時間（4時間程度）のほか、園によっては教育時間の前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）などを実施

保育所（園）（0～5歳）

保育を必要とするこどもに対し、保育（養護と教育）を行う施設です。

＜利用時間＞

原則8時間（就労などの状況により最長11時間）の保育のほか、園によっては延長保育を実施

＜利用できる保護者＞

共働きなど保育の必要な事由に該当する保護者

認定こども園（0～5歳）

幼稚園と保育所の機能や特長を併せもつ、教育と保育を一体的に行う施設です。

0～2歳

＜利用時間＞

原則8時間（就労などの状況により最長11時間）の保育のほか、園によっては延長保育を実施

＜利用できる保護者＞

共働きなど保育の必要な事由に該当する保護者

3～5歳

＜利用時間＞

昼過ぎ頃までの教育時間（4時間程度）を含め、保育が必要な幼児に対しては原則8時間（就労などの状況により最長11時間）の保育や、園によっては延長保育を実施

＜利用できる保護者＞

制限なし

★保護者の就労状況にかかわらず、教育・保育を受けます。

★保護者の就労形態が変わっても、同じ施設を利用できます。

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

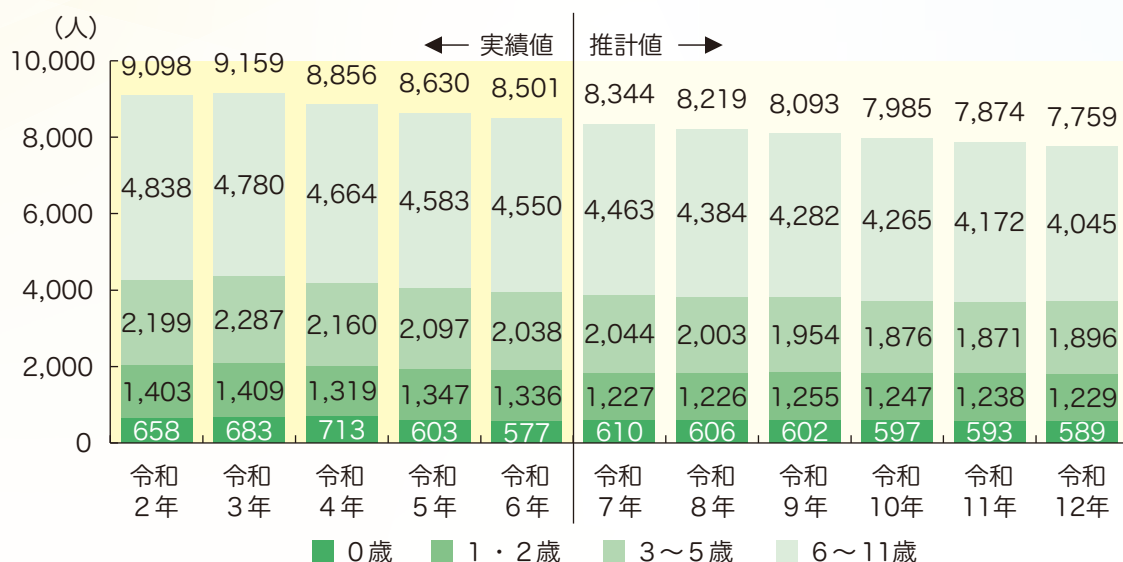
子ども・子育て支援法第61条第2項において、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制などについては、教育・保育提供区域ごとに定める。」とされ、さらに基本指針において、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。」とされています。

本計画においては、待機児童をはじめ様々な課題を検討する上で、ある程度大きなくりで需給バランスを検討する観点から、第2期計画に引き続き、旧丸亀地区・綾歌地区・飯山地区・島しょ部の4つの教育・保育提供区域を設定します。また、島しょ部は、教育・保育施設の利用人数が極端に少ないことが見込まれるので、第2期計画に引き続き量の見込みと確保方策には含まないこととします。なお、地域子ども・子育て支援事業は、基本的に丸亀市全域で1つの区域とします。

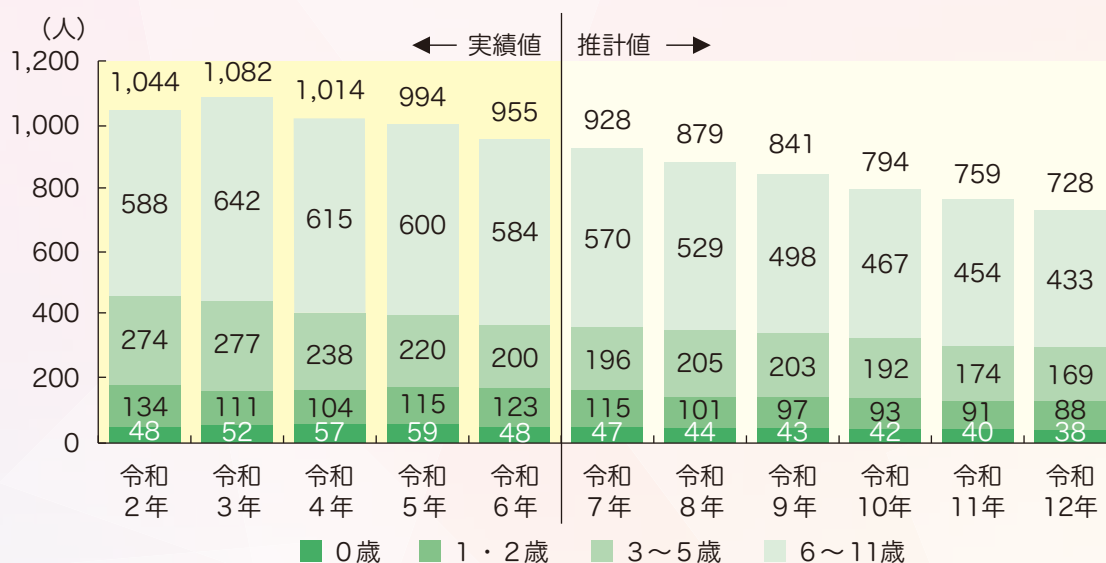
(2) 教育・保育提供区域ごとの人口推計

コーホート変化率法により推計した区域別のこどもの人口推計は、以下のとおりとなっています。

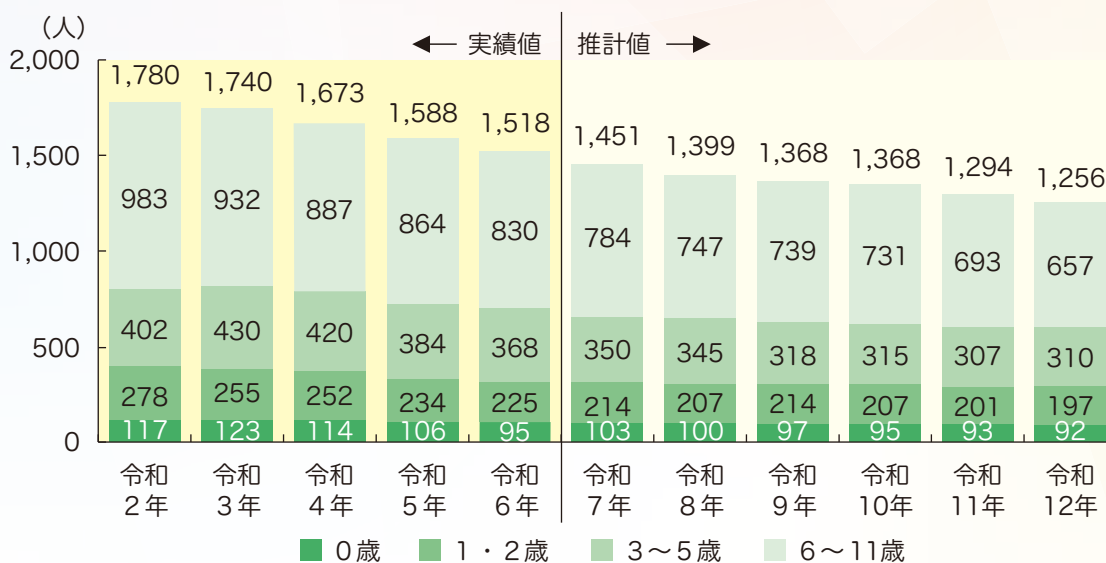
■ 中学校区別（区域別）こどもの人口の推移（旧丸亀地区）



■中学校区別（区域別）こどもの人口の推移（綾歌地区）



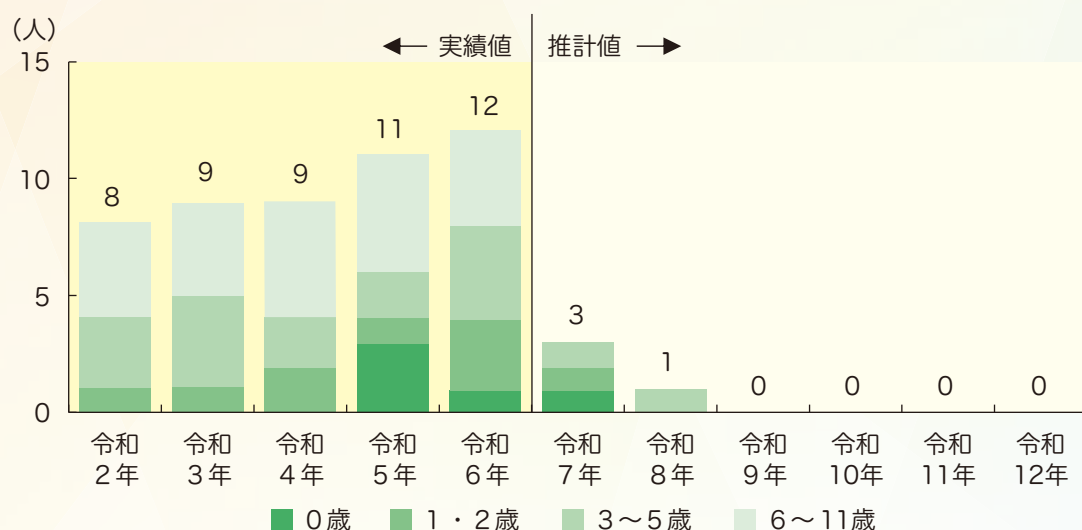
■中学校区別（区域別）こどもの人口の推移（飯山地区）



<参考>

離島については、男女別各歳別人口が極めて少なく、推計人口の算出においても誤差が大きいことに注意する必要がありますため、参考として示します。

■中学校区別（区域別）こどもの人口の推移（島しょ部）



(3) 教育・保育提供区域の状況

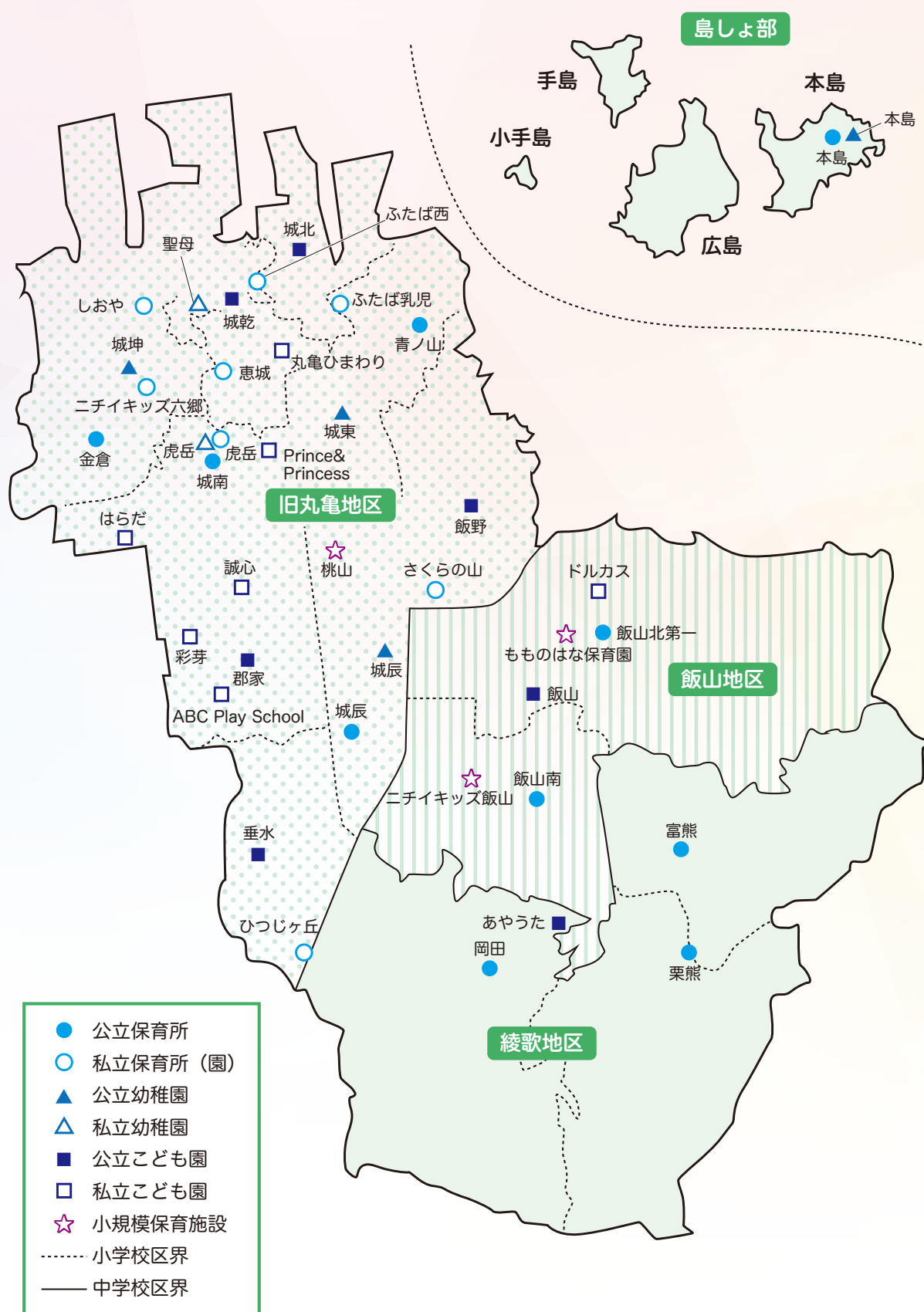
本市の幼稚園・保育所（園）・認定こども園の配置をみると、旧丸亀地区に集中して立地しています。長期的な視点で人口推移や施設の老朽化なども総合的に勘案して、各施設の将来における適正なあり方や整備時期などを検討していく必要があります。また、綾歌地区、飯山地区においては、特別保育（乳児保育など）を実施する施設が限られており、希望する家庭にとって選択が難しい状況にあります。

■教育・保育提供区域別施設の充足状況

区域		旧丸亀地区	綾歌地区	飯山地区	島しょ部
幼稚園	施設数（か所）	5	0	0	1
	定員総数（人）	985	0	0	65
	3～5歳人口（人）	2,038	200	368	4
	3～5歳人口に対する割合（％）	48.3	0	0	—
保育所（園）	施設数（か所）	13	3	2	1
	定員総数（人）	1,640	270	300	30
	0～5歳人口（人）	3,951	371	688	8
	0～5歳人口に対する割合（％）	41.5	72.8	43.6	—
認定こども園	施設数（か所）	11	1	2	0
	定員総数（人）	1,606	160	410	0
	0～5歳人口（人）	3,951	371	688	8
	0～5歳人口に対する割合（％）	40.6	43.1	59.6	—

※幼稚園は令和6年5月1日現在、保育所（園）及び認定こども園は令和6年4月1日現在
人口は令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口

■教育・保育提供区域と教育・保育施設の立地状況



※休所中の保育所を除く

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、就学前に教育・保育を受けることを希望する全ての保護者の申請に基づいて、市が客観的基準に基づき、保育の必要性の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっています。認定区分は、以下の3つです。

認定区分対象者

- 1号認定 満3歳以上で、教育を希望する就学前のこども（保育の必要性がないこども）
- 2号認定 満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、教育・保育を希望する就学前のこども（保育を必要とするこども）
- 3号認定 満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望するこども（保育を必要とするこども）

<保育の必要な事由>

就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としているこどもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合

(2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策の区分

- 幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず、希望者は利用できることになっています。
- アンケート調査結果をみても、保護者が共働きでも幼稚園の希望があり、したがって2号認定（満3歳以上で保育を必要とするこども）については、幼稚園の利用希望が強いものを分けて量を見込みます。
- 3号認定については、0歳児と1・2歳児で職員配置基準やこども1人当たりの面積要件などが異なり、1歳児と2歳児についてもより正確なニーズ把握のため、それぞれ分けて量を見込みます。

(3) 量の見込みと確保方策（島しょ部を除く）

量の見込みと確保の内容については、施設の利用実績等に基づいて算出しています。量の見込みは地域の実情も踏まえて、確保の内容は配置基準を満たす保育士の確保を前提に、施設の利用定員ベースで算出しています。

こどもの人口が減り続ける中、確保の内容は量の見込みを上回っており、引き続き施設の適正維持に努めます。

①全体

○1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

（単位：人）

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		733 (733)	617 (617)	606	597	576	552	543
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	730	615	600	420	420	420	420
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	785	775	750	788	788	788	788
	確認を受けない幼稚園	240	240	240	240	240	240	240
	計	1,755	1,630	1,590	1,448	1,448	1,448	1,448
②－①過不足		1,022	1,013	984	851	872	896	905

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、()内は利用人数等の実績

○2号認定（3～5歳／保育所（園）・認定こども園を利用）

（単位：人）

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		1,913 (1,913)	1,889 (1,886)	1,878	1,847	1,783	1,712	1,685
②確保の内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	1,338	1,214	1,153	1,087	1,087	1,087	1,087
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	872	964	924	990	990	990	990
	計	2,210	2,178	2,077	2,077	2,077	2,077	2,077
②－①過不足		297	289	199	230	294	365	392

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、()内は利用人数等の実績

○3号認定（0～2歳／保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業を利用）

<0歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		463 (294)	137 (133)	317	314	314	311	307
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	218	212	206	209	209	209	209
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	121	127	107	113	113	113	113
	地域型保育事業	12	12	18	18	18	18	18
	計	351	351	331	340	340	340	340
②－①過不足		▲112	214	14	26	26	29	33

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、() 内は利用人数等の実績

<1歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		630 (597)	548 (528)	511	503	512	505	500
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	412	382	365	349	349	349	349
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	209	233	213	233	233	233	233
	地域型保育事業	12	12	18	18	18	18	18
	計	633	627	596	600	600	600	600
②－①過不足		3	79	85	97	88	95	100

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、() 内は利用人数等の実績

<2歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		605 (595)	659 (645)	610	600	611	602	597
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	432	402	386	360	360	360	360
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	233	267	252	272	272	272	272
	地域型保育事業	14	14	21	21	21	21	21
	計	679	683	659	653	653	653	653
②－①過不足		74	24	49	53	42	51	56

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、() 内は利用人数等の実績

②旧丸亀地区

○1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

（単位：人）

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		636 (636)	538 (538)	527	519	501	481	473
② 確保 の 内 容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	730	615	600	420	420	420	420
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	478	468	443	481	481	481	481
	確認を受けない幼稚園	240	240	240	240	240	240	240
	計	1,448	1,323	1,283	1,141	1,141	1,141	1,141
②－①過不足		812	785	756	622	640	660	668

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、()内は利用人数等の実績

○2号認定（3～5歳／保育所（園）・認定こども園を利用）

（単位：人）

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		1,461 (1,461)	1,452 (1,450)	1,444	1,420	1,371	1,316	1,296
② 確保 の 内 容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	994	870	809	744	744	744	744
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	681	773	733	799	799	799	799
	計	1,675	1,643	1,542	1,543	1,543	1,543	1,543
②－①過不足		214	191	98	123	172	227	247

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、()内は利用人数等の実績

○3号認定（0～2歳／保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業を利用）

<0歳>

(単位：人)

	令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)	375 (238)	120 (117)	260	257	254	251	248
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	194	188	182	176	176	176
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	97	103	83	89	89	89
	地域型保育事業	6	6	6	6	6	6
	計	297	297	271	271	271	271
②－①過不足	▲78	177	11	14	17	20	23

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、() 内は利用人数等の実績

<1歳>

(単位：人)

	令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)	517 (485)	430 (411)	401	394	402	396	392
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	317	287	270	254	254	254
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	185	209	189	209	209	209
	地域型保育事業	6	6	6	6	6	6
	計	508	502	465	469	469	469
②－①過不足	▲9	72	64	75	67	73	77

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、() 内は利用人数等の実績

<2歳>

(単位：人)

	令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)	480 (472)	536 (525)	496	488	497	490	485
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	325	295	279	256	256	256
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	209	243	228	248	248	248
	地域型保育事業	7	7	7	7	7	7
	計	541	545	514	511	511	511
②－①過不足	61	9	18	23	14	21	26

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、() 内は利用人数等の実績

③綾歌地区

○1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

（単位：人）

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		19 (19)	18 (18)	18	18	17	16	16
② 確保の 内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	105	105	105	105	105	105	105
	確認を受けない幼稚 園	0	0	0	0	0	0	0
	計	105	105	105	105	105	105	105
②－①過不足		86	87	87	87	88	89	89

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、()内は利用人数等の実績

○2号認定（3～5歳／保育所（園）・認定こども園を利用）

（単位：人）

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		176 (176)	162 (162)	161	158	153	147	144
② 確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	157	157	157	156	156	156	156
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	55	55	55	55	55	55	55
	計	212	212	212	211	211	211	211
②－①過不足		36	50	51	53	58	64	67

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、()内は利用人数等の実績

○3号認定（0～2歳／保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業を利用）

<0歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		22 (12)	0 (0)	10	10	14	14	14
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	12	12	12	21	21	21	21
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	計	12	12	12	21	21	21	21
②－①過不足		▲10	12	2	11	7	7	7

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、() 内は利用人数等の実績

<1歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		34 (34)	33 (33)	30	30	30	30	30
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	45	45	45	45	45	45	45
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	計	45	45	45	45	45	45	45
②－①過不足		11	12	15	15	15	15	15

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、() 内は利用人数等の実績

<2歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		45 (45)	41 (41)	38	37	38	37	37
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	56	56	56	53	53	53	53
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	計	56	56	56	53	53	53	53
②－①過不足		11	15	18	16	15	16	16

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、() 内は利用人数等の実績

④飯山地区

○1号認定（3～5歳／幼稚園・認定こども園を利用）

（単位：人）

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		78 (78)	61 (61)	61	60	58	55	54
② 確保の 内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	202	202	202	202	202	202	202
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0
	計	202	202	202	202	202	202	202
②－①過不足		124	141	141	142	144	147	148

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、()内は利用人数等の実績

○2号認定（3～5歳／保育所（園）・認定こども園を利用）

（単位：人）

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		276 (276)	275 (274)	273	269	259	249	245
② 確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	187	187	187	187	187	187	187
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	136	136	136	136	136	136	136
	計	323	323	323	323	323	323	323
②－①過不足		47	48	50	54	64	74	78

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、()内は利用人数等の実績

○3号認定（0～2歳／保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業を利用）

<0歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		66 (44)	17 (16)	47	47	46	46	45
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	12	12	12	12	12	12	12
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	24	24	24	24	24	24	24
	地域型保育事業	6	6	12	12	12	12	12
	計	42	42	48	48	48	48	48
②－①過不足		▲24	25	1	1	2	2	3

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、() 内は利用人数等の実績

<1歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		79 (78)	85 (84)	80	79	80	79	78
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	50	50	50	50	50	50	50
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	24	24	24	24	24	24	24
	地域型保育事業	6	6	12	12	12	12	12
	計	80	80	86	86	86	86	86
②－①過不足		1	▲5	6	7	6	7	8

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、() 内は利用人数等の実績

<2歳>

(単位：人)

		令和 6年3月 (実績)	令和 6年4月 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要利用定員)		80 (78)	82 (79)	76	75	76	75	7
②確保の 内容	保育所（園） (特定教育・保育施設)	51	51	51	51	51	51	51
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	24	24	24	24	24	24	24
	地域型保育事業	7	7	14	14	14	14	14
	計	82	82	89	89	89	89	89
②－①過不足		2	0	13	14	13	14	14

※令和6年3月、4月の①量の見込みは申込人数の実績、() 内は利用人数等の実績

(4) 施設管理計画

①これまでの経緯

- 第1期計画においては、「既に改築などが進められている施設を除き、基本的にはこの5年間は新設などの施設整備は行わず、既存施設をできる限り有効活用していくこと」「老朽化などにより施設の改築が必要な場合は、施設の規模や認定こども園への移行、統廃合などの検討を踏まえ、整備すること」としました。
- 第2期計画においては、「これらの施設以外にも、園児の減少や老朽化等により、今後のあり方の検討が必要な就学前教育・保育施設が存在すると考えられることから、施設の状況や地域における施設の役割などを総合的に勘案し、地域のご理解をいただきながら、施設の適正配置について検討を続ける」としました。

②今後5年間の基本的な考え方

○青ノ山保育所と城東幼稚園について

- 青ノ山保育所は老朽化しており、さらに県の土砂災害警戒区域に指定されているため、建て替える場合は新たな土地で建設しなければなりません。
- 一方、城東幼稚園は園児の減少や設備等の老朽化、台風などによる水害を受けやすいなどの課題があります。
- このような状況からそれぞれの課題を解消するために、城東幼稚園の近隣で水害を受けない土地に青ノ山保育所と城東幼稚園を移転し、相互を統合して令和8年度に城東こども園（仮称）として開園する予定で整備を進めています。

○栗熊保育所について

- 綾歌地区に延長保育や乳児保育が実施されていないことを踏まえ、栗熊保育所の老朽化に伴い、民間活力を取り入れた民営化を進め令和8年度からの開所に向け整備を進めています。

青ノ山保育所・城東幼稚園	→	新しい「城東こども園（仮称）」として統合 （令和8年度を予定）
栗熊保育所（公）	→	栗熊保育所（民）開所 （令和8年度を予定）

○その他

- 市全体において、年度途中から待機児童が発生しています。
- 飯山こども園及びあやうたこども園は、0～2歳児の受入れが可能となるよう、調理室の増設と一部トイレの低年齢児用への改修を行います。
- 飯山地区は、低年齢児の保育ニーズが高いものの、老朽化した保育施設の単体での立て直しは困難であることから、将来的には近隣の保育施設との統廃合を検討する必要があります。
- 綾歌地区においてもこどもの人数が減少する中、老朽化した保育施設が存在していることから、将来的には近隣の保育施設との統廃合を検討する必要があります。
- 具体的な統廃合等の計画は、当初計画策定後、園児数の推移を見ながら関係団体との協議等を経て、令和9年度に行う中間見直しの中で決定します。

- 公立保育所・幼稚園等の教育・保育環境の向上のための施設整備（空調設備の設置等）を行います。
- 私立保育所等の環境改善のため、施設・設備の整備を支援します。

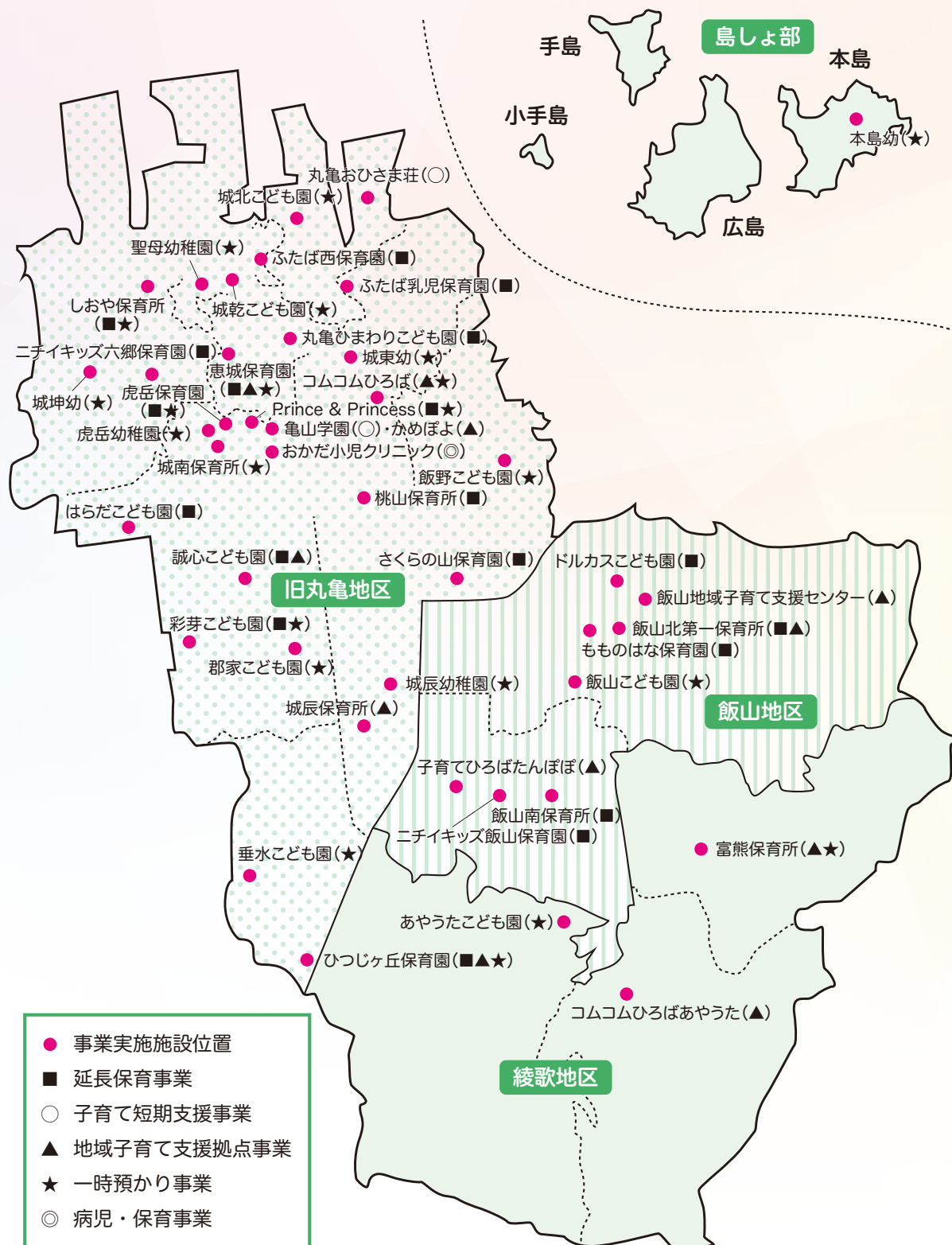
（５）外国にルーツを持つこどもへの支援・配慮

- 本市においても国際化の進展により、外国籍のこどもや幼少期を外国で過ごしたこどもなど、特別な支援・配慮を必要とする「外国にルーツを持つこども」が増加傾向にあり、特に城乾校区においては外国にルーツを持つこどもが大きく増加しており、就学前教育・保育施設と城乾小学校の切れ目のない連携体制を構築する必要があります。
- 今後は、就園に必要な手続き・園児募集の状況等の外国語によるホームページ掲載等、就園及び事業の利用に関する情報へのアクセスの向上を図ります。
- また、小中学校における日本語適応支援教室として城乾小学校で実施している日常の日本語を指導する「にほんご教室」や城乾小学校ほか市内の小中学校で実施している学習言語の習得などをめざす「こくさい教室」の取組を今後も継続していきます。
- その他、民間における外国人支援の様々な取組と連携し、必要に応じた支援を実施します。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

■事業実施施設（青い鳥教室を除く）



量の見込みについては、アンケート調査結果や実績値から量を見込みました。

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、令和5年度末現在3か所で実施しています。

国が定める事業分類は、基本型（身近な場所における相談支援）と特定型（保育サービスに関する相談支援）、こども家庭センター型（妊娠期から子育て期までの包括的支援）があります。

【確保方策】

量の見込みに見合う必要量の確保に努めていきます。

こども家庭センターとして、こどもの誕生前から子育て世帯に対し切れ目のない相談支援等を行います。また、身近な場所で行える子育て支援事業への情報提供・相談等を地域子育て支援拠点や児童館などでも行い、関係機関との円滑な情報共有と支援体制の向上を図ります。

（単位：人回、か所）

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
こども家庭 センター型※	①量の見込み（必要量）		7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	②確保量		7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	実施施設数	1	1	1	1	1	1
	②－①過不足		0	0	0	0	0
基本型	①量の見込み（必要量）	1,856	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950
	②確保量	1,856	1,900	1,950	1,950	1,950	1,950
	実施施設数	2	13	14	14	14	14
	②－①過不足	0	0	0	0	0	0

※令和6年度までは「母子保健型」、令和7年度から「こども家庭センター型」です。

※令和5年度は実績（以降の令和5年度も同様）

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

ショートステイは、保護者の病気・出産・看護・事故・出張・育児疲れなどで、一時的に子育てが困難な家庭の児童を施設で預かる事業で、7日間を限度に利用が可能（宿泊を伴う）です。

トワイライトステイは、仕事などで恒常的に帰宅が遅い家庭の児童を預かり、食事や生活指導などの援助を行う事業で、2か月を限度に利用が可能です。

【確保方策】

利用者の希望に沿うよう利用調整を行い、受入れ先の確保に努めます。

(単位：人日、か所)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
ショートステイ	①量の見込み(必要量)	113	150	150	150	150	150
	②確保量	113	150	150	150	150	150
トワイライトステイ	①量の見込み(必要量)	42	60	60	60	60	60
	②確保量	42	60	60	60	60	60
確保の内容(実施施設数)		3	4	4	4	4	4
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

(3) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域の身近な施設に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、令和5年度末現在子育て支援課で5か所、幼保運営課で7か所実施しています。

【確保方策】

相談や情報提供などを通じて利用者が安心して子育てできるよう、また、相互交流により人と人とのつながりを構築できるよう継続的に支援を行います。

(単位：人回、か所)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(必要量)		44,658	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
②確保量		44,658	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
確保の内容(実施施設数)		12	12	12	12	12	12
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、援助をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）とが、会員相互間で育児の援助を行う事業で、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会に委託して実施しています。

【確保方策】

利用者数は、コロナ禍において一時的に減少していましたが、現在はコロナ禍前の人数まで戻ってきています。

利用を必要とする世帯は常に一定数以上あり、必要な量の確保に向けて周知・啓発に努めながら、会員数と利用件数増に向けた取組を進めていきます。

（単位：件、人）

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要量)	活動件数	1,541	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	まかせて会員	209	230	230	230	230	230
	おねがい会員	718	800	800	800	800	800
	両方会員	49	50	50	50	50	50
②確保量	活動件数	1,541	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	まかせて会員	209	230	230	230	230	230
	おねがい会員	718	800	800	800	800	800
	両方会員	49	50	50	50	50	50
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

(5) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等で保育を実施する事業で、令和5年度末現在、公立保育所2か所、私立保育所（園）・認定こども園13か所、小規模保育施設2か所の計17か所で延長保育を実施しています。

【確保方策】

保護者の就労形態や残業など、やむを得ない事情がある場合、保育認定を受けたこども（入所児童）を安心して延長保育できるよう、実施施設の維持・確保に努めます。

（単位：人、か所）

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要量)	利用実人数	654	640	640	640	640	640
	延べ利用人数	10,461	10,300	10,300	10,300	10,300	10,300
②確保量	利用実人数	654	640	640	640	640	640
	延べ利用人数	10,461	10,300	10,300	10,300	10,300	10,300
確保の内容（実施施設数）		17	19	19	19	19	19
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行っています。

【確保方策】

現状では、提供体制は確保できています。出産後速やかに訪問し、乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言指導を行い保護者の育児不安の軽減に努めます。特に支援が必要と認められる家庭の早期発見に努め、養育支援訪問事業等につなげていきます。

（単位：人）

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	722	760	749	741	733	725
②確保量	722	760	749	741	733	725
確保の内容（実施体制）		香川県助産師会に委託又は丸亀市健康課の保健師等が訪問				
②－①過不足		0	0	0	0	0

(7) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園型では、令和5年度末現在、私立幼稚園2か所、私立認定こども園1か所、公立幼稚園等7か所で在園する1号認定児を対象とした一時預かりを実施しています。また、幼稚園型以外では、令和5年度末現在、私立幼稚園1か所、公立保育所2か所、私立保育園3か所、公立認定こども園1か所、NPO法人1か所の計8か所で実施しています。

①幼稚園型

【確保方策】

引き続き、全ての私立幼稚園での実施を支援し、公立認定こども園でも全ての施設で実施します。

<幼稚園型>

(単位：人日、か所)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	35,610	35,500	35,500	35,500	35,500	35,500
②確保量	35,610	35,500	35,500	35,500	35,500	35,500
確保の内容（実施施設数）	3	4	4	4	4	4
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

<公立幼稚園等が実施している一時預かり>

(単位：人日、か所)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	4,433	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
②確保量	4,433	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
確保の内容（実施施設数）	7	10	10	10	10	10
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

②幼稚園型以外

【確保方策】

一時預かりを希望する家庭は依然として多く、中でも希望施設に入所できないこども（待機児童）のニーズが高いことなどから、引き続き必要な量の確保に努めます。

（単位：人日、か所）

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	6,160	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
②確保量	6,160	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
確保の内容（実施施設数）	8	8	8	8	8	8
②－①過不足	0	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800

（８）妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保方策】

現状では、提供体制は確保できています。母子健康手帳交付時に受診票を渡し、保健師・助産師による妊婦本人への保健指導や情報提供を実施し、利用を促進します。

（単位：人回）

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	8,752	8,752	8,622	8,514	8,423	8,308
②確保量	8,752	8,752	8,622	8,514	8,423	8,308
確保の内容（実施体制）	実施場所：県内産婦人科医療機関及び助産所 実施体制：香川県医師会及び香川県助産師会に委託 県外医療機関受診の場合は償還払い対応					
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

(9) 放課後児童健全育成事業（青い鳥教室）

【事業概要】

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後にこどもだけで過ごす小学生に対し、授業の終了後や長期休業中に小学校の空き教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業で、令和5年度末現在33か所で実施しています。

【確保方策】

利用児童数は年々増加傾向にありますが、社会状況の変化や総人口の変動により、地域ごとの利用児童数に大きな差が出ています。児童数が減少している地域では教室の廃止や統合を進め、児童数が増加している地域では教室の拡張や新設を行い、効率的に支援員を配置できるよう受入れ環境の改善を進めます。また、長期休業日等で一時的に定員数を超える教室については、学校の空き教室等を利用して対応します。

(単位：人、か所)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要量)	低学年	1,140	1,227	1,205	1,196	1,218	1,216
	高学年	316	408	409	408	406	408
	計	1,456	1,635	1,614	1,604	1,624	1,624
②確保量		1,698	1,721	1,721	1,721	1,737	1,772
確保の内容（実施教室数）		33	32	32	32	32	32
②－①過不足		242	86	107	117	113	148



(10) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組も支援しています。

【確保方策】

現状では、提供体制が確保できています。乳幼児期の虐待を未然に防ぐ観点から、関係機関等と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、必要な支援につなげていきます。また、乳幼児虐待の予防・早期発見・早期対応のためには、教育・保育施設や香川県西部子ども相談センター（児童相談所）、医療機関等との緊密な連携が不可欠になることから、引き続き連携強化を図るとともに、丸亀市要保護児童対策地域協議会の中で個々のケースについて具体的な対応方法を検討します。

（単位：件）

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要量)	訪問実家庭数	39	39	38	38	38	37
	訪問延べ件数	166	166	164	161	160	158
②確保量	訪問実家庭数	39	39	38	38	38	37
	訪問延べ件数	166	166	164	161	160	158
確保の内容（実施施設数）		香川県助産師会に委託又は丸亀市健康課保健師が訪問					
②－①過不足		0	0	0	0	0	0



(11) 病児保育事業

【事業概要】

病児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業で、令和5年度末現在1か所で実施しています。

【確保方策】

利用者数は、コロナ禍において一時的に減少していましたが、現在はコロナ禍前の人数まで戻ってきています。

令和5年度に実施した計画策定のためのニーズ調査では、丸亀市南部での施設設置を希望する声もあり、引き続き施設形態や運営についての検討を行います。

(単位：人日、か所)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	1,509	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
②確保量	1,509	1,600	1,600	1,700	1,700	1,700
確保の内容（実施施設数）	1	1	1	2	2	2
②－①過不足	0	0	0	100	100	100

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

生活保護世帯など、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。また、幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園における年収約360万円未満の世帯や第3子以降のこどもの給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成しています。

【確保方策】

引き続き、財源を確保し、所得の低い世帯等に対して支援を行います。

(単位：人)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	9	7	7	7	7	7
②確保量	9	7	7	7	7	7
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【確保方策】

第2期計画までと同様に量の見込みは算出せず、事業者の新規参入等に応じて必要な支援を実施します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（ホームヘルプサービス）

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

【確保方策】

利用者のニーズに対し、即対応できるように努めます。

(単位：件)

		令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (必要量)	訪問実家庭数	5	7	7	7	7	7
	訪問延べ件数	34	40	39	39	38	38
②確保量	訪問実家庭数	5	7	7	7	7	7
	訪問延べ件数	34	40	39	39	38	38
②－①過不足		0	0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業（こども第3の居場所）

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える児童等に対して、家でも学校でもない、こども第3の居場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【確保方策】

現状では、提供体制はできています。居場所が必要な児童が、拠点につながるよう関係機関と連携して支援します。

(単位：人日、か所)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	3,202	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
②確保量	3,202	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
確保の内容（実施施設数）	2	2	2	2	2	2
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

(16) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

【確保方策】

妊産婦や乳幼児の保健指導、健康診査、家庭訪問や各種相談などの機会を通じて面談を行い、妊娠期からの切れ目のない支援に努めます。また、必要に応じて医療機関や関係機関との連携を図ります。

(単位：人回)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	1,598	1,687	1,662	1,645	1,627	1,610
②確保量	1,598	1,687	1,662	1,645	1,627	1,610
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

(17) 産後ケア事業

【事業概要】

産後ケアを必要とする退院直後から1歳までの母子に対して、心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を行う事業です。

実施方法として、宿泊による育児支援や産後の体調管理等を行う「宿泊型」、日中、来所した利用者に対して行う「デイサービス型」、実施担当者が利用者の自宅に赴き行う「アウトリーチ型」があります。

【確保方策】

支援を必要とする保護者が積極的に利用することができるよう周知啓発を行います。また、量の見込みに見合う実施施設の確保に努めます。

(単位：件、か所)

	令和 5年度 (実績)	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（必要量）	94	200	200	200	200	200
②確保量	94	200	200	200	200	200
確保の内容（実施施設数）	4	●	●	●	●	●
②－①過不足	0	0	0	0	0	0

● R7～県下集合契約になるため、実施施設数が増加する見込み。数が分かるのがR7年2月の予定。



5 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

(1) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

①「丸亀げんきっ子夢プラン」の活用

幼稚園・保育所（園）・認定こども園において、人格形成の基礎を育む就学前教育・保育の重要性を踏まえ、どの施設であっても統一した考えのもと、それぞれの特性を生かしながら教育・保育が展開されることが大切です。

そのため、本市においては平成26年3月に『丸亀げんきっ子夢プラン』を策定しました（令和4年3月改訂）。本プランは、教育内容や子育て支援の充実を図り、また幼稚園・保育所（園）・認定こども園だけでなく、家庭や地域社会等のこどもを取り巻くまち全体でこどもの健やかな育ちを支えることを目指しています。

引き続き、本プランのもと、教育・保育に直接携わる、幼稚園教諭、保育士、保育教諭が共通理念を持ち、幼児の「生きる力の基礎」を育みます。

②研修のあり方

幼稚園・保育所（園）・認定こども園は、就学前教育・保育の良さを生かした園づくり、園運営を行うとともに、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、こどもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭による合同研修などを推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めるなど、研修に参加しやすい職場環境の改善を行いながら教育・保育従事者の資質の向上を図ります。

③配慮を必要とするこども等への対応

全てのこどもの健やかな育ち、こどもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのあるこどもや特別な配慮を要するこどもの居場所を確保するとともに、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化し、全ての教育・保育従事者が等しく対応できるよう、資質の向上に努めます。

④その他

公私や施設類型に共通する課題である保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有する人の、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等についての助言等を継続します。

(2) 認定こども園についての基本的な考え方

今後は、保護者の就労状況などにかかわらず、個々のニーズに応じた多様な保育環境を整備し、保護者の主体的な選択に応じていく必要があります。また、新たな施設の整備に際しては地域や事業者の理解を得ることや保育士等の労働環境に配慮していくことも求められます。

- 認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられており、公立の幼稚園・保育所が老朽化した場合等は、利用者の視点も考慮しながら認定こども園も含めて最適な施設のあり方について検討を行います。
- 公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行する場合、まずは3歳児から5歳児までの受入れについて検討します。なお、0歳児から2歳児までの受入れが必要な場合は、調理施設の増設が必要であるため、改築規模などを考慮し検討します。
- 私立の既存施設からの移行を打診された場合は、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、国の制度や支援などに関する情報を積極的に提供するなど、本市として全面的に協力して最適な施設配置を進めます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の相互の連携・接続

幼稚園・保育所・認定こども園は、こども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方、小規模保育施設などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満児の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の向上を図る必要があります。

そこで、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携・接続が図られるよう努めます。

(4) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

幼稚園・保育所・認定こども園は、小学校以降の教育や生活の基礎となることを踏まえ、発達や学びの連続性に配慮した教育・保育を行う必要があります。また、異年齢間の交流の機会が減少する中で、小学校入学時に集団行動がうまく取れないなどのいわゆる「小1の壁」について、就学前児童の不安や緊張を和らげ、小学校生活にスムーズに適應できるように幼稚園や保育所等で5歳児を対象に実施する「アプローチカリキュラム」と、小学校で新入生を対象に実施する「スタートカリキュラム」に基づき、幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校が連携した取組を行います。そして、公立私立の幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員の意見交換、合同研修などの機会を設け、小学校への円滑な接続に取り組みます。

(5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付）が始まっています。本市では、対象となる幼児教育・保育施設及び利用者に対し十分な周知を行うなどして、施設等利用給付を円滑に実施していきます。

また、本市は独自で、幼児教育・保育の無償化に加え、3～5歳児の給食費を無料化しており、引き続き保護者の経済的負担の軽減に取り組みます。

6 保育人材の確保及び定着支援

(1) 本市の現状

本市においては、年度途中から待機児童が発生しており、保育の量を確保する上で大きな課題となっています。

待機児童の解消に向け、施設の充実を進めることも大切ですが、本市は施設の利用定員を満たすだけの保育士を確保できておらず、これが待機児童発生 of 大きな要因となっています。

このため、引き続き保育人材確保のための施策を着実に進めていくことが強く求められています。

(2) 本市の取組

①保育士就職準備金貸付制度

- 指定保育士養成施設に在学する学生のうち、卒業後、直ちに市内にある保育所等に保育士として勤務するものに、就職に必要な経費として30万円を貸し付ける制度です。
- 継続して3年以上勤務したときは、貸付金の返還が免除されます。
- 本事業は平成30年度に運用を開始しており、令和2年度以降、潜在保育士を対象に加え、今後も引き続き実施していきます。

②保育士修学資金貸付制度

- 指定保育士養成施設に在学する学生のうち、卒業後、直ちに市内にある保育所等に保育士として勤務する意思のあるものに、修学に必要な経費として月額3万円のほか、入学金20万円を貸し付ける制度です。
- 継続して3年以上勤務したときは、貸付金の返還が免除されます。
- 本事業は令和元年度に運用を開始しており、今後も引き続き実施していきます。

③私立園に対する人件費補助

- 保育士1人当たり月額3千円の人件費補助を実施し、私立園の保育士に対する処遇改善を図り、保育士確保につなげています。本事業は平成30年度以降取り組んでおり、今後も引き続き実施していきます。
- 補助員（保育支援者）を配置する私立保育園等に対し、国の保育体制強化事業を活用して当該補助員に係る人件費の一部を補助します。

④公立保育施設における保育士の定着支援のための取組

- 保育所長経験者の再任用職員が保育指導員として各施設を巡回し、保育や事務に関するアドバイスを行うなど、新規採用保育士・若年保育士のサポートに当たっています。
- 保育士の事務負担を軽減するため、平成30年度より事務補助員の配置を行っており、令和6年9月現在、1園当たり1人が配置されています。また、関係職員の話合いで事務書類の軽減や行事の見直しなどを行っています。
- 令和元年度から新人保育士へのカウンセラーによる面談を実施するなど、保育士の悩み等に対応しています。
- 担任保育士の雑務を軽減するため、継続して保育士補助員を配置します。

⑤保育現場における ICT 化の推進

- 保育現場における事務負担の軽減のため、キャッシュレス決済の導入など ICT 化のより一層の推進を図り、保育士が働きやすい環境を整備します。

⑥その他の取組

- 研修事業の実施により保育士の資質向上を図り、人材育成を通じて定着支援に努めています。
- 上記以外にも、保育士確保及び定着支援に向けた取組は、随時、必要に応じて実施します。また、幼稚園教諭や保育教諭についても引き続き、保育士に準じた様々な取組を実施します。

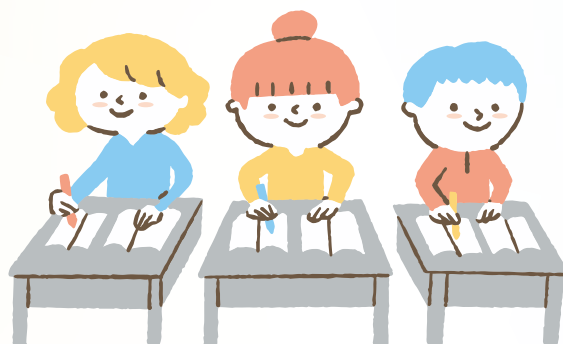
第6章 こどものひかり計画

1 計画の概要

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されること、いわゆる「貧困の連鎖」があってはならないとの決意のもと、平成26年に「子どもの貧困対策法」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）が施行され、令和元年、令和6年と改正を重ねてきました。令和元年改正では、市町村計画の策定が努力義務化され、令和6年改正では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と法律名に「貧困の解消」が明記されるとともに、並行して施行されるこども基本法とともに、施策の拡大を図る方向が示されています。

こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないことや、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害されたり社会から孤立したりすることのないよう、保護者への生活・就労支援、ヤングケアラーとその家族への支援、こどもの居場所づくりなど、こどものことを第一に考えた適切な支援に取り組むことが求められます。

本市においては、平成29年度に「こども未来計画」の中間見直しにおいて子どもの貧困対策計画を「子どものひかり計画」として策定した後、第2期こども未来計画の策定に合わせて「子どものひかり計画」の改正も行いました。本計画においても、その後の国の法律改正や大綱策定も踏まえて、「こどものひかり計画」として策定します。



1 計画の策定に
当たって

2 こどもと家庭を
取り巻く状況

3 計画の基本的な
考え方

4 次世代育成
支援行動計画

5 子ども・子育て
支援事業計画

6 こどもの
ひかり計画

7 子ども・
若者計画

8 計画の推進体制
と進捗管理

資料編

2 本市の状況

ここでは、令和5年度に実施した中学生・高校生等と中学生・高校生等の保護者の生活状況や学習状況の実態を調査したアンケート調査結果報告書からデータを抜粋しています。なお、アンケート調査の全結果は本市のホームページでご確認いただけます。

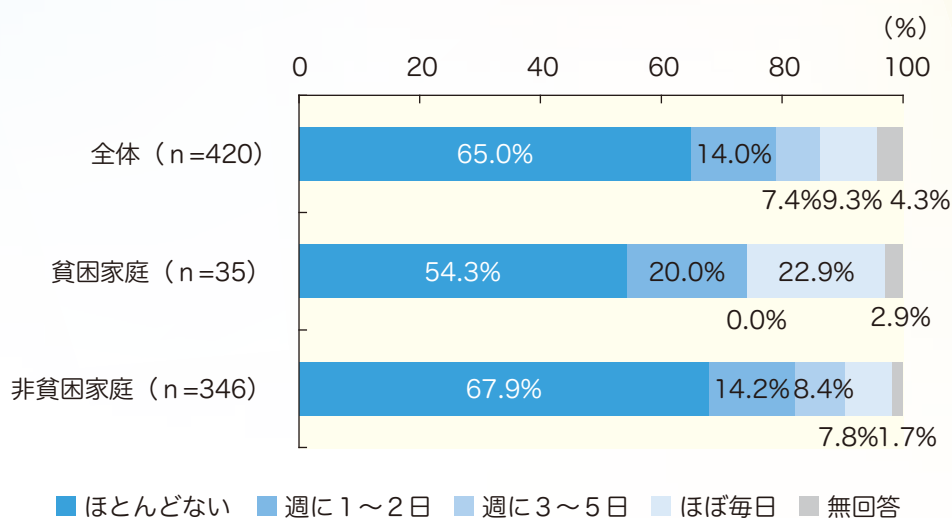
「こどものひかり計画」においては、世帯の年間収入（就労収入のほか全ての収入を含む世帯の年収から、税金等を支払った後のいわゆる「手取り額」）を基に、世帯人数の平方根で割って調整した額（等価可処分所得）を算出し、141.0万円を低所得の基準とします。今回のアンケート調査では、中学生・高校生等の保護者を対象とした調査の世帯収入に関する設問において、「収入はない」「1～100万円」「100～200万」を選択した世帯を「貧困家庭」とし、200万円以上を選択した世帯を「非貧困家庭」として集計を行っています。

(1) 1人で晩ごはんを食べる回数

1週間のうち、1人で晩ごはんを食べる回数をみると、全体では「ほとんどない」が65.0%と最も高く、次いで「週に1～2日」が14.0%、「ほぼ毎日」が9.3%となっています。

貧困関係をみると、どちらも「ほとんどない」が最も高くなっていますが、「貧困家庭」が54.3%であるのに対して、「非貧困家庭」は67.9%と前者が13.6ポイント下回っています。一方、「ほぼ毎日」では「貧困家庭」が22.9%であるのに対して、「非貧困家庭」は7.8%と前者が15.1ポイント上回っています。

■ 1人で晩ごはんを食べる回数＜単数回答＞

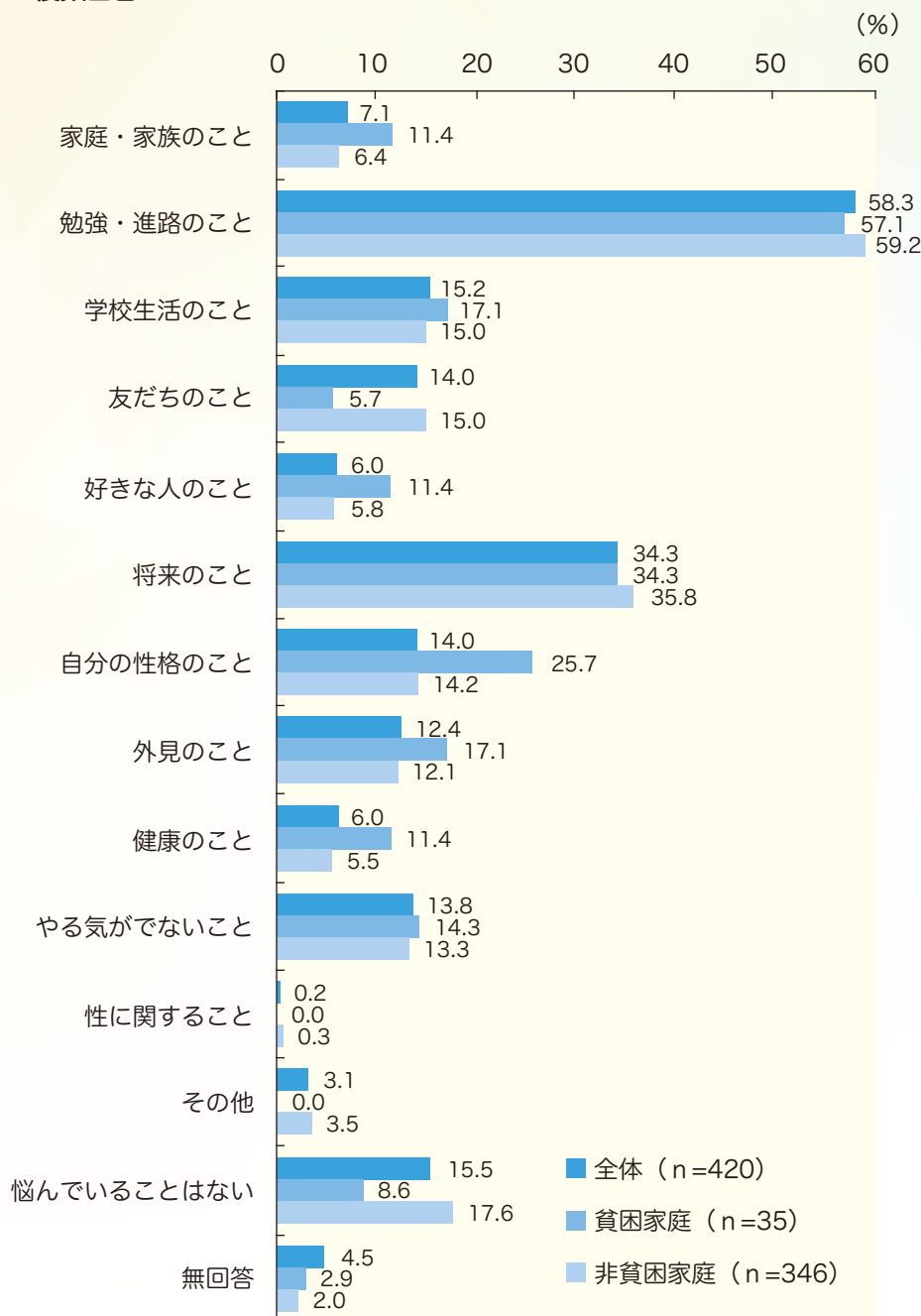


(2) 現在の悩み

現在の悩みをみると、全体では「勉強・進路のこと」が58.3%と最も高く、次いで「将来のこと」が34.3%、「悩んでいることはない」が15.5%となっています。

貧困関係をみると、どちらも「勉強・進路のこと」が最も高くなっており、「貧困家庭」が57.1%、「非貧困家庭」が59.2%となっています。一方、「悩んでいることはない」では、「貧困家庭」が8.6%であるのに対して、「非貧困家庭」は17.6%と前者が9.0ポイント下回っています。

■現在の悩み＜複数回答＞

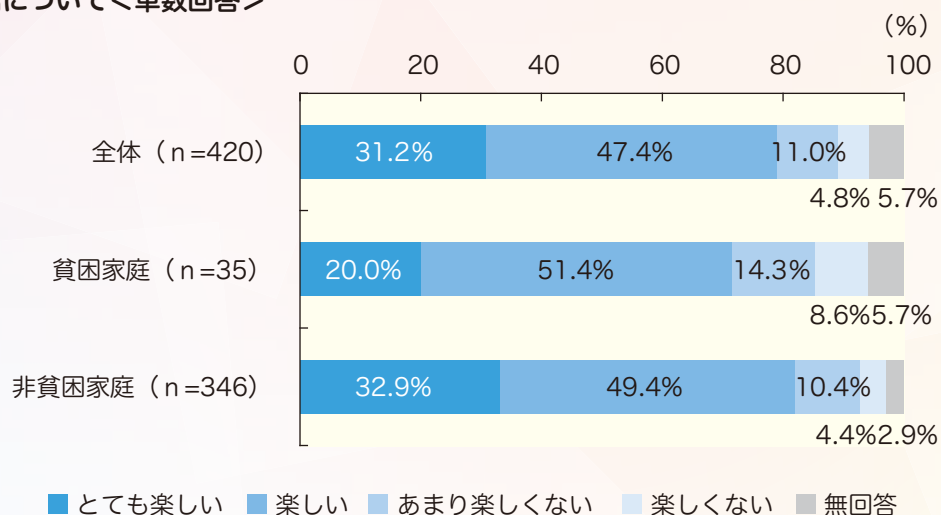


(3) 学校生活について

学校生活についてみると、全体では「楽しい」が47.4%と最も高く、次いで「とても楽しい」が31.2%、「あまり楽しくない」が11.0%となっています。

貧困関係をみると、どちらも「楽しい」が最も高く、「貧困家庭」が51.4%、「非貧困家庭」が49.4%となっています。また、「とても楽しい」では「貧困家庭」が20.0%であるのに対して、「非貧困家庭」は32.9%と前者が12.9ポイント下回っています。

■学校生活について＜単数回答＞

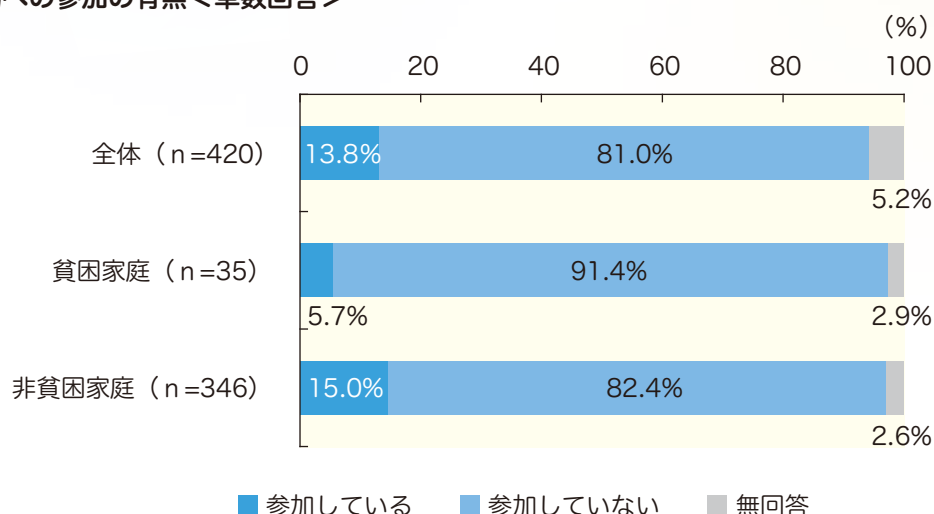


(4) 地域活動への参加の有無

地域活動（学校以外で行う地域の活動やボランティア活動など）への参加の有無についてみると、全体では「参加している」が13.8%、「参加していない」が81.0%となっています。

貧困関係をみると、どちらも「参加していない」が最も高くなっていますが、「貧困家庭」が91.4%と9割を上回っており、「非貧困家庭」の82.4%と比較して9.0ポイント上回っています。一方、「参加している」は「貧困家庭」が5.7%であるのに対して、「非貧困家庭」は15.0%と前者が9.3ポイント下回っています。

■地域活動への参加の有無＜単数回答＞

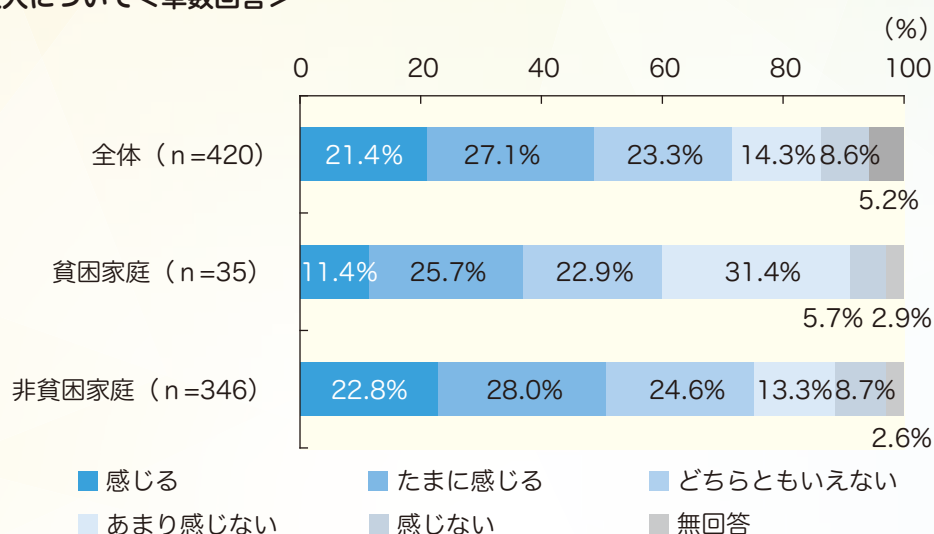


(5) 地域の大人について

地域の大人について、自分たちを見守ってくれていると感じるかをみると、全体では「たまに感じる」が27.1%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が23.3%、「感じる」が21.4%となっています。

貧困関係をみると、「貧困家庭」では「あまり感じない」が31.4%と最も高いのに対して、「非貧困家庭」では「たまに感じる」が28.0%と最も高くなっています。また、「感じる」と「たまに感じる」を合わせた『感じる』では、「貧困家庭」が37.1%であるのに対して、「非貧困家庭」は50.8%と前者が13.7ポイント下回っています。一方、「あまり感じない」と「感じない」を合わせた『感じない』では、「貧困家庭」が37.1%であるのに対して、「非貧困家庭」は22.0%と前者が15.1ポイント上回っています。

■地域の大人について＜単数回答＞

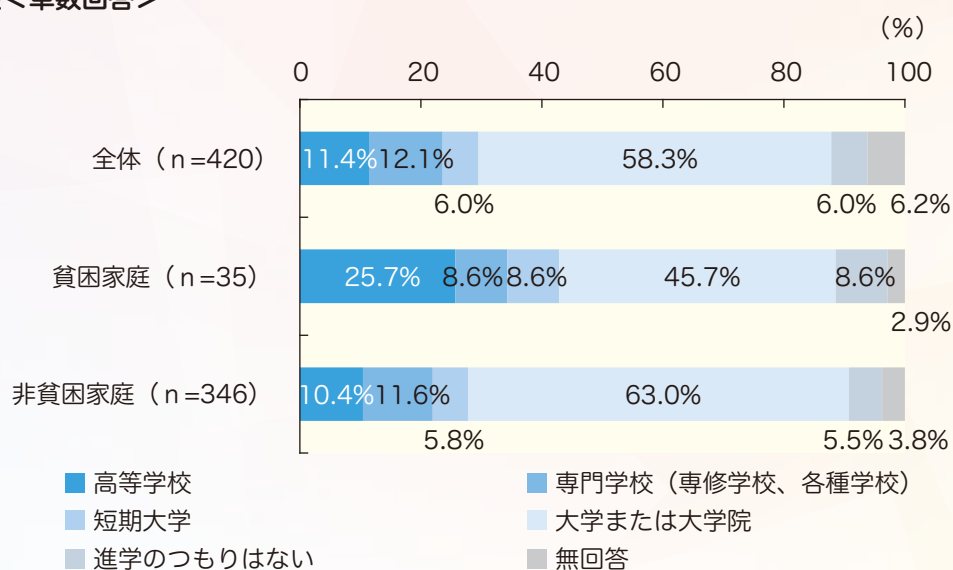


(6) 進学希望

進学希望についてみると、全体では「大学または大学院」が58.3%と最も高く、次いで「専門学校（専修学校、各種学校）」が12.1%、「高等学校」が11.4%となっています。

貧困関係をみると、どちらも「大学または大学院」が最も高くなっていますが、「貧困家庭」が45.7%であるのに対して、「非貧困家庭」は63.0%と前者が17.3ポイント下回っています。一方、「高等学校」は「貧困家庭」が25.7%であるのに対して、「非貧困家庭」は10.4%と前者が15.3ポイント上回っています。

■進学希望＜単数回答＞

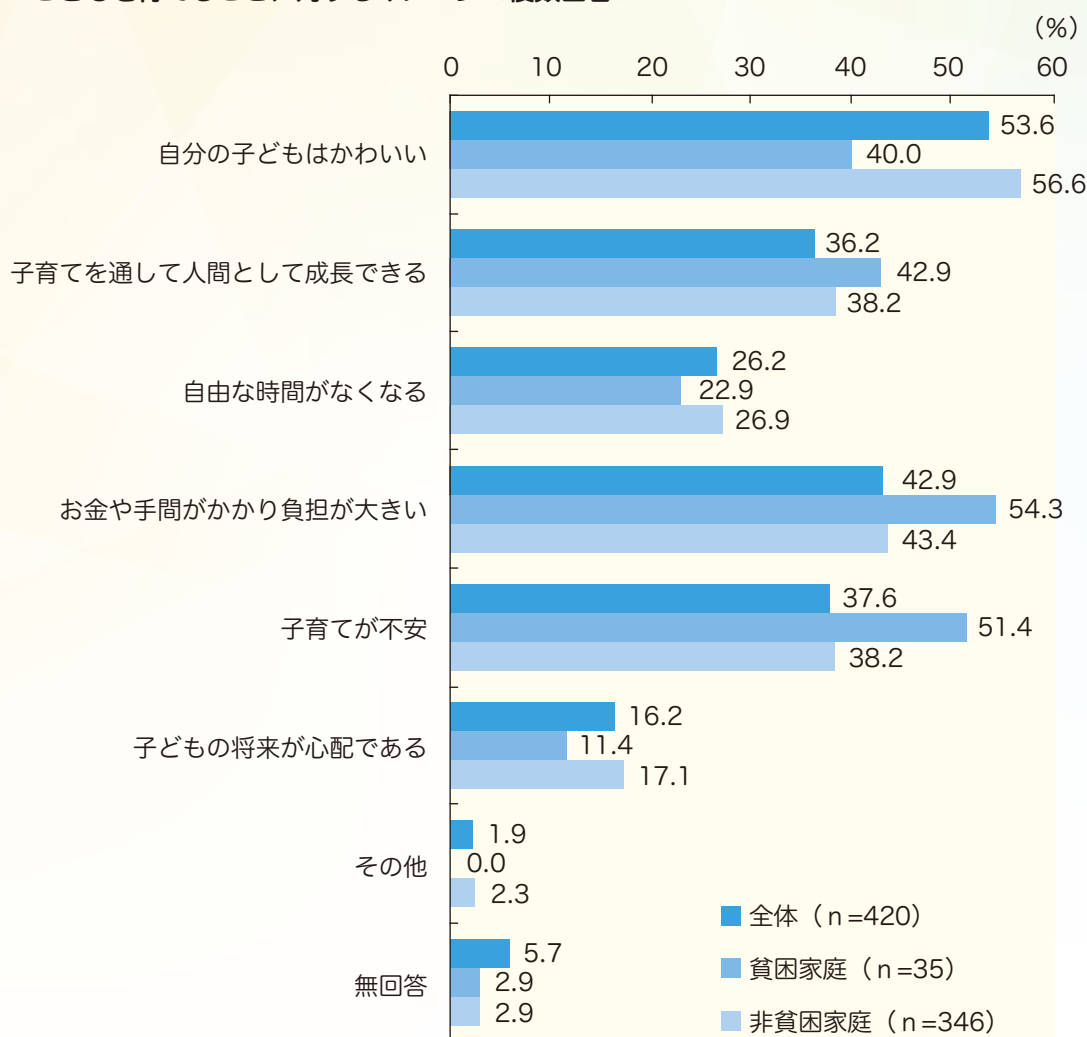


(7) こどもを育てることに対するイメージ

こどもを育てることに対するイメージをみると、全体では「自分の子どもはかわいい」が53.6%と最も高く、次いで「お金や手間がかかり負担が大きい」が42.9%、「子育てが不安」が37.6%となっています。

貧困関係をみると、「貧困家庭」では「お金や手間がかかり負担が大きい」が54.3%と最も高くなっていますが、「非貧困家庭」では「自分の子どもはかわいい」が56.6%と最も高くなっています。また、「子育てが不安」は「貧困家庭」が51.4%であるのに対して、「非貧困家庭」は38.2%と前者が13.2ポイント上回っています。

■こどもを育てることに対するイメージ＜複数回答＞



3 施策の展開

(1) 教育支援

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全てのこどもが質の高い教育を受けられるよう、経済的に困難を抱える家庭への負担軽減や学習支援などを行い、それぞれの夢に挑戦できるようにしていきます。

施策・事業名	内容	担当課
ひとり親家庭自立支援 (再掲)	ひとり親家庭などについて、自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行います。 また、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	子育て支援課
子どもの学習支援事業 (再掲)	経済的に困難を抱える世帯のこどもたちの学力向上や進学を支援することを目的に小・中学生等を対象とした学習支援事業を行います。	福祉課
生活保護 (再掲)	生活困窮者であって、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、国の基準に対し収入の不足分を給付します (現物給付含む)。支給の内容の一部に、小・中学生には、入学準備金、教材代、学校給食費、交通費等と高校生には、入学検定料、高校等入学準備金、教材代、交通費、授業料等を支給します。 また、生活保護受給者に対し、世帯の状況に応じ、自立に向けた相談・支援を行います。	福祉課
就学奨励費支給制度 (再掲)	経済的な理由により、小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費などの一部又は全額を支給し、負担軽減を図ります。関係各課や小・中学校との連携、制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	教育部総務課
丸亀市片岡給付型奨学金制度 (再掲)	修学意欲はあるが経済的理由で大学又は短大への修学が困難な丸亀市の学生に対し、修学費用の一部を給付します。関係機関と連携し、制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	教育部総務課
丸亀市入学金貸付制度 (再掲)	向学心旺盛であるが経済的理由で高校・大学等への入学金の支払いが困難な方に入学金の一部を貸し付けます。関係機関と連携し、制度の周知・啓発を行い、利用促進に努めます。	教育部総務課
文化芸術事業の実施	こどもの置かれている環境や状況にかかわらず、多様な文化芸術活動を体験できる機会をつくり、こどもたちが社会の中で様々な年代や特性の人たちとつながりを持てる場を提供します。 また、こどもの貧困を含む社会課題を当事者・関係者だけの問題とせず、自分事として関心を高め、理解を深めるきっかけを創出したり、教育機関や福祉機関等、他分野と連携し課題の共有やアプローチを行える事業を実施します。	まなび文化課

(2) 生活の安定に資するための支援

生活困窮の状況にある子育て世帯の安定した生活に向けて、自立に向けた相談支援や、就業しやすい環境づくりに向けた支援、こどもの居場所づくりなどを行い、こどもの貧困の負の連鎖の解消を図っていきます。

施策・事業名	内容	担当課
ひとり親家庭自立支援 (再掲)	ひとり親家庭などについて、自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行います。 また、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	子育て支援課
子育て支援サービス相談支援 (再掲)	転入や出生をはじめ、各種手続きのため来所した子育て家庭に対し、市内の子育て支援情報等を提供するほか、必要と思われるサービスの説明を行い、支援を必要とする家庭に対し、母子・父子自立支援員や各関係機関につなぎます。	子育て支援課 他
養育費・親子交流の履行確保事業 (再掲)	離婚前後の家庭に対して、離婚後のこどもの健やかな成長の助けのため、養育費と面会交流の取り決めと履行についての支援を行います。	子育て支援課
一時預かり事業 (再掲)	【一般型】 保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前のこどもを保育所(園)などで受け入れ、保育を行います。事業の安定的継続と拡大を図るため事業体制を整えとともに、受入れの拡充を図ります。 【幼稚園型】 幼稚園や認定こども園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜、長期休業中に一時的に預かり、必要な教育を行います。	子育て支援課 幼保運営課
利用者支援事業 (こども家庭センター型) (再掲)	母子保健と児童福祉が連携し、妊娠期から始まる一体的な相談支援体制として、こども家庭センターを設置します。虐待(身体的・心理的・ネグレクト・性的)、子育てに関する心配や不安、ヤングケアラー、ひきこもり、非行など親子のあり方やこどもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助します。 また、学校、香川県西部子ども相談センター、警察をはじめ関係機関との連携強化を図ります。	子育て支援課 健康課
利用者支援事業 (基本型) (再掲)	身近な場所において、支援を必要とする家庭と早期に関わることができるよう努めます。 また、利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業の充実、子育て世帯と継続的につながり、支援を行える体制の整備を図ります。	子育て支援課

施策・事業名	内容	担当課
子育て短期支援事業 (ショートステイ、 トワイライトステイ) (再掲)	保護者の病気や仕事などの理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行います。利用者の要望に適切な対応ができるよう施設との連携を強化し、事業体制を整備します。	子育て支援課
養育支援訪問事業 (再掲)	妊娠届出時、妊娠8か月頃、出生届出時、乳幼児健診等の節目の時期に面談を行い、養育支援が必要な家庭を早期に把握します。 養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行います。また、状況に応じて丸亀市要保護児童対策地域協議会との連携を図り、支援の強化を図ります。	健康課
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター) (再掲)	乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行います。また、登録会員数を増やすため制度の周知や登録の推奨を行います。	子育て支援課
子育て世帯訪問支援事業 (ホームヘルプサービス) (再掲)	小学校3年生までの児童の保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とした場合に家庭の状況に応じたスムーズな対応ができるよう、子育てホームヘルプサービス事業の充実に努めます。	子育て支援課
青い鳥教室 (再掲)	各校区における在籍児童数の動向を見据えつつ、増加が特に顕著な校区における適切な施設整備とともに、配置する支援員不足の解消に努めます。 小学校の余裕教室等の空き状況を見ながら、必要とされる機能を満たせる空き教室がある場合には可能な限り、既存施設を活用して場所の確保を図っていきます。 多様化するこどもや家庭が増加する中で、こどもに携わる職員・スタッフの適正な人員配置のあり方やスタッフの資質向上に向けて、職員・スタッフのニーズを的確に捉えながら研修内容などを工夫し、引き続き放課後支援の質の向上に努めます。 特別な配慮を必要とする児童に対しては、引き続き、現場で対応する支援員の判断を最大限尊重した上で必要に応じて加配するなど、児童が安心して過ごせる環境づくりとともに、専門的な知識を持った職員の確保に努めます。 児童が支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や1年生から6年生までの異年齢児童との交わり等を通じた社会性の習得、主体的な遊びや生活ができるような居場所の提供を継続できるよう、放課後子供教室等の外部機関とも連携しながら、教室での活動を工夫して行っています。 新入生に対しては、各学校の入学説明会を活用し、在校生等に対しては案内文書や市のホームページを活用するなど、今後も継続して、利用を希望する保護者や、地域住民に対して、「青い鳥教室」における育成支援の内容について、様々な方法で周知を行っていきます。	教育部総務課

施策・事業名	内容	担当課
放課後子供教室 (再掲)	全小学校区での実施を目指して、地域の担い手の確保とともに、学生ボランティア募集について、引き続き実施し、未開室校区での活動は広報等により周知を行い開室校区が増えるよう努めます。 各教室のプログラム内容を充実させるため、好事例を紹介するとともに、各教室の要望を確認し必要に応じて支援員の研修機会の確保を図り、質の向上に努めます。	教育部総務課
つながりの場づくり支援事業 (再掲)	こどもが社会的孤立に陥らないよう、こどもの居場所づくりなどこどもと支援を結ぶつながりの場をつくり、こども食堂やフードパントリー等、学習支援、相談対応を行います。	子育て支援課
こども食堂 (再掲)	こどもの孤食を減らし、社会的に孤立しないよう、地域に居場所をつくり、人とつながることで、安心して過ごせる場所を提供します。	子育て支援課
児童育成支援拠点事業 (こども第3の居場所) (再掲)	ひとり親家庭などの小学生に対し、学習習慣や生活習慣を身につけるために、宿題・個別学習や体験活動・文化活動を通じて、将来の自立に向けた力を育みます。	子育て支援課
自立相談支援事業 (再掲)	社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「あすたねっと」において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立を支援します。	福祉課
家計改善支援事業 (再掲)	社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「あすたねっと」において、生活困窮世帯を対象に、日常のお金の使い方を見直し、収入のバランスなどの助言を行います。	福祉課
生活保護 (再掲)	生活困窮者であって、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、国の基準に対し収入の不足分を給付します（現物給付含む）。支給の内容の一部に、小・中学生には、入学準備金、教材代、学校給食費、交通費等と高校生には、入学検定料、高校等入学準備金、教材代、交通費、授業料等を支給します。 また、生活保護受給者に対し、世帯の状況に応じ、自立に向けた相談・支援を行います。	福祉課

1
計画の策定に
当たって

2
こどもと家庭を
取り巻く状況

3
計画の基本的な
考え方

4
次世代育成
支援行動計画

5
子ども・子育て
支援事業計画

6
こどもの
ひかり計画

7
子ども・
若者計画

8
計画の推進体制
と進捗管理

資料編

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活困難を抱える保護者が職を得て経済基盤を安定させていくことのできるよう、個々の状況に応じた就労に向けた支援などを行い、保護者が子育てと仕事を安定的に両立できる環境づくりを図ります。

施策・事業名	内容	担当課
ひとり親家庭自立支援 (再掲)	ひとり親家庭などについて、自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行います。 また、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	子育て支援課
被保護者就労支援事業 (再掲)	福祉と就労の一体化作業の一環として、ハローワークと連携し、生活保護受給者をはじめ、生活困窮者、児童扶養手当受給者等に対する就労支援を行います。	福祉課
就労準備支援事業 (再掲)	就労意欲が低く、就労が困難な生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。	福祉課
	香川県労働局及び香川県、NPO 法人さぬき自立支援ネットワークと連携し、就職の継続が困難な若者等が職業的に自立するために個別相談・各種セミナー・就職相談・職業適性診断・職場見学・職場体験等の支援を行います。	産業観光課



(4) 経済的支援

家庭での生活の基礎となる経済状況について、こどもや保護者が安心して生活を送ることができるよう、個々の世帯状況を把握した上で、各種制度による経済的な支援につなぎ、子育て世帯の経済的安定を図っていきます。

施策・事業名	内容	担当課
ひとり親家庭等医療費助成制度（再掲）	ひとり親家庭などにおける母又は父と扶養されている18歳到達後の最初の3月31日まで（中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで）のこどもに対して、健康保険診療にかかる医療費の自己負担部分を助成し、負担軽減を図ります。	子育て支援課
こども医療費助成制度（再掲）	18歳到達後の最初の3月31日までのこどもに対して、入院・外来ともに健康保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成するなど、負担軽減を図ります。	子育て支援課
児童手当（再掲）	子育て家庭（18歳到達後の最初の3月31日までのこどもを養育する家庭）に対して手当を支給しています。	子育て支援課
児童扶養手当（再掲）	ひとり親家庭等の状態にあって、18歳到達後の最初の3月31日まで（中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）の児童を養育している方に手当を支給（所得制限あり）します。	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援（再掲）	ひとり親家庭などについて、自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行います。 また、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。	子育て支援課
ハッピーファーストバースデー事業（再掲）	こどもの1歳の誕生日に、おむつなどの育児用品の入った「ファーストバースデーセット」を子育て経験のある配達員が自宅に届け、経済的な支援と相談を行います。	子育て支援課
多子世帯出産祝金支給事業（再掲）	多子世帯の3人目以降のこどもの出産祝金を支給し、多子世帯の子育て費用の負担軽減を図ります。	子育て支援課
子育て応援育児用品貸出事業（再掲）	乳幼児の保護者・養育者に対し、子育て用品を無償で貸出しすることにより、乳幼児の健全育成支援及び子育て家庭の経済的な負担軽減を図ります。	子育て支援課
市民福祉年金（在宅重度障害児年金）（再掲）	市内に1年以上住所を有し、身体障害者手帳1級又は療育手帳①・Aを持ち、常時家族の介護が必要な5～20歳未満の在宅重度の障がい児の方（8/31現在で、要件を満たしている方）に支給します。	福祉課
市民福祉年金（障害児年金）（再掲）	市内に1年以上住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている20歳未満の障がい児の方（8/31現在で、要件を満たしている方）に支給します。	福祉課
住居確保給付金の支給（再掲）	離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方や住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を求職活動中に有期で支給します（生活保護受給者除く）。	福祉課

施策・事業名	内容	担当課
生活保護（再掲）	生活困窮者であって、世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合、国の基準に対し収入の不足分を給付します（現物給付含む）。支給の内容の一部に、小・中学生には、入学準備金、教材代、学校給食費、交通費等と高校生には、入学検定料、高校等入学準備金、教材代、交通費、授業料等を支給します。 また、生活保護受給者に対し、世帯の状況に応じ、自立に向けた相談・支援を行います。	福祉課
保育料の軽減（再掲）	多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的な負担を緩和します。	幼保運営課
実費徴収に係る補足給付を行う事業（再掲）	生活保護世帯など、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。 また、幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成幼稚園における年収約360万円未満の世帯や第3子以降のこどもの給食副食費について、保護者が負担する費用の一部を国の補助制度に基づき助成しています。	幼保運営課



第7章 子ども・若者計画

1 計画の概要

近年、若年無業者やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなど、こどもや若者をめぐる状況が厳しさを増しています。その中で、こども・若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、平成21年7月、「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。また、平成22年7月には、同法に基づく第1次大綱（子ども・若者育成支援推進大綱）として「子ども・若者ビジョン」、平成28年2月には第2次大綱として「子ども・若者育成支援推進大綱」が策定され、令和3年4月には第3次となる大綱が策定されました。

第3次大綱では、(1) 全てのこども・若者の健やかな育成、(2) 困難を有するこども・若者やその家族の支援、(3) 創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援、(4) こども・若者の成長のための社会環境の整備、(5) こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援、という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

今般の国の状況に鑑み、新たな「子ども・若者計画」を策定し、こどもたちが健やかに成長してくれるよう、こどもや若者、子育て家庭を社会全体で見守り、支援するなど、より市民のニーズに即したこども・若者支援施策を総合的・計画的に推進します。



1 計画の策定に
当たって

2 こどもと家庭を
取り巻く状況

3 計画の基本的な
考え方

4 次世代育成
支援行動計画

5 子ども・子育て
支援事業計画

6 こどもの
ひかり計画

7 子ども・
若者計画

8 計画の推進体制
と進捗管理

資料編

2 本市の状況

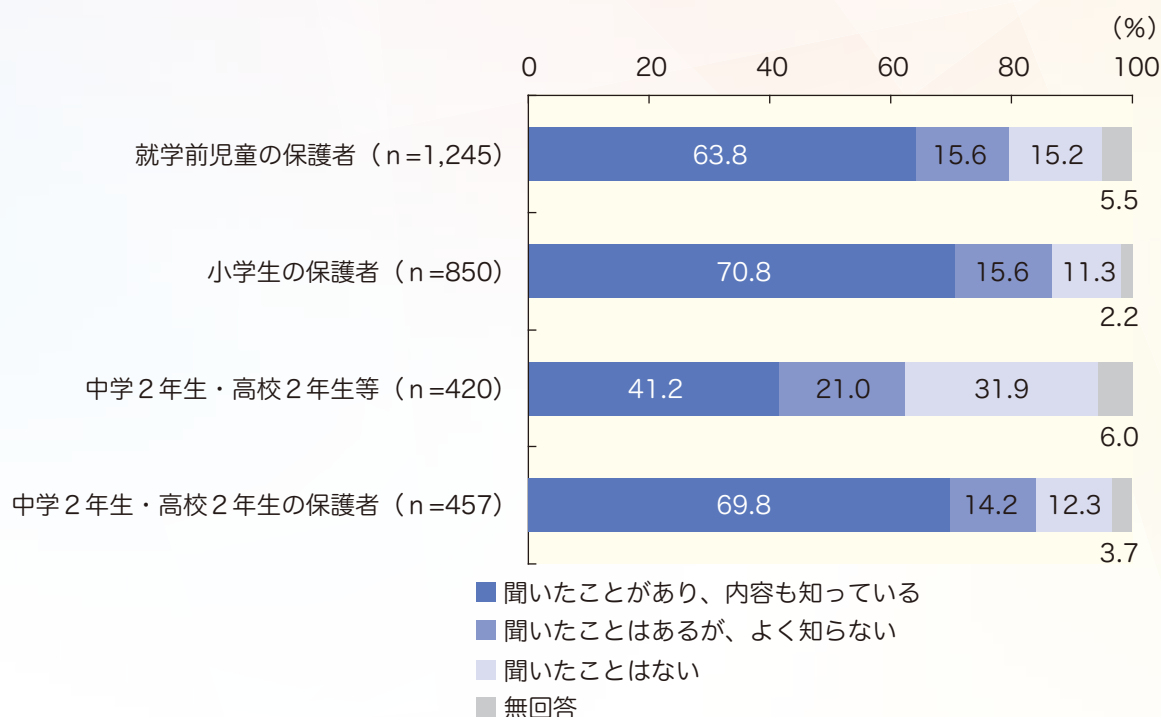
ここでは、令和5年度に実施した子育て家庭の現状と今後の意向、中学生・高校生等と中学生・高校生等その保護者の生活状況や学習状況の実態などを調査したアンケート調査結果報告書から、ヤングケアラーに関するデータを抜粋しています。なお、アンケート調査の全結果は本市のホームページでご確認いただけます。

(1) ヤングケアラーについて

いずれも「聞いたことがあり、内容も知っている」が最も高く、「小学生の保護者」は70.8%、「中学2年生・高校2年生等の保護者」は69.8%、「就学前児童の保護者」は63.8%と保護者は6割から7割となっているのに対して、「中学2年生・高校2年生等」は41.2%と半数に達していません。

また、「聞いたことはない」は、「中学2年生・高校2年生等」で31.9%と、保護者が1割台であるのに対して高くなっています。

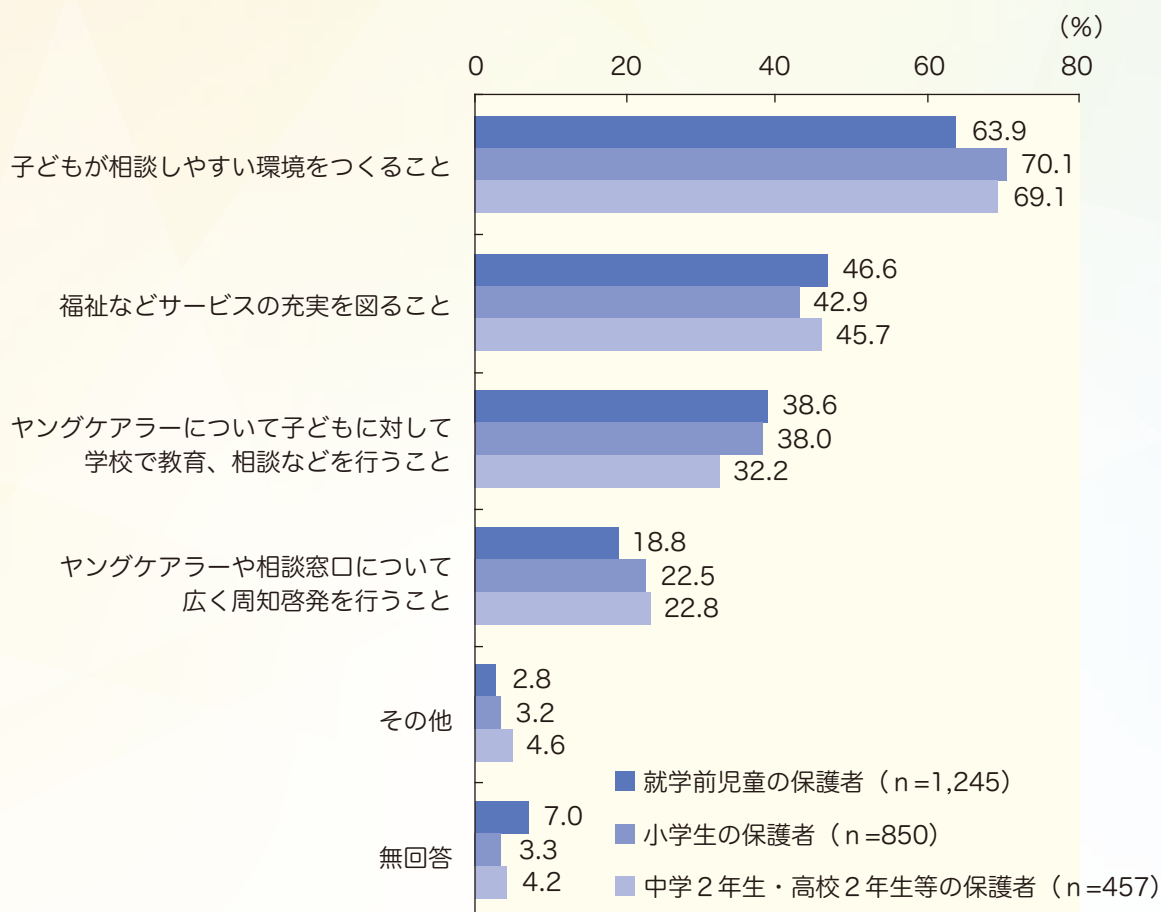
■ヤングケアラーについて＜単数回答＞



(2) ヤングケアラーへの支援として必要なこと

いずれも「子どもが相談しやすい環境をつくること」が最も高く、「小学生の保護者」は70.1%、「中学2年生・高校2年生等の保護者」は69.1%、「就学前児童の保護者」は63.9%となっています。これに次ぐのが、いずれも「福祉などサービスの充実を図ること」が4割台、「ヤングケアラーについて子どもに対して学校で教育、相談などを行うこと」が3割台となっています。

■ヤングケアラーへの支援として必要なこと＜複数回答＞



3 施策の展開

(1) 全てのこども・若者の健やかな育成

全てのこどもや若者が、社会的に自立し、活躍できるためには、安心して安全に暮らせる環境の中で、心身の健康を育み、それぞれのこどもや若者が様々な体験や学びを通じて豊かな人間性を養うことが重要です。さらに、こどもや若者が生きづらさを一人で抱え込まないように、相談窓口の充実や周知を進めるとともに、就労支援や結婚支援の拡充などを通じて生きる力を育み、社会的に自立するための力を身につける環境づくりを推進します。

①自己形成のための支援、社会への参画支援

施策・事業名	内容	担当課
学習機会や体験活動の充実（再掲）	こどもの置かれている環境や状況にかかわらず、多様な文化芸術活動を体験できる機会をつくり、子ども講座や芸術表現活動、自然体験活動などを通じて、他者と関わり、協調・協働しながら課題に取り組む中で、児童・生徒の思考力・判断力・表現力の向上や、コミュニケーション能力、自己肯定感、社会性、責任感等の育成を図ります。	まなび文化課
児童館事業（再掲）	遊びの拠点と居場所を提供し、様々な活動に自発的に取り組めるよう支援するとともに、行事を工夫して利用者を増やし、こどもの居場所としての支援を行います。 また、施設の計画的な修繕等に対応し、安心して利用できる施設運営を行います。	子育て支援課 人権課
アーバンスポーツパークの活用（再掲）	アーバンスポーツパークで関係競技団体と協力して教室を行うなど、アーバンスポーツに触れる機会を提供することにより、こどもの個性の尊重や他者との関わり方などを学べるよう取り組みます。	スポーツ推進課
次世代を担うリーダーの育成（再掲）	青少年の健全育成を図るとともに、地域などで活躍できる人材となる中・高校生世代を対象としたジュニアリーダーの事業を支援します。また、小学生を対象としたジュニアリーダー養成講座の支援を行います。	まなび文化課
文化芸術鑑賞・体験の機会提供（再掲）	こどもたちが、等しく文化芸術を体験できるよう、美術館やホールへ市内のこどもたちを招待する鑑賞事業や、学校、幼稚園、保育所（園）などへのアウトリーチやワークショップを実施することにより、こどもたちの豊かな感性を醸成するとともに、文化芸術活動を通して、非認知能力を育む機会を提供します。	まなび文化課

②こども・若者の健康と安心安全の確保

施策・事業名	内容	担当課
かめっコール（子供や青少年の相談電話）（再掲）	相談チラシやカードの配布、市広報、PTA メール、育成センターだよりなどで相談窓口を周知しています。来所又は電話にて、こども・若者、その家族からの相談に応じ、助言や関係機関の紹介を行います。	少年育成センター

施策・事業名	内容	担当課
利用者支援事業 (こども家庭センター型)(再掲)	母子保健と児童福祉が連携し、妊娠期から始まる一体的な相談支援体制として、こども家庭センターを設置します。虐待(身体的・心理的・ネグレクト・性的)、子育てに関する心配や不安、ヤングケアラー、ひきこもり、非行など親子のあり方やこどもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助します。 また、学校、香川県西部子ども相談センター、警察をはじめ関係機関との連携強化を図ります。	子育て支援課 健康課
利用者支援事業 (基本型)(再掲)	身近な場所において、支援を必要とする家庭と早期に関わることができるよう努めます。 また、利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業の充実、子育て世帯と継続的につながり、支援を行える体制の整備を図ります。	子育て支援課
相談支援事業	困難を抱えるこども・若者、その家族からの様々な相談に応じ、関係機関の紹介や必要な情報の提供、助言を行います。(「若者」というくくりでの、総合相談窓口はなく、困窮や障がい、ひきこもり等の相談項目に応じて相談対応しています。)	福祉課
自立相談支援事業 (再掲)	社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「あすたねっと」において、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い、生活困窮者の自立を支援します。	福祉課

③若者の職業的自立、就労等支援

施策・事業名	内容	担当課
就労準備支援事業 (再掲)	就労意欲が低く、就労が困難な生活困窮者に対する就労意欲喚起、支援対象者の能力等に合わせた求人先の開拓、求人情報の提供や面接支援、面接同行、職場定着サポート等の就労支援を行います。	福祉課
	香川県労働局及び香川県、NPO 法人さぬき自立支援ネットワークと連携し、就職の継続が困難な若者等が職業的に自立するために個別相談・各種セミナー・就職相談・職業適性診断・職場見学・職場体験等の支援を行います。	産業観光課
地元企業 PR 事業	教育機関と地元企業が連携し、市内の中学2年生を対象に地元企業の魅力を PR し、地元企業との交流を行うことで、地元への愛着を持つ人材を育て、将来的に地元で就労する定住者の増加を図ります。	産業観光課
結婚を希望する方への支援	結婚を希望する独身男女の出会いの機会・場の創出支援について「EN - MUSU かがわ(かがわ縁結び支援センター)」がサポートを行っています。	政策課 子育て支援課
結婚新生活支援事業	新生活をスタートする新婚世帯に住宅費や引越費用の一部を補助し、経済的な負担軽減を図ります。	政策課
奨学金返還支援事業 (再掲)	大学等の在学中に借り入れた奨学金の返還額の一部を補助し、経済的な負担軽減を図ります。	政策課

(2) 困難を抱えるこども・若者やその家族への支援

ひきこもりや不登校、若年無業者など、様々な課題を抱えるこども・若者に対する支援について、こども・若者支援に関する専門性を有する機関や団体が協力し、知恵を出し合うことで、これらの困難を抱えるこども・若者やその家族を適切にサポートしていきます。

①ひきこもりや不登校、若年無業者のこども・若者への支援

施策・事業名	内容	担当課
スクールカウンセラーの配置（再掲）	いじめや不登校などで悩む、こどもの精神的なサポートに向け、各校に配置されているスクールカウンセラーを活用しながら、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや関係機関につなぎ、全ての教職員の共通理解のもと、児童・生徒を支える体制づくりを行います。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	陸地部の各学校群にスクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関との連携を強化することで、児童・生徒を取り巻く様々な問題に対し、医療や福祉の面から対応ができるようにします。特に、ヤングケアラーが疑われる家庭については、関係機関との連携が不可欠なため、家庭状況を確認し、関係機関へつなぐ働きかけを行います。 また、スクールソーシャルワーカーに対する研修や情報交換会などを定期的に行うことで、資質向上を図ります。	学校教育課
不登校児童・生徒に対する支援（再掲）	不登校児童・生徒の居場所として、教育支援センターや、陸地部の中学校に校内サポートルームを設置しており、必要に応じて民間のフリースクール等とも連携を取り、多様な居場所づくりに努めます。 多様な居場所を提供することによって、心を癒やすとともに、遊びや学習を通して友達や指導員・支援員とのコミュニケーションを図り、タブレットの活用（タブドリ Live！、オンライン支援）や関係機関と連携した重層的支援を推進することで学校復帰や進路保障ができるよう努めます。	学校教育課
課題解決型事業（再掲）	社会の中で生きづらさを感じているこどもたちへアウトリーチやワークショップを実施し、正解のない文化芸術活動を体験する機会を提供します。多様な表現方法や創造活動が認められる体験を通して、こどもたちが、自分の好きなことや心が動かされることに気付いたり、自己肯定感を高められる場づくりを行います。	まなび文化課
不登校児童・生徒の家庭への支援（再掲）	学校に行きづらい児童・生徒の保護者が孤立することのないよう、各種相談や、学校に行きづらいこどもの保護者の集いを実施します。	学校教育課
ひきこもりの方に対する支援	アウトリーチ事業を活用しながら、潜在化している事例も含めてひきこもりの方に対する支援を行います。	福祉課

②障がい等のあるこども・若者への支援

施策・事業名	内容	担当課
課題解決型事業（再掲）	障がいがあることにより、ホールや劇場で行われる舞台芸術公演へ足を運びづらいと感じている方が安心して鑑賞できるよう、プログラムや鑑賞環境に配慮した公演を開催します。また、障害福祉施設へのアウトリーチを実施することで、文化芸術活動を楽しむことができる機会を提供し、文化芸術活動を通して、障がいのある方の見えづらかった個性や能力に気付くきっかけをつくります。	まなび文化課

③非行・犯罪に陥ったこども・若者への支援

施策・事業名	内容	担当課
市非行防止定例情報交換会（再掲）	中学校生徒指導主事、学校教育課サポート室、子育て支援課、関係機関（丸亀警察生活安全課、西部こども相談センター、高松家庭裁判所丸亀支部、中讃少年サポートセンター）により構成される情報交換会において、青少年の非行防止を目的に、青少年を取り巻く問題のある環境等について、連絡・協議を行います。	少年育成センター

④配慮が必要なこども・若者への支援

施策・事業名	内容	担当課
こころといのちのネットワーク会議	自殺の背景には様々な問題が複雑に絡み合っているため、自殺の危機的要因の解消や複雑化の防止に向けて各関係機関の取組を共有し、連携の仕方を検討する会議を開催します。	健康課
自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成）（再掲）	自殺の危険性の高い人の早期発見と適切な対応を図るため、職場や地域などで悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聴いて、支援につなげる役割を担い、自殺対策を支える人材を養成します。	健康課
日本語指導教室（再掲）	外国にルーツがある、又は帰国子女等に当たる児童・生徒に対し、日本語指導等を行い、学校生活への早期適応を図ります。	学校教育課
性同一性障害者等に対する理解促進	性同一性障害者（性別不合）や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等、特に配慮が必要なこども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるため、こども自身や、こども・若者に関わる教職員や事業所等への情報提供を行います。 また、相談窓口を開設・周知し、一人で悩みを抱え込まない体制をつくります。	人権課 学校教育課

⑤こども・若者の被害防止・保護

施策・事業名	内容	担当課
青少年の非行・被害防止全国強調月間による広報啓発（再掲）	内閣府が定める「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせ、青少年の規範意識を高め、児童買春や児童ポルノといった青少年の福祉を害する犯罪の被害を防止するため、啓発活動等を行っています。	学校教育課 少年育成センター
補導活動（再掲）	地域の人々や関係機関との連携を深めるとともに、小中学校や地域からの情報を基に、重点的な巡回場所を把握し、より効果的な補導活動を実施するなど、非行防止と啓発活動の充実を図っていきます。 また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、こどもの問題行動の広域化に対応していきます。	少年育成センター
“社会を明るくする運動”の推進（再掲）	「社会を明るくする運動」丸亀地区推進委員会との連携により、犯罪や非行を防止し、犯罪のない地域社会を築くことを目的とするキャンペーン活動を行います。	少年育成センター
薬物乱用防止の啓発（再掲）	「危険ドラッグ」などの薬物乱用問題について、学校教育の場においても保健体育の授業などで取り上げるとともに、セーフティ教室等における薬物乱用防止講習会等を実施します。 少年育成センターでも、警察、関係機関などと連携して情報の共有を図るなど、啓発活動の推進に努めます。	学校教育課 少年育成センター
要保護児童対策地域協議会（再掲）	虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等に関する必要な情報の交換や支援を行うために支援関係機関で協議を行います。 香川県西部子ども相談センターや香川県子ども女性相談センターをはじめ、主任児童委員、福祉推進委員などの福祉関係者、保健、医療、教育、警察などとの綿密な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、引き続き児童虐待の発生予防・早期発見に努めるとともに、ケースに応じて継続的で一体的な支援を行います。さらに、特定妊婦への支援等、妊娠期からの切れ目ない支援を進めていきます。 児童虐待防止を推進するため、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」などの相談窓口の周知に努めます。その他、様々な方法で普及啓発を行うとともに、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業等の機会を通じて、虐待防止の普及啓発や養育支援を必要とするこども等の早期把握・支援に努めます。	子育て支援課
オレンジリボンキャンペーン（再掲）	児童虐待（身体的・心理的・ネグレクト・性的）防止のメッセージを込めたオレンジリボンをシンボルマークに、児童虐待防止に係る啓発活動を行うものです。児童虐待防止推進月間である11月にその取組を強化していますが、児童虐待防止に係る普及啓発活動は通年で実施します。	子育て支援課

(3) こども・若者の成長のための社会環境の整備

全ての児童・生徒が放課後を安心して過ごせるよう、安全面に配慮したまちづくりを進めるとともに、地域住民の参加による体験や交流活動の拠点を充実させます。また、こどもや若者が地域内で多様な人々と関わることで、社会性や豊かな人間性を育むための交流の機会を広げます。さらに、インターネットの利用に関しては、サービス提供者を含む全ての関係者や組織が協力し、安全で安心できる環境づくりに取り組みます。

①こども・若者を取り巻く有害環境等への対応

施策・事業名	内容	担当課
市非行防止定例情報交換会（再掲）	中学校生徒指導主事、学校教育課サポート室、子育て支援課、関係機関（丸亀警察生活安全課、西部こども相談センター、高松家庭裁判所丸亀支部、中讃少年サポートセンター）により構成される情報交換会において、青少年の非行防止を目的に、青少年を取り巻く問題のある環境等について、連絡、協議を行います。	少年育成センター
補導活動（再掲）	地域の人々や関係機関との連携を深めるとともに、小中学校や地域からの情報を基に、重点的な巡回場所を把握し、より効果的な補導活動を実施するなど、非行防止と啓発活動の充実を図っていきます。 また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、こどもの問題行動の広域化に対応していきます。	少年育成センター
環境浄化活動（再掲）	市内20か所に設置している白ポストを定期的に点検し、有害図書、DVD等の回収を行うことで、環境浄化を実施します。	少年育成センター
青少年のインターネット利用に関する啓発（再掲）	携帯電話やスマートフォン、パソコンのフィルタリング利用などの普及啓発を図り、有害環境対策に努めます。また、メディアへの過度な依存を防ぐような、情報モラルの啓発を行っていきます。 特にSNSによる被害を防いだり、ネット依存に陥らないようにするため、中学生などの世代やその保護者を対象にSNSなどの適正利用に関する様々な啓発を実施します。	少年育成センター
	青少年が適切にインターネットの利用ができるよう、教職員や事業者等に対する研修や市ホームページ等で啓発を行います。 児童・生徒向けのチラシを作成し、携帯電話やスマートフォン、インターネットなどによるいじめや人権問題に対する意識の啓発を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。	人権課 学校教育課

第8章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画を着実に推進するために、市、市民、保育・教育機関のほか、児童相談所、保健所、地域の子育て支援団体、ボランティアなどが、次代を担う子どもや保護者を支援するための役割を認識し、それぞれ連携・協力して、こども施策や事業、活動を実施します。また、多様化・複雑化した課題に対応していくため、子育て支援にとどまらず、他の分野との重層的な連携・協働体制を構築していきます。

市は、庁内の関係部署が連携して、関連事業の進行管理・調整など、全庁的な合意形成を図りながら、こども施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、「丸亀市子ども・子育て会議」において事業の点検評価や計画の見直しを行います。

広域的な課題については、国・県・他の地方公共団体と連携し、こども施策を推進します。

特に、こどもが明るくのびのびと育つ環境を整備するために、こどもや保護者が暮らす地域にある様々な人や場、機会を生かし、社会を構成する全ての人や団体などとの協働を進めます。

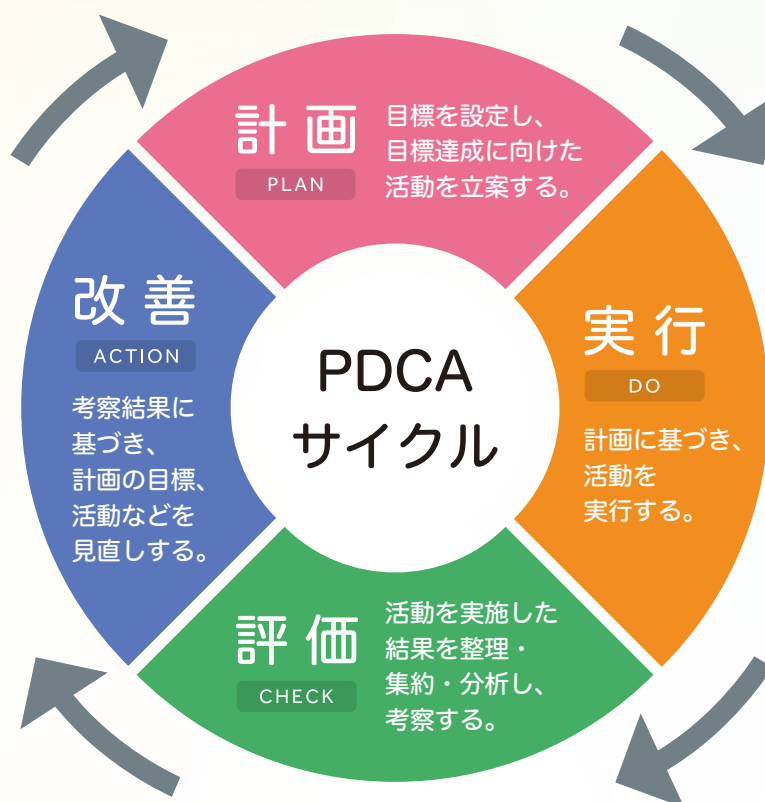


2 計画の進捗管理

計画を着実かつ効率的に推進していくために、PDCAサイクルを通じた計画の進捗管理を行います。進捗状況の管理については、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「丸亀市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを鑑みながら、翌年度の事業展開に活用していくものとします。また、本計画に基づく取組や事業の進捗状況については、ホームページなどを活用し、広く公表していくことで、市民への浸透を図ります。

■ PDCA サイクルのイメージ図



資料編

1 子ども・子育て会議委員名簿

(任期：令和5年7月12日～令和7年7月11日)

区 分	氏 名	組 織	備 考
学識経験者 (2名)	辰巳 裕子	四国学院大学 社会福祉学部	会長
	吉川 暢子	香川大学 教育学部	
公共的団体等の 構成員 (5名)	奥澤 日登美	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童 委員部会	
	中野 実千代	丸亀市母子愛育班連絡協議会	副会長
	松本 智支	丸亀地区労働組合協議会	
	矢野 秀典	丸亀商工会議所	
	山川 政明	丸亀市コミュニティ協議会連合会	
福祉関係者 (5名)	近藤 友吏子	丸亀市立保育所等所長会	
	高木 明美	NPO 法人 グランマール	
	高橋 勝子	認定 NPO 法人 さぬきっずコムシアター	
	長谷川 晃	丸亀市保育所保護者会連合会	
	吉村 真樹	社会福祉法人立丸亀私立認可保育園・認定こど も園園長会	
教育関係者 (6名)	大田 美絵	丸亀市立幼稚園・こども園長会	
	金澤 泰宏	丸亀市 PTA 連絡協議会	
	佐々木 航平	丸亀市公立幼稚園・こども園 PTA 連絡協議会	
	白川 常俊	丸亀市立中学校長会	
	前谷 智仁	丸亀市立小学校長会	
	真鍋 奈美	学校法人聖母学園 丸亀聖母幼稚園	
公募委員 (3名)	岡崎 幸	公募委員	
	合田 博幸	公募委員	
	三好 里美	公募委員	

(敬称略・区分ごと五十音順)

2 計画策定経過

年月日	項目	内容
令和5年 7月26日(水)	令和5年度 第1回丸亀市子ども・ 子育て会議	・会議委員委嘱・第3期丸亀市こども未来計画（案）の諮問 ・丸亀市こども未来計画に基づく需給バランス分析について ・令和5年度の幼稚園・保育所（園）等の状況について ・令和4年度地域子ども・子育て支援事業及び子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について ・第3期丸亀市こども未来計画（次期計画）の策定について
令和5年 11月6日(月)	令和5年度 第2回丸亀市子ども・ 子育て会議	・次期計画策定のためのアンケート調査について ・保育の量の見込みと確保方策について ・年度途中の待機児童対策に向けての取組
令和6年 2月～3月	アンケート調査	就学前児童及び小学生の保護者、中学2年生及び高校2年生等の本人と保護者に対して「第3期丸亀市こども未来計画」策定のためのアンケート調査を実施し、子育ての状況や生活の実態、教育・保育事業に対する量的及び質的なニーズを把握した。
令和6年 3月22日(金)	令和5年度 第3回丸亀市子ども・ 子育て会議	・幼稚園・保育所等の状況及び教育・保育の量の見込みと確保方策について ・アンケート調査の結果（速報）について ・子ども・子育て会議の開催予定について
令和6年 5月29日(水)	令和6年度 第1回丸亀市子ども・ 子育て会議	・丸亀市こども未来計画に基づく需給バランス分析について ・令和6年度の幼稚園・保育所（園）等の状況について ・令和5年度地域子ども・子育て支援事業及び子ども・子育て支援施策（次世代育成支援行動計画）の状況について ・就学前教育・保育施設（公立）の現状 ・アンケート調査の結果について ・第3期丸亀市こども未来計画（次期計画）の策定について
令和6年 6月	支援者アンケート調査	支援機関（保育・福祉・行政等機関・団体）にアンケート調査を実施し、支援機関の側からみた、こどもの様子や家庭の実情、支援の方向性や関係機関との連携などの状況を把握した。
令和6年 7月30日(火)	ヒアリング調査	「支援者アンケート調査」を実施した支援機関のうち、5団体のスタッフと2団体の児童を対象にヒアリング調査を実施し、より詳しい状況把握を行った。
令和6年 7月～8月	若者からの意見聴取	18～39歳までの若者を対象とした Web 回答形式での意見聴取を実施し、若者を取り巻く実態や若者の意見などを把握した。
令和6年 9月2日(月)	令和6年度 第2回丸亀市子ども・ 子育て会議（書面会議）	・こども施策支援者等アンケート・ヒアリング調査の結果について ・第3期丸亀市こども未来計画（次期計画）の骨子案（全体）・素案（前半）について
令和6年 10月3日(木)	令和6年度 第3回丸亀市子ども・ 子育て会議	・第3期丸亀市こども未来計画（次期計画）の素案（後半）について

1 計画の策定に
当たって

2 こどもと家庭を
取り巻く状況

3 計画の基本的な
考え方

4 次世代育成
支援行動計画

5 子ども・子育て
支援事業計画

6 こどもの
ひかり計画

7 子ども・
若者計画

8 計画の推進体制
と進捗管理

資料編

年月日	項目	内容
令和6年 11月7日(木)	令和6年度 第4回丸亀市子ども・ 子育て会議	・第3期丸亀市こども未来計画（次期計画）の素案について
令和6年 11月29日(金)	政策会議	
令和6年 12月3日(火)	庁議	
令和6年 12月12日(木)	市議会教育民生委員会 協議会	
令和7年 1月6日(月) ～2月4日(火)	パブリックコメント	・第3期丸亀市こども未来計画（案）について
令和7年 2月18日(火)	令和6年度 第5回丸亀市子ども・ 子育て会議	・パブリックコメントの結果について ・第3期丸亀市こども未来計画（案）について
令和7年 3月18日(火)	市長答申	・第3期丸亀市こども未来計画（案）について
令和7年 3月19日(水)	庁議	
令和7年 3月	計画決定	

3 用語解説

あ 行

愛育班（あいいくはん）

「健康で明るくいきいきと暮らしたい」と願う地域の皆さんの集まり。声かけ活動を中心に市内16の地域で、それぞれ独自の愛育班活動を行っている。

アウトリーチ

「手を伸ばす」という意味で、積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけ、様々な形で必要な人に必要なサービスと情報を届けること。

医療的ケア（いりょうてきけあ）

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等、自宅で家族等が日常的に行う、医療的生活援助行為。

M字カーブ（えむじかーぶ）

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する状況。

か 行

外国にルーツを持つ子ども（がいこくにる一つをもつ子ども）

国籍を問わず、両親又はそのどちらか一方が外国出身者である子ども。

香川県子ども女性相談センター（かがわけんこどもじょせいそудんせんたー）

女性の福祉に関する問題について相談に応じる機関（婦人相談所）。

香川県西部子ども相談センター（かがわけんせいぶこどもそудんせんたー）

18歳未満のこどもの福祉に関する問題について相談に応じる県の機関（児童相談所）。

確保方策（かくほほうさく）

「量の見込み（ら行参照）」に対する提供体制の確保の内容。

キッズウィーク

学校行事等の振替日をほかの時期の土・日曜などと組み合わせ、新たな連続した学校休業日を設定し、大人と子どもが一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出する取組。

協働（きょうどう）

異なる主体が同じ目標を目指し、対等な立場で共に力を合わせ活動すること。

1 計画の策定に
当たって

2 こどもと家庭を
取り巻く状況

3 計画の基本的な
考え方

4 次世代育成
支援行動計画

5 子ども・子育て
支援事業計画

6 こどもの
ひかり計画

7 子ども・
若者計画

8 計画の推進体制
と進捗管理

資料編

言語聴覚士（げんごちょうかくし）

言葉によるコミュニケーションに関する課題に対して、その対処法を見いだすために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行う専門職。

合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

校内サポートルーム（こうないさぽーとるむ）

緊急避難や休養を求める不登校傾向の児童・生徒にとっての居場所や個別最適な学習機会を確保するため、学校内の空き教室を利用した教室とは異なる雰囲気の居場所。

コーホート変化率法（こーほーとへんかりつほう）

各コーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、基準年度の人口に乗じて将来人口を推計する方法で、比較的近い将来の人口を推計する場合に用いられる推計方法。変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いて将来人口の推計を行うことが一般的。

こども家庭センター（こどもかていせんたー）

全ての妊産婦や子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等が中心となって行うこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に行う。

こども食堂（こどもしょくどう）

地域のボランティアがこどもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

（こどものひんこんのかいしょうにむけたたいさくのすいしんにかんするほうりつ）

貧困により、こどもが適切な養育や教育、医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことのほか、こどもの権利利益が害されたり、社会から孤立したりすることのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法律。令和6年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、名称も変更された。

子ども・若者育成支援推進法（こども・わかものいくせいしえんすいしんほう）

次代の社会を担うこども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営むことが困難であるなど、こども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者の健やかな育成や社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等、総合的なこども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とする法律。

私学助成（しがくじょせい）

国が、法令に基づき私立の大学、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校に対して行う補助。確認を受けない幼稚園に対する私学補助については、都道府県が私立幼稚園に補助した場合、国がその一部を補助する。子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされていることも踏まえ、国はこれらの財政支援の充実に努めていくこととしている。

次世代育成支援行動計画（じせだいいくせいしえんこうどうけいかく）

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画。本市においては、平成16年度に「次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成21年度に「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、平成26年度までの取組を推進した。

「次世代育成支援対策推進法」は、平成27年3月までの時限立法だったが、平成37年3月まで10年間延長することとなり、同法で定める「市町村行動計画」については、策定は任意となり、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することも可能とされた。そこで、本市では、次世代育成支援行動計画の内容を子ども・子育て支援事業計画に盛り込み、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として位置づけて一体的に策定することとし、平成27年3月に「丸亀市こども未来計画」を策定した。

視線誘導標（しせんゆうどうひょう）

車道の側方に沿って設置することで、道路の線形などを明示し、運転者の視線誘導を行う標識など。

児童心理司（じどうしんりし）

児童やその保護者などの相談に応じ、診断面接や心理検査、観察などによって心理診断、また、必要な助言や指導を行う専門職。

児童発達支援（じどうはったつしえん）

障がいのある児童を対象に、通所により日常生活の基本的動作の指導や、知識や技能の付与等の訓練を行う事業。

児童養護施設（じどうようごしせつ）

児童福祉法に定める児童福祉施設の一つで、親のいないこどもや、親からの虐待などを理由に家庭で生活できなくなったこどもを入所させて養護する施設。児童相談所長の判断に基づき、都道府県知事が入所措置を決定する。入所対象者は、原則として1歳から18歳。

重層的支援体制整備事業（じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援事業（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチなどを通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業。

障がい児福祉計画（しょうがいじふくしけいかく）

児童福祉法に基づく、障がい児通所支援等に係る必要な量の見込み及びその見込み量の確保のための方策等を定める計画。本市では、平成30年3月に障害者総合支援法に基づく障害福祉計画と一体的に第1期計画（平成30年度～令和2年度）を策定し、令和6年3月には第3期計画（令和6年度～令和8年度）を策定。

障がい者基本計画（しょうがいしゃきほんけいかく）

障害者基本法に基づく、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。本市では、令和3年3月に、「丸亀市第3次障がい者基本計画」（令和3年度～令和8年度）を策定。

償還払い（しょうかんばらい）

医療機関で自己負担分の金額を一度支払った後に、市に請求して払い戻しを受けることをいうが、本計画では以下の意味で使用している。

県外の医療機関等で妊婦健診を受診した場合、費用の全額をいったん支払い、その後、請求を行って上限金額の範囲内で支給を受けるという制度。

少子化社会対策基本法（しょうしかしゃかいたいさくきほんほう）

少子化に対処するための施策を総合的に推進していくことで、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

食事バランスガイド（しょくじばらんすがいど）

1日に、「何を」、「どれだけ」食べたらよいかを考える際の参考となるよう、食事の望ましい組合せとおおよその量をイラストで分かりやすく示したもの。

スクールカウンセラー

学校に派遣された、心理学などの知識や技術を有する心の専門家のこと。児童・生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童・生徒への指導についての相談に応じる。

スクールソーシャルワーカー

こどもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、家庭・学校・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のことをいう。スクールカウンセラーがカウンセリングという方法によって問題解決を図るのに対して、スクールソーシャルワーカーは関係調整や仲介・連携・代弁など、より多様な方法を用いて、問題に対応する。

待機児童（たいきじどう）

子育て中の保護者が、保育所等又は青い鳥教室（学童保育施設）に入所申請をしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童をいう。保育所等待機児童についての国の定義では、保育の必要性の認定（2号又は3号）がされ、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、空きがないなどにより利用していない者のうち、他の施設への入所提案ができない者。

地域型保育事業（ちいきがたほいくじぎょう）

子ども・子育て支援法に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業。主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、定員5人以下で、家庭的保育者の居宅その他の場所において保育を行う事業（家庭的保育事業）、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、定員6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業（小規模保育事業）、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、住み慣れた居宅において、1対1を基本とする保育を行う事業（居宅訪問型保育事業）、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業（事業所内保育事業）がある。

地域福祉計画（ちいきふくしけいかく）

高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって、福祉や保健などの多様な生活課題に地域全体で取り組む計画。本市では、令和3年3月に、「丸亀市第3次地域福祉計画」（令和3年度～令和7年度）を策定。

中讃勤労者福祉サービスセンター（ちゅうさんきんろうしゃふくしサービスせんたー）

中小企業の福利厚生を充実させることで、豊かな生活と安心して働ける職場づくりを目指し、それによって企業や地域の活性化に寄与することを目的として設立された。中小企業向けの様々な福利厚生事業を実施している。

特別支援教育（とくべつしえんきょういく）

従来の障がい児教育において対象となっていた障がいだけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を行う。

特別支援教育支援員（とくべつしえんきょういくしえんいん）

幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童・生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童・生徒に対し学習活動上のサポートを行う。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や内縁関係、元夫婦や恋人など、身近な立場の人から受ける暴力のこと。肉体的暴力だけでなく、言葉の暴力、社会的暴力（交友の制限など）、経済的暴力（お金を渡さない）なども含む。

な 行

認可定員・利用定員（にんかていいん・りょうていいん）

認可定員は都道府県が各施設の申請に基づき認可する人数。利用定員は市町村が各施設・事業の実利用人数等を基に定める人数。市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可定員の範囲内で利用定員を定めることとされている。（本計画では、量の見込みに該当。）

各施設や事業へ支払われる給付額は、定員によって積算され、実際の児童数が認可定員より少ない場合、実際に必要な運営費より少ない額の積算となることから、新制度では認可定員と利用定員の2つの考え方をういている。

認定こども園（にんていこどもえん）

保護者が働いている、いないにかかわらず就学前のこどもを受け入れて、教育・保育を一体的に実施する施設。地域の全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供など、地域の子育て支援も行う。認定こども園には、次の4つの類型がある。

●幼保連携型認定こども園

認可幼稚園と認可保育所が一体となって教育と保育を一体的に提供する施設。学校と児童福祉施設の両方の位置づけをもつ単一の認可施設。

●幼稚園型認定こども園

認可幼稚園が、保育に欠けるこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設。

●保育所型認定こども園

認可保育所が、保育に欠けるこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす施設。

●地方裁量型認定こども園

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす施設。

ネグレクト

無視すること、ないがしろにすることで、こどもに関しては、適切な養育を親が放棄することをいう。例えば、こどもに食事を与えない、身なりが清潔でない、乳児が泣いていても無視する、学校へ行かせない、病気なのに治療を受けさせないなどの行為のことで、これによって、こどもの精神的な発達が悪影響され、人格形成に悪影響を与えるといわれている。

は 行

発達障がい（はったつしょうがい）

発達障がいはいくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、学習障がい、チック障がい、吃音（症）などが含まれる。これらは生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通しており、対人関係や行動のコントロール、学業などに支障が生じる状態のことをいう。

非認知能力

知識や記憶力などの「認知能力」ではなく、意欲・意志、自覚し見渡す力、人と協力する力等の数値では測れない力のことをいう。

フィルタリング

インターネットのページを一定の基準により「表示してよいもの」と「表示禁止のもの」などに分け、こどもに見せたくないページにはアクセスできないようにする機能。総務省は、平成16年度から携帯電話向けにもパソコン並のフィルタリング機能を実現するため、携帯電話各社と連携して研究開発を行った。携帯電話各社は利便性の高いフィルタリングサービスを提供しており、国（総務省）や自治体は、有害情報からこどもを守るため、積極的に利用促進を図っている。

母子・父子自立支援員（ぼし・ふしじりつしえんいん）

母子家庭や父子家庭等に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う相談員。

母子保健推進員（ぼしほけんすいしんいん）

妊婦や乳幼児を持つ保護者の皆さんが安心して妊娠・出産・育児ができるように、本市の母子保健事業に協力する身近な地域の相談者。

ま 行

マタニティマーク

妊婦又は出産後間もない産婦であることを周囲の人に知ってもらい、周囲の人が配慮しやすくするためのマーク。

妊娠初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、母親の健康を維持するためにもとても大切な時期だが、外見からは見分けがつかないため、「電車で席に座れない」、「たばこの煙が気になる」など様々な苦労がある。

そこで、国民運動計画「健やか親子21」推進検討会において、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を目指し、「マタニティマーク」を発表した。マークを身につけていることで、周囲に妊婦であることを示しやすくするもの。「マタニティバッジ」は、マタニティマークをデザインしたバッジであり、このほか、ワッペン、キーホルダー、マグネット、ストラップなどがある。

や 行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者。

幼児教育・保育の無償化（ようじきょういく・ほいくのむしょうか）

令和元年10月1日から導入された3～5歳児クラス及び住民税非課税世帯に係る0～2歳児クラスの幼稚園、保育所等の利用料等が無償となる国の制度。

要保護児童対策地域協議会（ようほごじどうたいさくちいききょうぎかい）

虐待を受けたこどもをはじめとする要保護児童等に関する必要な情報の交換や支援を行うために支援関係機関で協議を行う場。児童福祉法に位置付けられている。本市では代表者会議を年1回、実務者会議を月1回、必要時に個別ケース会を随時開催している。

ら 行

利用定員（りようていいん）

「認可定員」の項を参照

量の見込み（りょうのみこみ）

就学前の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業において、将来必要となる量を見込むことをいう。

臨床心理士（りんしょうしんりし）

カウンセラー、セラピスト、心理職等、様々に呼ばれている心理学の専門家で、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格の所持者。

わ 行

ワークショップ

もともとは「仕事場、工作室」を意味するが、通常の形式的な会議の進め方ではなく、参加者がワイワイ、ガヤガヤと創造的に意見やアイデアを出し合い、参加者の意思を共通化するための「場」のことをいう。人の話を聞くだけでなく、参加者各自が「発想し、提案し、作業する」ことにより、参加者全員で目標の達成に向けた作業を行う。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と「仕事以外の生活」（子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など）との調和が取れている状態。両者の調和を取ることで、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実させようとすることをいう。

第3期丸亀市こども未来計画

令和7年3月発行

発行：丸亀市

編集：丸亀市健康福祉部子育て支援課

〒763-8501 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号

TEL 0877-24-8808

FAX 0877-35-8894